

平成25年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 6 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 5 号

提案～審議

第 7 議案第 4 号

討論～採決

出席議員（9名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	8番	都志今朝一
3番	山崎文直	9番	唐澤由江
4番	小坂泰夫	10番	原悟郎
5番	加藤泰久		

○欠席議員（1名）

7番 山口守夫

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	加藤久樹	産業課長	原茂樹
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	教育委員長	清水篤彦
財務課長	山崎久雄		
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年6月 3日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 春先の天候不順から、ようやく例年並みの陽気となりました。これから収穫する農作物の凍霜害の被害状況等を心配するところではありますが、田植え等は順調に進み、水田等、緑の濃い季節になりました。ことしの梅雨入りは例年より11日早く、過去3番目の早さと言われております。これから大変蒸し暑い季節になり、クールビズも始まりまして、風邪等も少しはやっているようですので、体調管理に十分気をつけていただきたいと思えます。

本日は大変御苦労さまです。

ただいまから平成25年度2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。

7番、山口守夫議員が母の死亡等の都合により欠席する旨の連絡がありました。

また、有賀代表監査委員から都合により欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番、小坂泰夫議員、5番、加藤泰久議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成25年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案5件であります。請願・陳情は、請願2件と陳情3件が提出されております。

会期は、本日6月3日から6月14日までの12日間とし、この間で4日から11日までを休会といたします。なお、議案審議の関係で、議案第4号を即決とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月14日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成25年第2回議会定例会を招集を申し上げましたところ、1名欠席でありますけれども、御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

春の農作業も一段落し、その田園風景の中に映える経ヶ岳、また仙丈ヶ岳を眺める景観は、本村の自然遺産の一つでもあり、後世に残していかなければならないと強く感じているところでもあります。

また、県では先月の27日にゴールデンウィーク期間中の県内主要観光地の利用状況を公表しておりますが、本村の大芝高原には23.1%増の1万6,000人の利用客が訪れたと発表しております。多くの方に利用していただき、大変ありがたいことと感じておるところであります。

春先よりの低温、降雨、極端な寒暖の差の激しさ、異常気象が続き、本村でも4月22日から23日にかけて、農作物への凍霜害が発生したところでもあります。被害額は、ナシ、リンゴ、アスパラで約760万円を見込んでいるところでもあります。当初発表よりもかなり減少した被害額となっておりますが、生育が進むにつれ被害額は拡大していくことに懸念をしております。また、今後も梅雨の季節を迎え、梅雨前線による豪雨災害を特に心配しているところでもあります。秋には実りの秋を迎えられますことを願っております。

さて、景気の動向であります。景気は緩やかに持ち直しているとされております。急激な円安、株価の回復の影響もあり、大企業を中心に改善の動きが見られ、先行きにつきましても、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に景気回復へ向かうことが期待されております。しかし、海外景気の下振れが引き続き我が国の契機を下落するリスクであり、また雇用、所得環境の先行き等にも注意が必要であるとされております。また、地元の金融機関が公表しております伊那谷経済動向でも、一部で改善の兆しが見えるものの、政府が発表しております景気動向と同様な結果となっております。いずれにいたしましても、国内外の状況を把握しながら、特に村内の状況を踏まえながら対応してまいりますので、御協力をお願いいたします。

このような景気動向の中で、地方自治を取り巻く環境も大きく変化してきております。基層自治体への権限委譲を図ることを目的とした、いわゆる第一次、第二次一括法に続き、第三次一括法の策定が進められ、また今国会でも審議してございました社会保障と税の一体改革に伴う共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度が可決、成立され、このほかにも国主導で進められております道州制推進基本法案など、地方自治体には厳しい状況が続いております。これからも情報を的確に把握をしていくと同時に、足腰の強い村づくりに心がけてまいります。

特に小規模町村の存在を否定し、市町村の強制合併を不可避とする道州制は、地域間格差をさらに拡大するものであり、全国町村会とともに断固反対をしております。その点は、ぜひ御理解と御協力をお願いいたします。

さて、5月31日をもちまして、平成24年度の企業会計を除く一般会計、他会計が出納閉鎖となりました。長引く景気低迷の中で、大変厳しい年度ではありましたが、現在、平成24年度の決算状況につきまして取りまとめをしているところでもあります。5月31日現在の概算で

はあります。本式な決算とは若干の差はあろうかと思いますが、概況につきまして少し申し上げます。

収入面では、昨年度より約5億500万円減の56億700万円、また歳出面では、約6億1,200万円減の50億1,800万円を見込んでおります。このため、一般財源ベースで約5億8,800万円の繰越財源となりましたが、本年度、肉づけ予算後の繰越財源といたしまして約2億9,600万円、また繰越明許費といたしまして約7,000万円も含まれておりますので、差し引きいたしますと、約2億2,100万円が本年度さらに執行できる一般財源と見込んでいるところであります。

また、決算の概要でございますが、税収関係では、昨年度の引き続き20億円を超えることができましたが、昨年度より約3,000万円減の約20億100万円と見込んでおるところであります。その主な要因でございますが、個人住民税では約5,200万円の増となっております。中でも給与所得の増が際立っております。平成24年度から16歳未満の扶養控除が廃止されたことに伴い、その影響額が約4,800万円の増となっております。また、給与所得者の納税義務者数が前年度より130名増加したことによる影響額が約1,000万円の増となっております。逆に、固定資産税につきましては、評価がえの年度となりましたので約5,600万円の減、法人村民税、村たばこ税がそれぞれ約1,000万円の減となっております。

一方、歳出面であります。主な事業といたしまして、子育て・教育関係では、南部保育園の園児室・給食室の増築事業、中学校ではトイレ改修事業と体育館・音楽教室等改修事業、中学校3年生までの医療費無料化に要する費用、住宅用新エネルギー施設設置補助事業などを実施しております。また、時事共同に関する事業では、農地水保全管理支払交付金事業、北殿消防屯所の建設事業、久保の消防可搬ポンプ積載車購入事業を実施し、また生活環境に関する事業では、中野原橋修繕に係る調査・設計事業、通学道路交通安全対策事業、景観計画策定事業などを実施しております。また、産業交流に関する事業につきましては、味工房備品購入事業、森の里親事業、愛の鐘周辺整備事業、少し先ほど住宅用新エネルギー等々の問題もこちらに入るかなと思っております。健康福祉に関する事業では、主にソフト事業となりますが、新たな事業といたしまして、142世帯に緊急医療情報キットを配布し、また村単独事業といたしましての子宮頸がんワクチン接種事業では28人の方に、中学校3年生を対象としたインフルエンザ接種では108人の方に接種を受けていただいております。そのほかにも、単身入居障害者の家賃補助といたしまして4人の方に補助をしており、健康福祉面の充実を図ったところであります。

今、申し上げましたように、厳しい年度ではありましたが、さまざまな新規事業も実施をすることができ、着実に村政が推進をしているものと思ったところでもあります。また、繰越財源につきましては、今後の地方交付税の算定数値を見きわめながら有効活用してまいります。今後、南原住宅団地の償却売関連事業、伊那消防署の建てかえ、上伊那広域連合のごみ処理中間施設の建設など大型事業も控えておりますので、財政調整基金への積み増しも考えておるところであります。

平成25年度がスタートし、2カ月余りが経過いたしました。5月8日に臨時議会をお願いし、肉づけ予算のお認めをいただきましたので、実質的には1カ月余りとなります。現在、精力的に事業の推進を図っております。今のところ、ほぼ順調なスタートが切れたものと考えております。

今年度の重点事業及び施策につきましては、先の臨時議会の折に私の施政方針を含め、重点施策を申し上げましたので、その後の主な事業の進捗状況につきまして御報告をさせていただきます。

はじめに、4月26日に行政評価委員会から平成23年度の事務事業行政評価結果につきまして答申をいただいたところであります。委員の皆さんには、全事業381事業のうち39事業を抽出していただき、評価をしていただきました。その結果、必要性ありの中で拡充が2事業、現状維持が23事業、改善の余地ありが13事業、また要検討が1事業となっております。当然、事業の実施に当たり費用対効果も検討をしていかなければならないと思っておりますが、行政は一律で語り切れないサービス面での効果や、短時間で効果があらわれるものもあれば、長い時間をかけて評価されるものもあり、多種多様な考え方もございますので、村民の満足度を常に把握していくことが重要だと考えております。したがって、この点につきましては、第五次総合計画の策定に当たり、村民の皆様方へのアンケート調査を実施し、村民の声を吸い上げてまいりたいと考えております。

また、現在、行政評価委員会より出されました御意見に対しましては、各課で検討しておりますので、遅くとも7月には行政評価委員会に報告ができるものと考えております。

また、つい先般であります、行政評価委員長から過去に行いました行政評価に対する村の考え方等々を申し上げたところでございます。その内容につきまして、改善や、本当に職員の努力のあとが見られるというような、委員長からわざわざ私にそんな報告をいただいたところであります。そうしたことを踏まえて、これからさらに職員とともに、行政評価を含めまして、住みよい村づくりのために努力をしていかなければならないと感じたところでもございます。

続きまして、本村では景観行政団体への移行を目指しているため、5月8日から15日までの間、南箕輪村の景観を考えるワークショップを村内の5カ所の公民館で開催いたしました。80名の皆様方に御参加をいただき、5人から6人が一人の班となり、昨年実施しました景観のアンケート調査結果について、また村の景観のこれからを考えるなどのプログラムに沿って、図面などを用いながら話し合い、最後には班ごとの発表を行ったところであります。その中でまとめられました御意見の一例でございますが、心に残る景観としましては、やはり経ヶ岳、仙丈ヶ岳の眺めや田園風景が出され、また残念な景観といたしましては、雑草や電柱、電線、道端のごみなどでありました。これらの御意見や、また地域の中で特徴的な区域などをまとめながら、景観について整理をしてまいりたいと考えております。

続きまして、先の臨時会の折に六次産業の創出につきまして御提案をし、また予算もお認めをいただいたところであります。折しも、安部総理は成長戦略の一つとして、また環太平洋連携協定、TPPへの理解を深めるためにも、農林水産業地域の活力創造本部を発足させております。この中で、正式に農業・農村の所得倍増目標を掲げ、その施策といたしまして、耕作放棄地を含め農地の集積を図る農地集積バンクを創設するとともに、今後10年間に六次産業化を進め、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定するとしております。特に、現在1兆円の六次産業化市場を10年間で10兆円に拡大していきたいとの表明もしております。しかし、農業政策は本当にころころ変わっております。また、安定をしておりません。目標の達成は容易なことではないと思っております。絵に描いたもちにならないければよいがという、こんな思いもしておるところでございます。

本村でも六次産業の検討をしていくことになっておりますが、今月中には六次産業化に向けてのワーキンググループチームを設置し、村内から生産される農産物から何をどう加工するか、また販路、販売形態に至るまで調査、研究を重ねてまいります。村内の農産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげることもできればと考えております。しかし、この事業は大変難しい面もありますので、腰を据えて、しっかりと取り組んでまいりますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

そのほかの主な事業の進捗状況であります。南原保育園の増改築工事につきましては、先の臨時議会で契約のお認めをいただきましたので、11月29日の竣工に向け工事が始まりました。工事に当たりましては、同園で小さなお子さんを預かっておりますので、細心の注意を払うよう指示もしております。工程会議等でもその都度、確認をしております。

そのほかでは、村のウェブページのプロポーザルも終了し、業者が決定しました。この後、具体的なデザイン、フォーマット等の検討に入っておりますが、その折には議員の皆様にも一緒に検討をしていただきたいと思いますと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

また、田畑公民館の建築工事、役場庁舎の設計監理、サーバー機器の交換につきましては、準備が整いましたので、今週の7日に入札会を開催する予定であります。

また、農業集落排水事業の終末処理場いずみ苑の改築工事ですが、当初は下水道事業の起債を活用し実施する予定でありましたが、改築後の用途が防火水槽、防災備蓄倉庫及び郷土資料保管庫の改築等になることから、下水道事業での起債の借入ができないこととなりました。したがって、今議会の補正予算に計上しておりますが、一般会計の防災対策事業債に財源を組み替えて実施をしております。その点もぜひ御理解をお願いいたします。

これからもスピード感を持って事業の推進を図ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、3月末に厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所より将来人口推計が発表され、その後、問い合わせや取材が多くなってきております。国内大手雑誌社や、あるいはきょうの午後にはテレビ局の取材も予定をされているところであり、反響の大きさに驚いております。しかし、人口増加対策というのは、現状に甘んじることなく、さらに対策の充実を模索していかなければならないと考えております。

続きまして、広域的な事業につきまして申し上げます。

まず、伊那消防署の建設事業であります。5月30日に建設予定地内の地権者の皆様方と用地の売買についての仮契約の締結に至りました。6月24日の否消防組合議会で議決をいただくことになっております。地権者の皆様方の御協力に感謝を申し上げますとともに、用地確保に伴い、事業が大きく前進をしていくものと考えております。消防防災の拠点施設となるよう、しっかり整備を進めてまいります。

また、伊那中央病院の救急救命センターの増築工事も、9月末の完成を目指して急ピッチで工事が進められております。大分建物が建ち上がってまいりました。救急救命センターは住民にとっては極めて重要な施設であります。地域住民の安心の支えとなります。地域医療の充実にも最大限の努力をしていかなければならないと考えておるところであります。

これから梅雨の時季に入っております。冒頭申し上げましたが、異常気象が続いておりますので、大変心配しているところではありますが、集中豪雨による災害がないよう願っております。また万全の体制を取りながら対応をしております。

本定例会に提案を申し上げます議案は、議案が5件、報告が3件であります。全議案、原案どおりお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（原 悟郎） 続きまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年2月分から平成25年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成24年度決算がそれぞれ認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、平成24年度南箕輪村一般会計の繰越明許費の繰越計算書であります。別紙15事業に係る繰越明許費計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これにて行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願2件、陳情3件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、村の常勤の特別職の報酬について、村特別職報酬等審議会より答申を受け、所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものであります。

特別職の職員の報酬につきましては、毎年、年度末に審議会から答申をいただき決定をしておりますが、平成25年度につきましては、村長選挙のため5月10日に審議会から答申をいただいたところであります。答申を尊重し、答申どおり7月から支給される給料月額を、本則の月額から3%減ずる条例改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第1号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明でも申し上げたとおり、この4月に特別職報酬等審議会へ村議会議員の報酬の額の改定及び村長、副村長等の常勤の特別職の給料の額の改定について諮問をしたところであります。審議会の諮問事項に対する御意見では、ただいま理事者が申し上げたとおりでございますけれども、村長、副村長、また教育長の給料の額につきましては、平成25年7月1日より平成26年3月31日までの間、本則で定めた給料月額より3%を減額した額とするとの答申をいただきましたので、答申を尊重し、条例改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明を申し上げたいと思います。

附則条項につきましては、1項を追加し、第22項を設けております。第1条に規定する常勤の職員の給料月額は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間におきまして、条例の規定にかかわらず、規定による給料月額から100分の3に相当する額を減額した額とするものでございます。ただし、期末手当及び退職手当の算出基礎となります給料月額につきましては、減額前の給料月額を適応するものでございます。

2枚目にお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員

4 番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

この条例の提案につきましては、本会議以前からも理事者側、執行部側から説明もございましたが、一応、本会議は重要だと思しますので、あえてこの場で質問させていただきます。

まず、特別職報酬審議会の答申ということで、1点目ですけれども、今回の議案第1号につきましては、特別職の、特に先ほど説明のありました村長、副村長、教育長という特別職の給与削減の提案なんですけれども、現実には、皆さん御存じのように、今後、国から示されている交付税の減額を、ある意味、圧力をかけた地方公務員の給与削減のことまで影響があることだと私は思います。つきましては、特別職報酬審議会さんなので、現実には今の国の情勢、交付税の減額、地方公務員の給与削減についてのこともあわせて、そういったこともかんがみられて今回の3%減を提案されたのか、それは全く別なのか、その点の内容、わかりましたらお答えいただきたい。

また、村長御自身もそのことについて十分御承知だと思いますので、村長の特別職の給与3%削減についての今後の影響について、村長自身どのように思われているか、以上、お尋ねします。二点お願いします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 特別職報酬等審議会の答申の内容の面でございます。職員の話もありました交付税の減額等々に絡みまして、国家公務員の給料を減額しておりますので、地方公務員にも減額をとということで、国のほうからそんな方針も出されておるところであります。

私は、職員の人件費と地方交付税の関係につきましては、これは地方分権の面から言えば、

本当におかしな話だなというふうに思っておるところであります。国が地方交付税で地方を縛っていくという、こういうことはいかなるものかと感じておるところでもございます。これから、さらに地方分権や地域主権の時代、こういったことを模索していかなければならない時代でありますので、そんな点も全国町村会として国に意見を申し上げているところでもあります。

そんなことでありますけれども、答申の内容につきましては、そういったことも含まれての答申という、こういう内容となっております。本則の支給でもいいが、そういった面もあるので、3%の減額が望ましいという答申となっておりますので、その点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

職員への影響でございます。職員の給与につきましては、条例で定める、他の地方公共団体や民間の給与等を勘案して、条例で定めるということになっておりますので、その辺につきましては、またこれから職員組合と話をしながら、協議をしながら、いずれかの時期で臨時会をお願いしていく予定で考えておるところであります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第2号「南箕輪村新型インフルエンザ等対策本部条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村新型インフルエンザ等対策本部条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、国による緊急事態宣言が発令されたときは、直ちに市町村はインフルエンザ等対策本部を設置し、対策本部に関し必要事項は市町村の条例に定めるよう規定されているため、提案するものであります。

また、この条例の附則に新型インフルエンザ緊急事態派遣手当を新たに加えるための職員給与条例一部改正をあわせて提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第2号の細部説明を行います。

この条例でありますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法、これが本年の4月13日に施行されたことに伴いまして、市町村対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めるよう規定されたため、制定するものでございます。

条例第2条でありますけれども、対策本部の組織の中に対策本部長、対策副本部長、本部長等を置くものと規定しております。

第3条第1項では、必要に応じ会議を招集し、第2項では、国の職員、その他村職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができると規定してお

ります。

第4条では、必要があれば部を置くことができると規定しております。

第5条では、対策本部に関し必要な事項は本部長が定めると規定しております。

また、議案書の2ページの附則の第2項をごらんいただきたいと思います。

附則第2項であります。インフルエンザ対策措置法で規定されておりますインフルエンザ緊急事態派遣手当の関係で、一般職の職員の給与条例と調整する必要が生じたことから、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正を行うものであります。

3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側の改正後をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の条文中のアンダーラインを引いてある箇所ではありますが、職員の給与の種類に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるものであります。

その下、下段の第34条の災害派遣手当を支給するものの中に、「インフルエンザ緊急事態措置の実施のため派遣された職員」を加えるものであります。

議案書の1ページに戻っていただきまして、一番下の附則の第1項であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村の日を定める条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村の日を定める条例」について提案理由を申し上げます。

南箕輪村は、1875年、明治8年に誕生して以来、合併も分離もなく、また活力ある元気な村として今日に至っております。村民の皆様方が郷土の歴史を振り返り、先人たちのたゆまぬ努力に感謝するとともに、郷土についての理解と関心を深め、より豊かな郷土を築き上げることを期待する日としましては、2月18日を南箕輪村の日として定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第3号に係ります細部説明を申し上げます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、前文につきましては、ただいま理事者の提案説明で申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。各条項に沿って説明をさせていただきます。

第1条は目的でございますけれども、村民が郷土について理解と関心を深め、ふるさとを

愛する心をはぐくむことにより、村の発展と村民の福祉の増進に資することを目的としております。

第2条では、南箕輪村の日を2月18日と定めるものでございます。

第3条では、行事を定めておりますけれども、村は啓発を行うとともに、南箕輪村の日を中心に、その目的にふさわしい行事を行うものと規定しております。また、第2項では、村は村民及び団体に対し、行事の実施に当たり協力を得るよう努めるものとしております。

第4条では、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、村長が別に定めるとする委任規定でございます。

附則でございますけれども、交付の日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2番、久保村です。

南箕輪の発足の状況を村民にお知らせをし、この村が長く村民のために継続していくということをお知らせすることは大事だと思います。ただ、よくいろいろな記念日というものがありますが、これは押しつけるべきものではない、そういうふうを考えます。コンニャクの日とか、いろいろ数字のごろ合わせでつくっているものもあるわけですが、南箕輪村の日というのは発足の日を皆さんにお知らせするということから始まりますから、定めることはいいと思います。しかし、これは押しつけではなく、お知らせをしていく、そのことが一番中心だと思います。

そんな点で、予算にも一定の金額を持ってありますが、今後、この啓発、あるいは行事をするということについて、どのような考え方、あるいは案があるのか、これについてお聞きをします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 考え方だけ申し上げて、また行事等の内容につきましては担当課長から申し上げます。

押しつけにならずという、こういうことであります。まさに、そのとおりであろうというふうに思います。今、いろんな日が制定されており、されようとしております。近々というか、盛り上がっているのは山の日制定、そんな議論もあるところであります。

南箕輪村の日というのは、もちろん発足した日ということで、合併もせずに、分離もせずに村民の皆様方、先人が築いてこられた今日があるわけでありますので、そういったことをお知らせをして、村についての歴史を学んでもらうとか、いろんなことの行事もしていかなければならないというふうには思っております。しかし、肩ひじを張らずに、長い目でやっていくことが大切かなと考えておるところでもあります。したがって、通常の部分、少し行事をしていくという、こんな状況であります。ただ、平成26年、この条例が可決をいただければ、平成26年の2月18日、最初でありますので、そのときはいろんな行事をこれから検討しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

折しも、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたけれども、道州制が今、議論をされております。私は、本当に小規模町村を否定するものだというふうに考えております。そんなことも

ありますので、村を大切に作る、こんな日になればなという思いもあるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 今年度につきましては、今、村長が申し上げたとおりでありますけれども、初回でもありますので、記念式典が中心の事業というふうに考えております。各課で検討しているところでありますけれども、次年度以降につきましては、この日を記念として考えられるイベント、こういったことをそれぞれ考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、今年度につきましては、各課で検討した内容に基づきまして、9月の定例議会におきまして補正予算をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、唐沢由江議員。

9番（唐沢 由江） 9番、唐沢です。

南箕輪村の日を定める条例というのは、本当に古きをたずねて新しきを知ると昔から言われていますけれども、先人の方々が、昔の歴史をたどるといふか、その史実がありますので、1,000円の文化財の本とか、村史だとか、そういったものが住民に余り知られていないので、そんなのも普及の材料にさせていただいて、押しつけとかそういう問題ではなくて、南箕輪はどんな村だったんだろうかということをとどめて、勉強をしてもらうきっかけになればいいなと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 提案として受けとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計予算補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、中野原橋修繕委託、いずみ苑改築工事、消防広域化に伴う負担金などの補正が主なものであります。歳出が歳入を上回る額は予備費で調整し、規定の歳入歳出予算の総額に3,826万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を53億8,691万9,000円とするものであります。

細部につきましては副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いをいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） それでは、歳出から細部説明を申し上げますので、13ページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出でございます。02款の総務費、総務管理費の0201一般管理事務であります。42万8,000円の減額でございます。先ほどの1号議案に関係するものでございますけれども、給料と共済費の減額であります。特別職等報酬審議会からの答申に基づきまして、村長と私の給料になるわけでございますけれども、100分の3減額をすると、こういうものでございます。

23ページに給与費明細がございますので、そちらについては再度説明申し上げますが、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、0242の地域づくり推進事業であります。597万円の増額でございます。委託料で397万円増額をお願いするものでございますが、イメージキャラクターとしまして村のまっくんのぬいぐるみ、これをつくってまいりたいということで160万円、それから先ほど3号議案にございましたように、村の日の委託料ということで、村の映像を制作したいというふうに思っております。これで237万円でございます。

次の負担金補助及び交付金であります。200万円の増額。これはコムにティ助成事業、南原地区の自主防災組織への補助金でございます。

次の戸籍住民台帳費であります。0265戸籍住民基本台帳事務で4万1,000円の増額をお願いするものでございます。需用費でございますが、消耗品といたしまして住基カードへ貼るシールでございますが、住基カードは当初の発行からことしの8月で10年が経過しまして、有効期限が来たカードにつきましては新しいカードに更新をしていくわけでございますけれども、このシールを貼ることによりまして、住民票と印鑑証明の発行に限ってでありますけれども、コンビニ等でも発行を受けられるように、このシールを貼ることによりカードを更新しなくても使用ができるという形の措置として、上伊那統一で取り組んでいくものでございます。

次のページにまいりまして、0275の村長選挙事務でございますが、408万7,000円の減額でございます。01の報酬から14の使用料及び賃借料まで、村長選挙が無投票となったための不用額でございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、04款で衛生費になります。保健衛生費で0406市町村母子保健事業であります。33万9,000円の増額であります。需用費で18万円あります。木育・食育事業といたしまして、消耗品でありますとか、ポスターの印刷製本費等でございます。次の備品購入費であります。同じく木育・食育事業での備品といたしまして、教室で使用する備品代でございます。

次のページにまいりますが、06款の農林水産業費、林業費の0651林業振興事業であります。1,109万1,000円の当初予算額に増減はございません。財源の組み替えのみとなりまして、先ほどの木育・食育事業に関係いたします事業、これが元気づくり支援金の対象となりましたので、一般財源を減額し、県の支出金へ財源を組み替えるというものでございます。

次に、07款の商工費であります。0703の観光振興事業であります。こちらも2,559万2,000円の当初予算に対して増減はございません。こちらも財源の組み替えでございます。ノルデ

ックウオークに関係いたします、こちらも元気づくり支援金関係で、財源がこれは前回の臨時議会の中で予算を組み替えている部分がございますが、その事業が県の補助金から、こちらにつきましては、先ほどとは逆に落としまして、一般財源の対象とするものの組み替えでございます。

次に、08款の土木費であります、道路橋梁費で0806の国庫補助道路改良事業であります。2,100万円の増額であります。委託料であります、中野原橋の修繕の関係の委託料、それから荒井坂橋他の詳細設計の委託料それぞれでございます。次に、都市計画費で0820の都市計画総務事務であります、5,100万円の減額でございます。先ほど村長の挨拶の中でも触れておりましたけれども、下水道事業会計繰出金、これを減額するものでございますが、農集の処理場の改築、これが下水道事業債、これの計画をしておりましたけれども、これを防災関係の起債事業の対象とするために減額し、防災対策事業のところでの分を増額となるわけでございますので、お願いをいたします。

次のページの09款、消防費であります。0901の常備消防事務で1,722万7,000円の増額であります。負担金補助及び交付金でありまして、伊那消防組合構成市町村負担金となっておりますが、消防無線デジタル化、それから司令センター事務費等でございます。それから、防災対策費でありまして、0930の防災対策事業であります、5,127万5,000円の増額をお願いするものであります。主なものは、先ほど申し上げましたように、いずみ苑の改築に伴う5,100万円分で、その分が13の委託料の100万円、それから15の工事請負費の5,000万円、ここに計上をされております。そのほかでは、報償といたしまして2万円、東日本大震災避難者交流会講師の謝礼の関係、需用費で20万5,000円、同じく東日本大震災避難者の交流会に関するもの、使用料及び賃借料、こちら東日本大震災の避難者の交流会に関するものということで計上をしております。この東日本大震災避難者交流会といいますのは、上伊那地域に避難をしている皆さん、この皆さんの交流をするための事業ということで、昨年からは始まっているようでございますけれども、市町村を会場をかえてやっているということで、今年度、南箕輪村で会場を受け持ってくれということで、受け持つことになりました。したがって、そこがございますように、合計で27万5,000円になりますが、これを計上いたします。なお、この費用につきましては、一たん開催地が全額予算計上し、支出するわけでございますけれども、全額を県費で補助されるということになっておりますので、この分につきましては、また入るところで出てまいります。

10款の教育費であります。教育総務費の1001教育委員会事務であります、3万1,000円の増額でございます。報償費でございますが、教育委員会の評価委員会、村では既に評価委員会を組織し、事務事業を評価いただいておりますが、教育委員会事業につきましても委員会を組織して評価をしているという形で、報償費を計上するものでございます。次に、事務局費の1002の教育委員会事務局事務であります、17万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、特別職の報酬と同様、教育長の給料につきましても100分の3を減額すると、こういう形で給料、それから共済費、それぞれ減額をするわけでございます。給与費明細につきましては、教育長につきましては一般職の欄に入っておりますので、24ページに給与費明細がございますので、こちらについても細部の説明は申し上げませんので、ごらんいただきたいと思います。次に、教育住宅費で1003教員住宅管理事務であります、8万1,000円の増額でございます。需用費でありますけれども、教員住宅の修繕に関する分であり

ますが、春先の強風でテレビアンテナが倒れてしまった、あるいは給湯器に水漏れが出ているというようなことで修理をするものでございます。次の教育振興費の1005教育振興事務であります、5万3,000円の増額であります。備品購入費であります、学童クラブの関係、児童増に伴ってロッカーを購入したいというものでございます。

小学校費であります。次のページをごらんいただきたいと思いますが、1017の南部小学校管理事務で45万7,000円の増額をお願いするものでございます。需用費で20万円ですが、南部小学校については井戸を使い、自前の水道を持っているわけですが、ポンプからの配管部分に修繕の必要が出てきたということで、20万円をお願いするものでございます。それから、備品購入費でございますが25万7,000円、教材用備品購入費ということで、校庭にサッカーゴールを設置するというものでございます。学校建設費の関係ですが、1016南部小学校改築事業であります。367万5,000円の増額をお願いするものであります。委託料でありまして、増築工事、平成27年からクラスが増になる見込みでございますので、この対応のための設計委託料でございます。

次に、中学校費ですが、1020の中学校管理事務ですが、74万4,000円の増額でございます。負担金補助及び交付金として74万4,000円ですが、南三陸復興支援の交流補助金ということでありますが、中学校は東日本大震災後から落ち穂拾いの販売代金を送るなど支援と交流を続けている静川中学校というのがございますが、この南三陸町の震災後の現状、2年と3カ月がたっているわけですが、今でも津波のすごさ、こういったものがまだ完全に復興していないという状況でございます。そんな状況を生徒が自分たちの目で見て、そして地元の人と交流をし、今後、自分たちに何ができるのか、こういうものを考える機会にしたいと。やはり、そういったことで交流はしておりますが、やはり直接現地を見て交流したいということで、中学校で計画をする事業でございます。次の1063の大芝公園管理総務事務でございますが、65万円の増額でございます。工事請負費ですが、南原運動場の照明灯の関係の更新であります。こちらにつきましては、現在、カード式の照明になっておりますけれども、感知が鈍くなってきておりまして、料金を払って使用しているという形の中で、利用者からの苦情等もございます。これをコイン式にかえると、こういう工事でございます。

14款、予備費ですが、758万8,000円の減額ということで、財源調整でございます。歳出については以上でございます。

続いて、歳入の説明を申し上げますので、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入で16款の国庫支出金であります。土木費の国庫補助金で1,265万円の増額となります。社会資本整備の交付金で、出のところでありましたが、中央道中野原橋、そして荒井坂橋等の関係の交付金の増でございます。

17款の県支出金ですが、総務費の県補助金で33万9,000円の増額であります。元気づくり支援金として、木育・食育の関係であります。若干、予算の組み替えがございますので、真ん中の観光振興事業、これがノルディックウオークに関係する分、これは19万5,000円減額となりますが、一番上の林業振興の28万7,000円、3行目の市町村母子保健事業24万7,000円、こちらは増となりまして、差し引きで33万9,000円が元気づくり支援金、増額となるものであります。次の、消防費の県補助金ですが、27万5,000円の増額であります。住宅手当等緊急特別措置事業補助金、これが先ほど申し上げました東日本大震災の避難者交

流費のことで、事業名としてはこういう事業の補助のようであります。これが全額入となつてまいります。

次のページへまいります。

22款の諸収入であります。雑入で200万円であります。コミュニティ助成事業、南原自主防災組織の助成金であります。

次の23款、村債であります。消防費で2,299万9,000円でございます。防災対策事業といたしまして700万円、これが農集排、いずみ苑の改築に係る分であります。一般単独事業債で1,599万9,000円、こちらにつきましては消防広域化に伴う部分の消防無線のデジタル化、それから司令センター建設費、これに係る起債でございます。

歳入は以上でございます。

5ページをごらんいただきたいと思ひます。

債務負担行為の補正であります。消防司令センターの整備、消防緊急無線デジタル化整備工事に伴う負担金ということで、平成25年6月3日から平成27年3月31日までということで、8,246万1,000円の債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、次のページの第3表の地方債の補正であります。先ほど歳入のところでは計上いたしました二つの事業の起債であります。防災対策事業債、いずみ苑の改修工事でありまして700万円、こちらにつきましては充当率が対象事業の75%、交付税措置が30%ある起債でございます。次の緊急防災減災事業債、こちらにつきましては1,599万9,000円、これは充当率100%、交付税措置率70%という起債でございます。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 議長、済みません。議長に質問なのか、執行部に質問なのか、大変申しわけないんですけど、私も議運におりまして、13ページの特別職の給与の削減と、南箕輪村の日の委託料が今回含まれていて、これがきょう即決だと思んですけど、よろしいですか。議案第1号と第3号は本日即決でなくて、この予算を即決してしまうのは、ちょっと順序的にどうなのかと、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

議長（原 悟郎） 加藤副村長。

副村長（加藤 久樹） 一般的に条例と予算が出る場合、考え方としては、条例が先のような感じもいたしますけれども、制度上は予算先決が、予算が伴わないものについては、いわゆる執行ができませんので、基本的には予算が先という形になっておりますけれども、同時の、同じ議会に提出をしていけば、これはいわゆるどちらが先という解釈をせずにと、こういう解釈がされております。いわゆる会期、完全に議会を別の議会として出すと違いますが、そういう形で解釈をされておりますので、こちらにつきましては、上程をするときにそういった検討も事務局側ではしていただいておりますけれども、そんな解釈をしているところがございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2番、久保村です。

18ページ、土木費の中野原橋の修繕ということです。長寿命化ということで調査をされ、これを修繕するという事なんですが、どのような工事、概要をお聞きいたします。どのような工事がされるのかという。それと、調査をした結果の傷みぐあい等、今後の長寿命化ということで、どういう形で延ばしていくのかというあたり、総体のことについてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） では、この中野原橋の修繕工事の大まかな概要を説明したいと思います。

昨年度の予算の中でお認めをいただきまして、ネクスコを中心といたしまして修繕方法についての検討をしていただいております。状況としましては、床板等の修繕、それから防護ネットの対応、それから外側から見ましてコンクリートの剝離、鉄筋の露出等の状況が見られております。以上、それらの修繕対応をすることによりまして、橋の寿命が延びることになりまして、結果として橋のかけかえ等が先送りになるということで、負担軽減が図れるというような工事を予定しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 下は当然、中央道は通行はしながらやるということになると思うんですが、結構大がかりな防護もされるということだと思っております、どのぐらいの期間を見込んでいるのか、そこをお聞きします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 工事の期間はちょっと定かではありませんが、基本的にはネクスコへ委託する方向を考えております。

工事の方法としましては、片側車線を規制いたしまして、片側通行によりまして片側ずつ工事を行い、終了した段階で片側へ移るとい、こういった工法を考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

13ページの地域づくり推進事業の負担金で、コミュニティ助成事業助成金、この内容について説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤伸夫） 今年度のコミュニティ助成事業でありますけれども、南原区の自主防災会が該当しております。4月24日付で事業の決定通知をいただいたところでございますけれども、総事業費が200万9,000円、事業内容としましては、避難生活用のテント4張、AED一つというようなものが主なところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

15ページの市町村母子保健事業の中で、需用費、備品購入費がありますが、木育ということではしを購入されるというような話をお聞きしておりますが、これは社協というか、ひま

わりの家というか、そういうところを通じて購入をされる予定があるのかどうかということでもあります。

それから、19ページの東日本大震災避難者交流会の一連の補正が盛り込まれておりますが、時期や概要が計画的にわかりましたら教えていただきたいということと、このように避難者だけでなく、ことしは南箕輪で行われるということですので、例えば南箕輪の村民の方が一緒に参加できるものかどうかという、その辺のところもお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） それでは、先に原産業課長。

産業課長（原 茂樹） まず、はしの関係でございますが、これにつきましては、先の補正予算のところで盛らせていただいた内容、また本日のところでも財源組み替えということで16ページにも記載してございますが、はしをつくるところまでは木育の分野ということで、農林水産業費のほうで盛らせていただいております。はしの作成につきましては、今、お話にございましたように、南箕輪村社会福祉協議会のひまわりの家のほうにお願いをするということで進めております。

議長（原 悟郎） 続いて、松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 事業の概要でございます。あくまでも今の段階では案ということになりますけれども、実施時期につきましては7月7日、日曜日を予定しております。午前10時から2時ごろまでということとあります。場所につきましては大芝公園で、それぞれ事業を行うわけですけど、その内容といたしまして、今、これからそれぞれの該当者にアンケートをとっていただいておりますわけですけど、四つのコースを考えてみたいと思っております。一つは、みんなの森を散策するコース。また、2点目はマレットゴルフをしていただくコース。3点目は、温泉と公園の散策コース。4点目は、まっくんと公園の探索コース。この4点について、それぞれ御意見を聞いて実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、住民が参加できるかどうかということとありますけれども、特段、今まで住民の参加ということにはなかったと思っておりますけれども、多くの人間でなければ問題はないかと思っておりますので、希望があれば総務課のほうに御連絡をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） はし、今、社協のほうを通じて購入されるということですが、現場ではしをつくるのはなかなか大変な話だという話をちらっと聞きました。時間がかかると。なかなか洗い、削りから磨くまでは時間がかかるということですので、十分な期間と、できればその辺のところに対する、これからも長く続く事業だと思っておりますので、道具だとか、教える人だとか、そういう体制についても、これは違う部分になるかと思っておりますが、この辺のところについても継続的に支援ができるような形をまた考えていってほしいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

時間が過ぎておりますけれども、もう1議案でありますので、続けて進めさせていただきます。

次に、議案第5号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、いずみ苑の跡利用に伴う改築工事について下水道事業債を見込んでおりましたが、既存の貯水槽を利用した防火水槽などへの転用については、下水道事業債の対象とならないことが判明しましたので、起債の対象となる消防防災対策事業により実施をするものであります。

また、浄化センターの耐震診断につきましても対象外となりましたので、これらの事業に係る資本的収入7,240万円及びいずみ苑の改築工事と工事監理委託料5,100万円の支出を減額するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第5号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について細部説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

予算実施計画明細書によりまして説明を申し上げます。

01款、下水道事業、資本的収入でございますが、7,240万円を減額し2億862万2,000円とするものであります。内容につきましては、01項01目の下水道事業債の2,140万円の減額と、05項02目の一般会計からの補助金5,100万円を減額するものであります。内訳としましては、いずみ苑の改築工事及び浄化センターの耐震診断に係る下水道事業債の減額と、いずみ苑の改築工事等に係る一般会計からの補助金の減額であります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

01款、下水道事業資本的支出でございますが、5,100万円を減額し4億8,633万8,000円とするものであります。内訳につきましては、9430事業の施設建設事業でいずみ苑改築工事に係る管理委託料100万円と改築工事5,000万円を減額するものであります。この工事等については、一般会計予算で対応する予定であります。

それでは、2ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条の資本的収入及び支出になります。収入の第1款、下水道事業資本的収入であります。7,240万円を減額し2億862万2,000円とし、その内訳は、第1項の企業債で2,140万円、第5項の補助金で5,100万円を減額するものであります。支出の第1款、下水道事業資本的支出であります。5,100万円を減額し4億8,633万8,000円とし、その内訳は、第1項、建

設改良費としまして5,100万円を減額するものであります。

したがって、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を2億7,771万6,000円に、また当年度分損益勘定留保資金を8,743万6,000円にそれぞれ改めて補填するものであります。

次のページになりますが、第4条、企業債であります、起債の限度額を2,140万円減額しまして5,330万円とするものであります。

続きまして、3ページになります。

第5条で他会計からの補助金であります、一般会計からの繰出金5,100万円を減額しまして2億6,571万9,000円とするものであります。

あとはごらんをいただきまして、以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

議長（原 悟郎） 委員会に付託されました請願・陳情の審査のため、委員会の開催をお願いしたいと思います。

総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 総務経済常任委員会を、第一委員会室で40分から始めたいと思います。

議長（原 悟郎） 福祉教育常任委員長。

福祉経済常任委員長（丸山 豊） 同じく、第三委員会室において40分から開催いたします。

散会 午前10時25分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 6 月 1 2 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

6 番	丸 山	豊
7 番	山 口	守 夫
8 番	都 志	今朝一
2 番	久保村	義 輝
9 番	唐 澤	由 江
1 番	百 瀬	輝 和
3 番	山 崎	文 直

○出席議員（10名）

1番	久保村	義輝	6番	丸山	豊
2番	百瀬	輝和	7番	山口	守夫
3番	山崎	文直	8番	都志	今朝一
4番	小坂	泰夫	9番	唐澤	由江
5番	加藤	泰久	10番	原	悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木	一直	子育て支援課長	有賀	由起子
副村長	加藤	久樹	産業課長	原	茂樹
教育長	征矢	鑑	建設水道課長	藤田	貞文
総務課長	松澤	伸夫	教育次長	田中	聡
会計管理者	中尾	由美子	教育委員長	清水	篤彦
財務課長	山崎	久雄			
住民福祉課長	清水	麻男			

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀	正弘
議会事務局次長	城取	晴美

会議のてんまつ

平成25年6月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

有賀代表監査委員から、都合により欠席する旨の連絡がありました。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は答弁も含め1人50分となります。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁が終わるようにお願いいたします。件名ごとそれぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、届け出順に発言を許可いたします。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） おはようございます。議席番号6番、丸山豊であります。トップバッターですけれども、よろしくをお願いいたします。

先に通告いたしました安全安心についての大きな項目4件について質問をさせていただきます。安全安心については、誰もが求めるものであり、健常者はもとより、子供、高齢者、障害者、どなたでも安全安心を享受するのは当然の権利であります。1、2点目の質問は、地域の皆さんからいただいた御意見であり、村が直接携わっているということではありませんが、1点目の病院については深くかかわり、2点目は住んでいる場所ということでもありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1点目の医療に対する安心についてお尋ねいたします。

村長も村報の中でおっしゃっている生活の安心分野、この分野はすそ野が広く、福祉に関してはボランティア組織で対応可能なところもありますが、医療となるとそうはいきません。今回、地域の方からの御意見もあったことで、昨年引き続き中央病院についてお聞きしたいと思います。

「はい！！中央病院です」という広報紙4月号には、川合病院長のお言葉が掲載されておりました。平成25年度は10周年目の節目を迎えるとのこと。救急救命センター、研修センター等が10月にオープンされ、救急救命センターは機能が一段と向上し、研修センターは内視鏡手術などの各種医療技術をトレーニングするためのシミュレーターを導入し、多くの医療者の技術向上が期待できる。また、各診療科の外来スペースも拡張し、最新鋭の医療機器の導入や更新を行い、診療機能の向上が図られ、さらに歯科、口腔外科の新設、重症な患者に対するハイケアユニットの一般病棟設置など、ソフト、ハードにおいて一層の充実を図り、患者さんの満足度が高くなるよう決意を示しておられます。地域に住む者として、お世話になっている基幹病院が充実されるのは本当に安心できることであり、期待もできるものです。

広報の2月号には、患者満足度調査の結果が紹介されています。入院については、食事設備を除き、満足度90%を超えていますし、外来についても、待ち時間についてが50%余で芳しくない点でありましたが、ほかの項目は90%以上と、利用された患者さんはおおむね良好な数字をあらわしておりました。

ただ、上伊那は、それに南箕輪はすばらしいところ、住んでみたい、子供を育てるなら、ついの住みかならここだと思えば家を建てた人も大勢いますし、また転勤で伊那に居住している人など、他所から来られた方は中央病院に対し、どんな評価をしているのでしょうか。県内でもお医者さんの少ない、看護師さんの少ないと言われる医療過疎のこの伊那で、満足度が100に足りない部分は、もしかしたらこの方たちではないのでしょうか。大きな期待を抱いていた方たちでしょうか。

1点目の質問です。昨年の3月定例会では、がん診療について伺った経過があります。続きということでお願いいたします。

設備等の充実は、広報の病院長説明で理解できましたが、医師、看護師数の増減はいかがでしょうか。昨年の3月の質問から、病院全体でどの程度充実したかお願いします。また、がん診療連携拠点病院の機能評価結果及び医療機能評価機構による審査結果については、どのような評価結果をいただいたのでしょうか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

安心安全面につきましての項目の中で、まず医療の安心、中央病院の医療体制の充実と機能評価結果についての御質問でございます。

昨年の3月1日の医師、看護師数と、本年の6月1日現在の医師、看護師数の増減であります。医師は正規で3人、臨時4人、計7名増となっております。また、看護師数ですが、正規35人、臨時18人、合計で53人の増となっております。医師、看護師は年々増員をしているという状況であり、この辺は大変ありがたいというふうに思っているところであります。

地域がん診療拠点病院の指定でございますが、4年ごとに更新が必要で、その前年に県の現地調査、機能評価が実施をされております。伊那中央病院は平成21年の4月1日に指定を受けましたので、平成25年4月が更新でありました。24年度に現地調査、機能評価を受けたところであり、それに基づきまして平成25年、再度指定となりました。

この評価につきましては、点数評価ではなくて、診療に対する相対調査であります。指定を受けましたが、県の指摘が6項目ありました。6項目の指摘事項を申し上げます。化学療法委員会の充実、これが挙げられております。これは取り組み中でありまして、また、2番目として、がん相談支援センターの機能の充実、これも取り組み中でありまして、地域連携クリニカルパスの積極的な運用、これも取り組み中でありまして、4番目といたしまして、地域における医師等を対象とした研修会のさらなる推進、これも取り組み中でありまして、5番目といたしまして、がん診療連携拠点病院である旨の見やすい場所への標示、これは既に見やすい場所、ロビーへ標示済みでございます。6番目といたしまして、乳腺専門医の配置、これは既に25年3月から配置済みとなっております。4項目が取り組み中であり、2項目は既に実施をされておるところであります。指摘事項、取り組み中のものにつきましては、県の指摘に基づきまして、今、精力的に取り組んでおり、よりよい医療を目指しておるところでござ

ざいます。

また、病院の機能と諸問題の改善に取り組む意欲の向上を目的とした日本医療機能評価機構による認定を、平成22年10月1日に受けました。135項目について、5段階評価において全て3以上でないと認定されないという、こういう制度であります。伊那中央病院の結果につきましては、評価4が102項目、評価3が35項目ということで、全て機能評価機構の基準をクリアいたしております。したがって、22年10月1日に指定を受けたところでございます。

県の審査、日本医療機能評価機構の審査ともにクリアをしておるという状況でありますので、その辺はそんな御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

設備が充実しても、医師が備わってこなければ何の意味もない病院になってしまいますので、これだけ大勢の医師と看護師さんがふえたということで、そういう評価もできるかもしれません。ぜひ引き続きスタッフの充実には図っていただきたいと思います。

また、機能評価の面につきましてはですけども、がん診療に対しては、地域間格差というのはなくさなくてはいけないということ、上伊那の場合は非常にまだおこなっているのではないかという印象を私も持っております。ほかの地域の北信、松本地域に比べれば、南信というか、飯田のほうはかなり充実しているというお話も聞いておりますけれども、伊那の地域はやっぱり医療過疎という名前がついて回るように、やっぱりお医者さんが非常に少ないということもあるものですから、そこら辺の充実はしなきゃいけないとは思っております。

また、質の高いがん診療というのが、提供しないといけないというのが機能評価というか、がん診療機能評価の目的でもありますので、これは法律でも決められたことでもありますので、ぜひ充実させていってほしいと思います。取り組み中が非常に多いということで、そういう点ではちょっとがっかりしているところもあるわけなんですけど、この取り組み中の中には化学療法委員会、私もこの資料を手に入れて、見させていただきました。腫瘍内科医が不在であるという、こういうふうに書かれております。化学療法実施体制の充実のため、がん薬物療法専門医の育成、あるいは配置について御努力をお願いしますと。1年たっても取り組み中という、非常に残念なことであります。がん指定病院においては、あってはならないことではないかという気がいたしますので、ぜひ最善の御努力をしていただきたいと思っております。

また、がん相談支援センター、こちらの広報紙2月号には紹介もされております。紹介されているんですけども、やっぱり機能評価の委員会の中では、専従看護師が1名、専任臨床心理士1名の2名が配置されているということで、これについて相談件数が五、六件と非常に少ないと。これは、がん相談支援センターとしての機能が不十分な可能性があるということが、ここの機能評価の委員会から指摘されていますので、ぜひこころは早いうちに充実させてあげないと、相談できなくなってしまうという、こういうこともありますので、よろしくをお願いします。

また、研修会についても取り組み中ということであります。これは、別に取り組みれば幾らでもできることだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

最後の乳腺専門医の配置ということでありましたけれども、確かに前回の広報紙の中には2名の医師が就かれたということで紹介されておりますので、これが乳腺内分泌外科の先生お二人ということですので、1年たってやっと入ってくれたかということでもありますので、ぜひ充実した乳腺専門医として活躍していただければと、そんなふうに思います。

また、医療機能評価、こちらは全国的に、長野県でも50医療機関が機能評価を受けているという、こういう評価機構のものでございますけれども、やっぱり3と4の数字、私が50のうちの10ぐらい調べてみたところ、3と4、先ほど紹介のあった135項目のうち4が102、3が35ということで、4が非常に多いということで、この数字は平均すると3. 幾つになって、高いほうの数字だと思えます。私も50ぐらいの病院の10ぐらいを調べた中では、3の多い病院が結構あるわけなんです。大きな病院の中にも、そういう数字のところがありました。しかし、伊那中央病院は4のところ結構あって、これは他の病院と比較するというデータではないということでもありますので、これはなかなか比較もできないかもしれませんが、私たちはそういうところで比較してしまいますので、そうやって見れば、幾らかそういう点ではすぐれているのかなというような評価もできるかもしれません。私も内容を見させていただきまして、マニュアルみたいなものがそろっているだけで評価の対象になっているかどうかという、そんなふうにも読み取れるところが何か所かありました。だから、これが実際に行われているか、3月の議会のときに同僚議員さんからセカンドオピニオンの話もあったんですけども、マニュアルにはそういうことがちゃんとできているというか、きちんと書かれているんだけど、実際にそれが行われているのかどうかということは、実は見えないうところでありまして、ぜひそういうところは徹底的に、医療に携わる方たちにはお願いして、機能評価の対象が、5というのは通常の1、2、3、4、5の5になるわけですけど、私が10ぐらいの病院を調べた中では一つしかありませんでした。5をいただけることを目標にして取り組んでいただければ、そんなふうな気がいたします。

それから、再度お尋ねいたしますけれども、これらの評価というものは、理事会や課長会などへの報告はあるのか、ないのかということをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一定の状況につきましては報告がありますけれども、そういった評価項目の詳細については、報告は、理事会にはないところであります。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 機能評価の結果の報告でありますけれども、住民や医療関係者で構成されております中央病院の病院運営審議会、この中で報告をされております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 公表がそういう事務的な、いわゆる理事会や課長会にされないでいいものかというのが私はわからないんですけども、これはその辺の立場の皆さんで検討をしていただければと思います。

結局、去年、私が質問したのが3月14日でありました。この機能評価の結果が出ているのが、実は去年の2月24日になっています。だから、村長が私に対して、あのときの質問は速やかに公表しますという、こういう御答弁をいただいて、去年の議事録を見ていただければ、そういうふうな話になっているんですけど、結局、本当は病院には来ていたかどうか、これもわかりません。私もインターネット上で引っ張り出してきたのは、これは長野県のホーム

ページのところから引っ張り出してきて、こういう機能評価が載っていたということであり
ますので、実は評価の問題もそうなんですけど、課題、問題点を共有する意味でも、やっぱ
り課長会や理事会のどこかではそういうものを議論する場があってもいいんじゃないかなと、
そのような気がいたしますけど、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 理事会会で詳細というのは不可能かなと。時間、日程が余りとれ
ませんので、そういったことを考えると、課長会でそういった部分を詳細に報告しながら公
表していくということがいいかなというふうに思っております。理事会会は主に医療機器を
どうしていくのか、あるいはその体制をどうしていくのか、さらには経営的な問題、この辺
を議論しているところであります。

特に御質問にもありましたように、上伊那地域というのは、確かに医師数が少ない地域で
あります。同時に、国立病院、県立病院、日赤、厚生連、これがない地域であります。こう
いった地域が長野県には二つの地域があるわけでありまして、そのうちの一つが上伊那地域で
あります。したがって、上伊那地域の医療というのは、公立3病院が連携をとりながら、
また地域の開業医の先生方のお力を借りながら地域の医療を担っているという、こういう状
況であります。したがって、その連携を今、図っておりますので、上伊那地域の医療再
生の中でもそういった連携が必要であるということで、その取り組みをしておりますので、
その点は御理解をいただきたいというふうに思いますし、経営的にもかなり、数年前から経
常黒字となってきましたところがございます。私は、そういった黒字につきましては、将来
にわたっての施設構築の費用と、同時に最新鋭の器械を導入すべきだと、こういった話もし
ておるところであります。そんなことは御理解をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ぜひそんなふうな姿勢でよろしくお願ひしたいと思います。

次の2点目の質問に移らせていただきます。

ドライラボの設置をするということで、医師数は確実にふえると見込んでいるようであり
ますが、果たしてそんなにうまくいくものなのでしょうか。医療技術を学ぶ必要のある研修
医がふえると一般の方は勘繰ってしまいますが、杞憂でありましようか。専門医やベテラン
医師はどうなのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 研修センターにつきましては、御承知のとおり、ドライラボを導
入して、高度専門医療に対応すべく、医療技術の向上を目指していく、そして診療機能の強
化という、こういった期待が持たれるところであります。

これを導入して、本当に先生方がふえるのかどうかというのは、これからの問題ござい
ます。そういった希望もあるというお話はお聞きしておりますので、確実にそういったこと
が利用されていくのではないかというふうには思っております。特に若手の先生方にはそう
いった希望もあるようでありまして、そういったことを医師の増加につなげていきたいと
いう思いがありますので、その点はそんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

1年間、病院のいろんな質問があったところで、出てきた言葉の中に緩和ケアの専門医が常駐されてきたというようなお話も聞いているんですけど、常駐されてきたというと変なんですけど、去年からふえているという話を聞いてはいるんですけど、緩和ケアの専門医というのは常駐されたでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 緩和医療の関係でありますけれども、今、救命救急センター等の新棟を建設中であります、これが9月に完成しまして、10月からオープンすると。10月にオープンの中で、2階に緩和医療の外来を開設する予定であります。ただ、10月1日は専門医が間に合わないということであります、外科と呼吸外科、放射線科の先生によるチームをつくりながら、これに当たっていくということで、今のところ、いつ外来に入るかというのは未定という状態であります。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） わかりました。ありがとうございました。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3月議会で、同僚議員のセカンドオピニオンの件もそうであったように、幾つかの苦情に私も接しておりました。インフォームドコンセントを徹底されているかという質問でございますけれども、村長は当然ですという答弁だろうと存じますが、患者さんがその説明を聞いて安心した、任せる、そしてありがたかった、感謝しますと一連の流れの中で感じてもらい、少しでも患者の権利を守り、患者さんサイドの目線で接することができる病院になっていただきたいと思っておりますが、一言お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 病院の基本方針といたしまして、良質な医療の提供に取り組んでおる。そして、診療に当たっては患者さんがより納得し、安心して治療を受けられる、こういったことを十分に説明し、情報提供を行うように心がけてはおります。

しかし、受けとめ方によってかなり差がありますので、その辺は本当に親切、丁寧に対応していく、このことが求められているというふうに思います。その点は、常にそういった気持ちでやっていただきたいと思っておりますし、これからもそんな話を常にしていかなければならないなというふうに思います。

患者さんや家族の皆さんの御提言や苦情に対しては、提言箱を設けてありますので、院内のサービス向上委員会で改善策を、その都度、検討して、職員には周知しております。したがって、苦情がありましたら、そういったものを利用していただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） インフォームドコンセント、非常にとにかく、充実して十分発揮されておれば、セカンドオピニオンという問題だって実際は起きなかったのではないかと、それぐらい大事なあれだと思っております。診断の順序から、患者さんに対して理解してもらって、納得してもらって同意を得るということなんですけれども、そこら辺のところ、うまく伝わらないと、やっぱりどなたか専門の医師、2番目の医師にその意見というのは聞いてみたくなる。だから、インフォームドコンセントをきちんとしておれば、セカンドオ

ピニオンの問題も少なくなるのではないかなという気がしておりますので、ぜひわかりやすい、丁寧な説明が必要だと思えます。これは意見として申し上げておきたいと思えます。

また、病院の基本方針というところに6項目がありました。ちょっと2番と3番だけ読ませていただきますけれども、人権を尊重し、患者中心に良質な医療を提供します。3番目は、親切に対応し、快適な医療環境を提供しますと。ぜひ言葉だけではなくて、実践も伴っていただくようお願い申し上げます、1項目めの質問を終わらせていただきます。

2項目めをお願いいたします。神子柴地区の河岸段丘斜面の安全安心についてお伺いいたします。

この斜面の安定について、村へは地域住民より流木の伐採等、何回となく御要望を申し上げ、少しずつではあるが、進捗しているようにも見えます。ただ、ここは段丘斜面の森林であることから、土砂流出防備保安林として指定されており、かつての用水路、村道、集落に対し雨などによる森林の表面侵食や崩壊の土砂流出を防止しています。この斜面の主な流木は、平成2年、3年の民間林治山事業として桜、ケヤキ1,280本を植栽などした事業であり、既に二十数年経過しております。沢を形成している箇所には、以前に治山・・・を施工されたものがあり、その部分は斜面の安定が図られています。広報的に安定しているということでございます。私も相談を受けてから2年が経過しておりますが、これらの立木は明日に倒れるとかいうものではないためおくれてしまい、今回の質問になってしまいました。

現場を確認すれば、巨木化しているものもあり、根が浮いているものもかなり見受けられ、長雨や強風、また近い将来に発生が予測される大地震などで立木や斜面への影響が心配され、地域に住む方たちは、いつか巨木と一緒に斜面の崩壊があるのではないかと心配しているところでもあります。また、保安林であるがゆえに、緑化を併用のため、簡易的なのり面補強を施工してあるが、この補強した簡易のりと・・・のすき間は年数を経過するとともに大きくなり、より一層不安を与えております。

1点目の質問でありますがお手元に写真を配付させていただいてあります。何らかの対応が必要と考えられますが、村長の御見解をお願いするものであります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 神子柴地区の河岸段丘の問題につきましては、過去から地区の議員さんを含めて、いろんな御要望をいただいております。面積的には1.6ヘクタールで、28年ぐらいの立木となっているということでもあります。20年余は経過をいたしまして、老朽化がかなり進んできており、機能の低下というのは見られるのではないかと、こういう認識は持っておりますでございます。

地元からの要望によりまして、平成22年から24年の3年間で54本の立木を伐採いたしました。これからも要望をしておるところでございます。特に本年度につきましても、最優先の箇所として要望したところでもありますけれども、なかなか県的な予算等々もありまして、すぐに進んでいくという状況にないわけでございますが、郡内の事業としても最優先の事業となっておりますので、そんな点はさらに要望しながら、前に進むようにしていきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 今のお話を聞いていますと、要望しておりまして、県の予算のぐあいによって、なかなか今の状況程度だという、こんなようなお話でありますけれども、要

望の仕方によっては長期の計画を立てられるということにも解釈できるような気がするんですが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 現在、県のほうで県単の治山事業ということで対応をさせていただいております。非常に県の予算も、治山事業の予算が減少している中で対応させていただいているという状況でございます。各年の予算規模というものも、今、議員おっしゃるような長期的な計画の中でやっていけるという状況ではございませんので、その中でできる限りということで、毎年、毎年実施させていただいているということで、本年度につきましても、残されております立木の中で危険なものから伐採するというようなことで取り組んでいただけることになっておりますので、引き続き来年度以降も実施をさせていただくように要望をしたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 1点目はそういうことでお話を聞いたとして、2点目の、今の質問とどうしても関係してくるわけなんですけど、長期の計画を立てられるということでありましてけれども、保安林ということであるものですから、立木の伐採というのはそう簡単にはできるものではないと、私は理解しております。ただ、今、お答えを聞いていますと、幾らでも木をどんどんと計画の中で切っていくと、こういうふうにも話が聞こえてくるわけなんですけども、ことしもそうなんですけど、10本か20本ぐらいだったと思います。そんな程度切っていても、何十年たっても進まないわけで、実は先ほどから、冒頭のときにもお話ししたように、いつ長雨や地震、そういうものによって斜面の崩壊があるんじゃないか、あるいはのり面ののり枠、こういうものに対してすき間が、地山との密着がなくなってきた。写真を見ていただければわかるんですけど、これが木を切ることによって、余計にそちらのほうにも影響が出てくるような気もするわけなんです。だから、木を切って、どんどんいいですよという、そういう解釈には私は聞こえるんですけども、木を切れば斜面の心配が非常に出てくるわけなんですけど、そこら辺の整合性はどうなんでしょうか。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） これも平成20年のころに、最初に地方事務所の林務課のほうに御相談をして、現場を見ていただきました。そのときの判断としては、やはりのり枠とともに立木の根が張っていることによって、そこが持っているという判断で、当面、様子を見たいという話でございました。その後、やはり相当更新伐がされておりませんので、巨木化して、そのものについては危険な部分もあると、あるいは斜めになってしまっているようなものもあるということで、そういったものの伐採から始めております。保安林になっておりますので、何でも切ってもいいということではございません。当然、更新ということが、切れば、また植える、あるいは自然の萌芽を待つということになるわけなんですけど、そういうものもしながら守っていくということが前提になるかと思っておりますけれど、そうは言っても、更新ができていないので、大木化したものについては危険であるということで、現在、特殊伐採という形で伐採を行っていただいているということでございます。

今後どういうふうにするかというのは、施設の部分、のり枠の部分の補修をどういうふうにしていくのか、あるいは更新をどうするのか、それにあわせて立木についても補植等のこ

とが出てくると思いますので、今は優先して危ない木を切っているという状態でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 特にお話はそういうことであろうと思います。ただ、この段丘斜面の安定というのは、保安林で持つのかどうかというところまで聞きたくなるわけなんですけど、それについてはどうやってお考えになっております。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） この山林でございますけれど、平成7年に保安林の指定がされております。保安林の部分につきましては、お話がございましたように、土砂流出の防備保安林という形でございます。森林の地表を覆うことによりまして、雨などによる表土の浸食を抑えるということになるわけでございます。その部分では、通常という言い方は適当ではないかもしれませんが、崩壊による土石流の派生等は防げる形の、これまでも整備をしてきているというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 整備をしているということでありまして、配付してある写真を見まして、のり枠の背中側がもう浮いてしまっているような、こういうようなものでも、これで大丈夫かどうか、こういう心配をしてしまうわけなんですけど、これが保安林の一応施設なんです。だから、このままでこれを対処していく予定があるのかなのかというのを聞きたいんです。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 地方事務所の林務課さんとも、要望を挙げる中でお話を進めてきておりますけれども、今後、何らかの対策が必要だという認識をさせていただいておりますので、一度に全部という形はできないんですけれども、危険な箇所から何らかの対応をしていただけるというふうに考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 私も幾らかこういうものに関係していたということもありまして、非常に心配するところがあります。たまたま御園の下段地区とか、ああいうところを見ますと、相当頑固なもので斜面をとめております。だから、ああいうような格好に持っていけないのかなという、こういう経済的な状況もあるものですから、なかなか大変だと思いますけれども、やっぱり下にある民家のことを考えると、そういうことも重要なことだと思いますので、林務課と話をするときには、そちらのほうとよく協議をさせていただいて、砂防の急傾斜のほうへも指定がえをしていただくことも一つの手かだと思いますので、御意見として申し上げておきたいと思います。

次の質問にもなるわけですけど、一応通告の中には入れておきましたが、この地区というのは、実は平成18年の災害のとき、村長にも相当お世話になって、大変な決断をしてもらったところございまして、天竜川から箕輪町の堤防の決壊によったり、またあそこが小長井や黒川の冠水ですかね、水門を閉められるものですから、閉まってしまいます。そうすると、斜面のほうと、言ってみれば前門のトラと後門のオオカミですか、そういうような状況、前と後ろから攻められてしまうような危険な状況のところございまして、これについて、村長は常日ごろ、人命を大事にしないといけないので、生命第一だと、まず逃げろということ

でありますけれども、まず財産を守ることも一つの方策として考えてもいただきたいと思うんですが、その件についていかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） あの地域は地形的に大変な状況もあるということでもあります。したがって、今、災害につきましては、やはり一番は人命ということですので、国の方針等々につきましても、まず逃げることに、このことが最優先になっておりますので、その後に財産をどう守っていくか、これは本当に抜本的な対策をしていかないとなかなか難しい問題がありますので、総合的にまだまだ時間はかかると思いますけれども、課題として検討してまいりたいというふうに思います。

天竜川はかなり安全になりましたので、そういう面ではかなり安全性が高まっておりというふうに私は思っております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 堤防のほうは、確かに強化されてきたと思います。ただ、水門を閉めることによって、冠水してしまうことには変わりありません。だから、財産もある程度守っていただくために、排水ポンプなどの検討もしていただければというふうに考えております。なかなかこれも大変なことだと思いますけれども、以上、お願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

3点目の交通安全と防犯についての質問をさせていただきます。

25年度の予算書を見ますと、LED防犯灯などが計上されまして、さらに昨年に引き続きグリーンベルトのような交通安全施設整備に積極的に取り組まれていることに対し、ありがたく思っております。きっとカラー化などの市民効果は十分発揮されまして、歩行者の安全確保につながるものと確信しております。

きょう、お手元に5月12日の箕輪町セーフコミュニティ国際認証から1年を迎えますという新聞報道記事を添付させていただきました。既に御案内のとおり、箕輪町の町民は安全安心が行政の優先度の高い課題と認識し、安全安心のまちづくりに取り組んで、国内で4番目、県内の市町村では初めての国際認証都市となったというものでございます。子供からお年寄りまで、誰もが望んでいる、まさに人為を得た活動であり、お隣の自治体で実践していることから、大いに学ぶところは参考とするべきであろうと考えます。

実は、この記事の中で気になるところを見つけたわけですが、伊那警察署管内市町村別声かけ事案発生件数のグラフであります。伊那市と北部3町村が掲載されておりますが、このグラフで読み取れることは一目瞭然で、我が村が人口対比で、これは10万人比にしてありますので、ちょっと多い数字になっておりますけれども、他市町村よりも相対的に発生件数の割合が高いということでもあります。箕輪町は他市町村に比べ低い数字であって、セーフコミュニティの成果なのかどうかということなんでしょうか、1点目の質問であります。

とても喜ばない数字のグラフではありますが、我が村でも他市町村に負けないぐらいの取り組みをしていると思うわけですが、これについて村長の御見解をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） セーフコミュニティの取り組み、安全安心の村づくり、地域づくりというのは、これは村政の基本方針となっております。したがって、認証を受けるか受けないかという違いはあるわけですが、内容的にはほとんど同じというふう

に私は理解をしているところでございます。認証を受けるには、これは本当に職員体制や予算の面から、かなり膨大な費用がかかるわけでありまして。認証をとることによって、国際的に認められていくという、そういう利点はあるところでありましてけれども、それに対する自治体の体力的な問題もあります。常駐職員も常に要るところでございますので、そういったことで、うちの村もセーフコミュニティの取り組みをどうしようかなと考えた時期はあります。しかし、うちの規模当たりでいくと、ちょっと大変かなということで断念をしたところでもあります。内容は同じにしていきたいなど、こういうことで、私も就任してから防犯部を各地区に設置させていただきました。そういった団体や、また安協や、いろんな見守り隊等々の活動を強化してきておるところでございます。

声かけ件数が多いという、これは交通事故の件数とも同じになってまいります。本村はどうしても地形的な問題がございます。道路網が南北、東西にかなり整備されておりまして、通過交通といえますか、そういった面もあるところでもあります。したがって、声かけ事案とか、そういった部分がふえてくるといえますか、そういった要素が大きい地域、こういうことになってきております。

警察の分析でも、本当にそういった地域的な環境が南箕輪はよ過ぎるので、交通事故にしる、あるいは防犯にしる、本当にしっかりとした対策が必要であるというような、そんなお話もいただいておりますので、ソフト面の充実をどうしていくのかということも毎年課題として挙げて、前に進むようにしております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） 私は認証を受けてくださいとお願いしているわけではなくて、今、余り騒がなくてもいいようなセーフコミュニティかなと、勝手に自分では思っておりますけれども、たまたま声かけ事案の件数を見れば、北部3町村の5年間が載っております。どうしても南箕輪、伊那市の20年度が逆転しているだけで、あとはみんな南箕輪が断トツで非常に多いなという、こういうような事実がありますので、負の部分になろうかと思っておりますけれども、今の南箕輪は人口推移予測でもそうですし、また決算の時期になってくると財政指数の問題、他市町村よりもすぐれているとか、幾らか優越感に浸るような、そのようなこともあるわけなんですけれども、ぐあいの悪いところもありますので、ぜひこういうところは関係する機関なりと共同して、なるべく数字を減らす努力というのにも必要かなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の質問に入らせていただきます。

5点ほど入れてありますけれども、簡単に数字だけで結構ですのでお答えしていただければと思います。子供に対する安全対策としてまとめて伺います。

安心の家及びまっくん見守り隊の登録はそれぞれ何件、何人ですか。安心の家は十分ですか。子供たちは安心の家の場所を知っておりますか。見守り隊の皆さんと顔合わせをしておりますか。3点目は、ここ数年でこれらの方にお世話になったケースというのはありましたか。緊急時使用の笛やブザーとかいうものは持たせてありますか。5番目として、帰りが遅くなる児童、生徒に対し防犯上の指導はありますか。また、夕方など、車運転者に対して気づかせる反射物の効果というのは大丈夫ですか。ランドセルみたいなものが目立つかどうかという、そういう意見でありますけれども、答えのところだけで結構ですので教えてください。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 5点について質問を受けました。時間がありませんので、昨年度も同じような質問を受けております。簡潔に答えさせていただきます。

安心の家につきましては、通学道路沿いの事業所や個人の家に協力をいただいておりますし、看板といっても余り大きくないですが、小さい看板を掲げて、道路からもできるだけ所在がわかるようにという形でしております。また、年度当初、地区子供会の後、集団下校しながら地区担当職員や校外指導部員と一緒に確認をしております。現在の登録数ですが、南小学校通学区では30件、南部小では22件、これも年度当初に協力いただけるかどうかということを確認しております。

南部小のまっくん見守り隊につきましては、5月の祖父母参観日に児童との顔合わせを行っております。南小は特にやってはおりません。

ここ数年でお世話になったケースというのは、特に報告を受けておりません。

緊急時に使用の笛やブザーにつきましては、以前はそういうあっせんした事例等もございますが、どれがいいのか、いろいろ判断に迷う場合がありますので、現在のところは行っておらず、家庭や各自で対応するように指導をしております。

小学生の下校に関しましては、防犯上から明るいうちに下校するという形にしておりますし、外出の際には家の人に行き先を告げて出るようにという形で指導をしております。中学生につきましては、複数での下校を指導しておりますし、また下校等が遅くなった場合、部活や生徒会、その他行事で遅くなった場合、また暗くなって心配なような場合につきましては、保護者に迎えに来ていただいたり、学校職員が自宅まで送るなどの形で対応をさせていただいております。

次に、夜間反射板の効果でございますが、通学用の学校かばんの正面の肩がけのところ、それと後ろの部分のところに反射材が取りつけてございます。冬期間など夕暮れが早いときには有効であると考えておりますし、また昨年、靴のかかとの部分へ反射材を取りつけるようにという形で補正をいただきましたので、その関係も指導してございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

安心の家なんですけれども、私は家についての、それぞれの方たちの家のあれをいただいて見させていただいて、私は神子柴のルートしか調べていないんですけれども、途中で切れてしまうというか、田畑のほうから来て、神子柴の西天に入る子供たちに対しては、安心の家というのは田畑のあたりからなくなってしまうわけなんですけれども、こういうことというのは、また見直してみたいなのをしていくということは考えておられますか。追加するとか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そのところは、家庭とか事業所がなければ、安心の家としてお渡しすることはできないんですよ。そういうことがございますので、できるだけその地域のところは回って見ながら、あればそのところに極力お願いしていくという形では行っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山豊議員。

6 番(丸山 豊) ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきた、申しわけありません、4点目の食の安全のところ、通告の中に入れてありますので、どうしても聞きたいというところだけお願いいたします。

2点目の質問の中に、食育についてというところでもうお尋ねいただきました。この中に、(3)のところに行行政の役割が示されております。これは保健福祉、環境、教育、産業の各分野が連携した活動に取り組んでいるかということをお尋ねしていますが、前回の幼体協のこともそうなんですが、横の連絡というのはきちんととれるような体制になっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 連携して取り組めるようにしてきておりますので、さらに連携を強化していく必要があるかというふうに思います。

特に食につきましても、安心安全な食ということが基本でありますし、本村の場合は、給食の部分につきましても、例えば御質問をいただきませんでしたけれども、申し上げるだけ申し上げておきます。3歳以上児での保育園は265円を食材にかけております。一番高いわけです。低いところは200円です。そういったところで力を入れておりますし、安全性の野菜につきましても、特にまっくん野菜家からかなりの量を購入しておりますので、そういった努力はしておるところでございます。

以上です。

議長(原 悟郎) 6番、丸山豊議員。

6番(丸山 豊) それでは、3点目の、もう一点だけお尋ねいたします。

3点目の中の1点目に地産地消についてということでもありますけれども、地産地消率というのが食糧自給率というのか私わかりませんが、この食育推進計画の17ページに、使用量ベースで35%、平成27年の目標は50%としておりますが、今はどれぐらいかというのはデータとして持っておりますでしょうか。

議長(原 悟郎) 有賀子育て支援課長。

子育て支援課長(有賀由起子) 地産地消率でございますけれども、保育園の場合、昨年度31%でございます。目標よりも、最初よりも落ちておるわけですが、ただ季節によっては66%まで、7月ごろですね、66%まで上がっております。この地産地消率でございますけれども、そのときの野菜ですね、天候にもよりますので、これからも率を上げる努力をしてまいりたいと思います。

議長(原 悟郎) 6番、丸山豊議員。

時間が大分経過しておりますが、まだありますか。

6番(丸山 豊) ありますけれども、とても間に合いませんので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(原 悟郎) 以上で6番、丸山豊議員の質問は終わります。

続きまして、7番、山口守夫議員。

7番(山口 守夫) 議席番号7番、山口でございます。

私は、4項目について質問を行います。

最初の質問であります、TPP、すなわち環太平洋連携協定についてであります。政府は3月に交渉参加を表明されました。それに伴い、政府は日本に与える試算公表を行いました。

た。政府試算は、関税を全て即時撤廃した追加的国内対策を考慮しないことを前提で、農業生産額が約7兆1,000億円から3兆円に減少するとしました。都道府県においても、農業の代表的産地である北海道、鹿児島を初め、あちこちで独自試算を公表する動きが広がっております。長野県でも、先日、関税を全面撤廃した場合の県内への影響の試算を発表されました。その試算によりますと、県内総生産は10年で600億円の押し上げ効果があると見込みを発表されました。そのうち、農業生産はといたしますと、2010年は生産額約2,700億円であります。海外からの安い農産物の流入などで500億円前後減少すると試算をしております。特に米と畜産への打撃が大きいことが言われております。

こうした試算内容を見たとき、村の農業の母体は米と酪農が主体になっております。そこで、質問です。村の農業ですが、関税を全面的に撤廃した場合、農業生産に与える影響は、数字も含めて、どのようなことを予想し、試算されるかお伺いし、質問といたします。

追加でコメントをしておきますが、県が試算した背景には、農業への打撃など、負の側面を数値で示して、地方の意見を国際交渉の過程に反映させるねらいがあると言われております。しかし、先日、アメリカの次期通商代表に指名されるマイケル・フロマン大統領副補佐官、この人が交渉の中核になる人だと思います。マイケル・フロマンはTPP交渉について、こうコメントしております。「私の見解は、粗悪な協定を結ぶより、交渉決裂のほうがましだということだ。」これは、日本が米など主要農産物の関税撤廃の例外化を求めていることに対して、釘を刺したことだと思います。日本にとって厳しい交渉相手になりそうです。

また、7月にマレーシアでTPP交渉会議が行われます。その交渉に、日本は初めて参加することになっております。しかし、日本は3日しか参加できないようです。米、乳製品など主要農産物に関税をかけることを主張している日本の主張がどこまで通るか、厳しいものがあります。こうした現状だと思います。交渉結果がどのような結末になろうとも、まず南箕輪の足元を見詰める必要があると思ひ、質問を行うものです。よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、山口守夫議員の御質問にお答えをいたします。

TPP関税撤廃での村の影響試算についての御質問であります。TPPで村の影響はどうかという、こういう御質問でありますけれども、これは大変難しい御質問でありまして、仮定としてしかお答えできない面が多いところであります。その点は、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議員が今申されたとおり、関税撤廃した場合の経済効果等につきまして、政府統一試算が公表されたところであります。従来は、それぞれ農水省だとか、内閣官房だとか、経産省だとか、別々に公表していたのが、改めまして統一的な試算がなされたところであります。政府統一見解でいきますと、GDP総額で0.6%、3兆2,000億円が増加する一方、農林水産物の生産額は3兆円減少するとされておるところであります。

長野県もそれに基づきまして試算をして、公表をしてあります。GDPへの影響というのは、率で0.85%、金額で681億円増加するとされております。しかし、農林水産物の影響等につきましては、これは聖域とされる品目について、現時点で具体的な影響がわからないとして、計算を保留しておるところでございます。したがって、影響額は34億円プラスアルファとしての公表となっております。

村内農家にどれだけの影響があるかということではありますが、国や県ではさまざまな統計調査等により把握しておるところでありますけれども、村独自で試算を行う、このことにつきましては、必要なデータがまだそろっていないところでもあります。JAの出荷等々はわかりますけれども、個人販売等々につきましてはわからないわけでもあります。そういったことで、あくまで参考として申し上げます。JA上伊那により販売された平成24年度の村内農産物の生産額に、今回の政府統一試算において生産量減少とされている数字を単純に掛けた場合、政府統一試算が対象とする19品目のうち、村では米、小麦など7品目が該当となり、計算した影響額では1億2,000万円ほどが影響額となるという計算になります。これは、総販売額の14.5%に当たる金額となります。

これは、TPP交渉の中で万一、聖域とされている品目まで含め、関税が完全撤廃されるとすれば、この生産条件が他地域よりも勝っているとは言いがたい上伊那地域であります、本村の農業であります。本村の農業が受ける打撃というのは、今、申し上げた数字とは比較にならないような打撃があるのではないかと心配をしているところでございます。特に、本村の場合には土地利用型農業が多いわけでもあります。先ほど申し上げましたように、米、小麦などが非常に多くなっておるところでございます。

販売額につきましては、今は米よりも野菜の販売額がJA出荷部分で見ますと上回ってきておりますので、この辺はそういった農業的な、いわゆる販売といいますか、生産といいますか、そういったものの転換が徐々に図られてきておるのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次の質問に移ります。

TPPにより農業生産の減少は、ただいま南箕輪の場合も発表されたわけですが、減少が予想されるわけでもあります。日本は資源が乏しく、ものをつくり、それを輸出して稼ぐ貿易国であります。県の10年度、実質8兆900億円だった県内総生産、これは農業生産も含めての件でのGDPだと思います。8兆900億円に対して、製造業などの輸出によりプラス効果が出て、貿易自由化後、10年程度で600億円台の押し上げ効果があると見込んでいます。村にも優秀な製造業があります。その製造業に与えるプラス効果はどうか。そして、村民にもたらす効果の予想はどのようなものか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 製造業等々に対する影響額の御質問でございます。

この問題につきましても、本当に基礎データの把握というのは農業以上に難しいところがございます。そのため、現在の村の独自の試算というのは行っていないところがございます。

これも参考までに申し上げますけれども、平成22年の工業統計における村内の製造品出荷額、これは県全体に占める比率が1.52%であります。また、平成19年、商業統計における村内の年間商品販売額、県全体に占める比率が0.78%となっております。こういった統計年度の出荷額しかわかりませんので、その点は御勘弁をいただきたいと思っております。

こういった統計年度の出荷額から、仮に村への影響が県のGDP系産学681億円とされておりますので、製造業、商工業を合わせますと約1%が村の影響額、この製造品出荷額、商品販売額、これから計算すると、県の1%に当たるわけでもありますので、本村の影響額というのは6億8,000万円ほど増加するという、こういう製造品出荷額、商品販売額から考える

と、そういった数値になるということでもあります。これは、あくまでも仮定の話でございますので、その辺は御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 今、TPPに関してですけれども、両方とも仮定というような話ですので、これ以上突っ込んだ形での質問は内容がないかなと思いますので、次に移ります。

次に、農業の競争力強化対策についてであります。

安倍首相は、今後10年間で今の農業生産を現在の倍にふやす政策をとると言われました。これは大変結構なことではありますが、絵に描いたもちにならないよう、内容のある政策と、またその実効性を期待するところでもあります。しかし、政権が変わるたびに政策が変わるとしたら、半分期待、半分あきらめでもあります。

村の基幹産業の一つが農業であります。今、農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。しかし、厳しいとだけ言っても、何も解決してくれるものではありません。そうした環境下でも、少しでも農業に希望が持てるきっかけをつくることをしていかなければならないと考えます。日本も長期で見れば、農産物も海外に頼っていくわけにはいかないのであります。人口増加により食料不足も予想され、国力そのものが低下するからであります。

アベノミクスの農業競争強化対策も、輸出倍増、新技術創設への規制緩和などを掲げています。農業も生産する地域により経営形態は変わってきます。南箕輪農業も、この地域に適した生産体系が求められると思います。そうしたことから、村行政が進んで関係者と連携をとりながら、この地域に合った農業の推進役を務めなければならないと考えます。所得倍増とはいかなくとも、村の農業に対する強化対策はあるのか。六次産業構想もあるようですが、この点についてお伺いをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 安倍首相の成長戦略の農業関係でございます。政府の成長戦略につきましても、10年間で農家の所得を倍増させるとしております。生産者が食品加工や販売までを手がける六次産業化を進め、市場規模を現在の1兆円から、2020年には10兆円にするとしております。これは御指摘のとおりであります。これが本当にそうなるのかどうか、夢のような話だなというふうに私自身は思っておりますけれども、そうは言っても、のっとってやっていかなければならないというふうには思っております。

また、農地の集積の一層の促進と耕作放棄地の解消に向けて、農地をまとめて担い手農家に貸し付ける都道府県レベルの組織を設置し、今後10年間で米の生産域を4割削減するほか、農産物の質を倍増させる目標としております。都道府県レベルで組織を設置して、農地の集積を図るといふ、こういう構想となっております。

また、TPPの行方や、平成26年度から実施されるという日本型直接支払い制度設計が明らかでないため、現時点では明確に申し上げることはできませんが、農産物の市場価格というのは大幅に上昇するという事は、これは考えられないところであります。したがって、これまでも生産コストの削減に努めてきたところであります。六次産業化と担い手の農地集積によって、所得の倍増が可能なのか、あるいは直接支払い制度で相当な額が支払われるとして、財源があるのか。小規模農家の切り捨てにつながり、農業の多面的な機能の発揮が阻害されるのではないかと、一方ではそんな疑問もあるところであります。

今、議員はこのことも御指摘になりました。農業政策というのは、本当にその都度、大き

く変わってきております。本当に将来の農業を見通した、安定した政策という、こういった方針を打ち出していただかないと、地方は振り回されておるところでございます。そんな状況でありますけれども、今、申し上げましたように、村の農業も状況の変化に対応していかなければならない、こういうふうにご考えておるところでございます。

村では、六次産業化の取り組みを今年度から始めたところでありまして、先日、ワーキングチームを設けて、第1回目の検討を開始いたしました。当初と申しますか、ワーキングチームにつきましては、若い農業者の皆さんで構成、あるいは他の産業分野からも若い皆さんに参加していただいております。どのような農産物をどのように販売、流通させていけるのか、あるいはどう加工して販売、流通をさせていくことができるのか、一から検討していくということになっております。コーディネーターもお願いをしたところでありまして、どういった農業を目指すのかということから始めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

スーパーマーケットや大手食品メーカーの製品と競合し合いながら販売する商品開発を目指すのか、あるいは地域に根差した形の比較的小規模な姿を目指していくのか、じっくりとした検討をさせていただきたいというふうにご考えておるところであります。

農業経営につきましては、村においても高齢化や担い手不足が深刻な状況となっております。小規模農家の経営というのは、本当に縮小傾向にあるところでありまして、したがって、農地をどう集約していくのか、このことが一番のポイントになってまいります。おかげさまで、農地組合法人まっくんファームや担い手農家等への農地利用の集積、現在、進めておるところでございます。

本村の場合には、特徴といたしましては、一村一農場としてのまっくんファーム、農家数の9割が参加しておりますので、こういった面からすると、農地の集積というのは、比較的スムーズに行えるのではないかと申すところでございます。同時に、このまっくんファームが直接経営する農地、現在も2.6ヘクタールほど出てきておるようであります。こういったものがかなりふえていくというふうにご予想をしておるところであります。こういったことにも支援をしていく必要があると私は思っております。と同時に、効率化をどう図っていくのか、低コスト化を求めていかなければなりません。平成26年度の作物からブロックローテーション方式でやっていきたいということで、まっくんファーム等々で方針と申して打ち出させていただいたところでありまして、したがって、この辺を核としながら、効率化を進めながら、まっくんファームが直接経営できる農地というのもふやしていければいいなというふうにご考えておるところでございます。

また、新規就農者を支援するための青年給付金事業につきましても、本年度2名の申請を行うという予定となっております。そんなことで、青年農業者も育ってきておる状況もありますので、あらゆる手を使いながら農業振興が図れるようにしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 農業にしても、工業にしても、いずれにしても産業課の仕事になるかと思っております。今、そういう形の中で村長がどの程度、こういうものに取り組む姿勢があるかということになると、産業課の人数とか、その辺も考慮していく必要があるかと思いま

すが、そこら辺の姿勢はどんなふうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 本当に産業振興全般を請け負っているのが産業課であります。この充実強化は求められておるところでありますので、9月議会にはまた定数等のお願いをしながら、来年度に向けて、そういった体制を構築してまいりたいと考えております。

ただ、いろんな状況がございますので、産業課につきましては、若干、今回も人事異動をしていかなければならない状況が生まれてきましたので、ただ人数を減らすということはいたしません。ほかの課から割り振りをしながら、産業課の充実を図っていく現在の予定でありますので、そんな点は御理解をいただきたいと思います。まさに、村の発展のかぎを握っておるといのが産業課でございますので、さらに充実強化に努めていくよう、26年度からなるろうかと思っておりますので、その辺はそんな御理解もお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。

次世代自動車充電インフラ整備事業についてであります。

国が12年度補正予算に、充電設備事業費が盛り込まれました。それに伴い、県はこのほど、77市町村の355カ所に充電設備を設置する計画案をまとめました。幹線道路に30キロ間隔で整備をしたり、道の駅や高速道路のインター、観光地周辺などに設置を計画しているようです。そして、全ての市町村に少なくとも2カ所の新設を促すものです。県は市町村から計画案への意見を募り、国側に申請するというものです。当然、南箕輪村にも打診があったものかと思っております。こうした背景をもとにお伺いをするものです。

まず、電気自動車に対する考え方であります。どのように捉えているのか。

そして、役場で使用している車で電気自動車の扱いについてであります。今後、電気自動車を業務の使用にあわせ購入対象にしていく考えはあるのかお伺いいたします。もし役場公用車の一部を電気自動車に置きかえたとしたら、充電設備が必要になります。環境を重視すれば必要ですし、節電を呼びかけている現状でもありますので、幾つかの検討が必要ではないかと思っております。

また、民間車両への、庁舎以外に充電設備を設置するとしても、民間の需要がどの程度あるかわからない中で、県が単に進めるかといつて設置するのはいかがなものかと思っております。村民の意識調査など、整備を進める考えがあるのかお伺いし、この質問といたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 電気自動車インフラ整備等々についての御質問であります。

まずは、役場に電気自動車購入の考えと、それに伴う充電設備等の設置の考え方でございます。電気自動車であります。国では電気自動車といひますか、次世代の自動車の普及目標、2020年度で20%から50%に設定をし、そのうちハイブリッド車が20から30%、電気自動車、プラグインハイブリッド車が15から20%、燃料電池自動車が1%、グリーンディーゼル車が5%、こんなことで目標設定をしております。

しかし、現状で申し上げますと、国内の四輪車の保有台数というのは7,500万台余りです。そのうちのハイブリッド車が約200万台、また電気自動車になりますと1万3,000台ということで、極端にまだまだ台数が少ない状況であります。

電気自動車はこれからの自動車としては必要でありますけれども、車体価格が高いということ、これが安くなってこないと、なかなか普及はしていかないだろうと。それと同時に、充電走行距離というのが100キロから、長くて200キロということであります。エアコンや暖房等を使うとさらに走行距離が短くなるという、このことを解決していかねばならないということで、国もさまざまな対策を立てておるところであります。

したがって、充電設備等々につきましても、国県道を中心に30キロメートルで1カ所を設置することを基本としております。この設置でいきますと、村では3カ所を新設されるという予定であります。電気自動車とインフラ整備につきましても、もう少し検討していく必要があるというふうには思いますけれども、しかし公用車として電気自動車というのは、遠い向こうではなくて購入していかざるを得ないだろうという、こういうふうには考えておるところであります。

また、充電器等の整備等につきましても、民意の調査ということも必要でありますけれども、まず私は大芝高原内の設置というのは必要かなというふうに思っております。観光地の中で充電器の整備というのは必要ではないかと。これは本当にイメージの向上につなげる、イメージアップにつなげるためにも、こういったことが必要であるというふうには思っております。したがって、国県の補助事業にのっかって検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、県の統計によりますと、設置済み箇所が148カ所設置されて、必要件数が355カ所が示されておるんですが、村内には既に2カ所の充電設備が設置されているということでした。その設置箇所はどこにあるのか。また、その実績はどのぐらいなのか。また、その場所に関係者の意見などが聞けましたらお聞きしたいんですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村内の充電設備2カ所の使用実績等々でございます。

村内で現在設置されている電気自動車の充電設備は、いずれもこれは自動車ディーラーの設置であります。国道153号沿いにあるトヨタカローラ南信、日産プリンス松本販売の2カ所に設置をされております。基本的には一般の利用者にも開放をしているということですが、利用実績はそれぞれにほとんどないということでもあります。

また、この2カ所にある充電設備につきましても、普通充電器の200ボルトタイプのものでありますので、フル充電するには7時間から8時間かかるようであります。したがって、普通充電器という、こういったことも影響しているのではないかとというふうに思いますし、日産につきましても、電気自動車を購入する際には自宅に普通充電器を設置する、こういったことになっておるようでありますので、利用者も日産のほうはないということでもあります。急速充電器であれば30分で70%ぐらいの充電ができるようでありますので、これからはこういった急速充電器の設置が必要であるというふうに思います。

これからの時代的ないろんなことを考えれば、先ほども申し上げましたように、まずは大芝高原に急速充電器の整備というのは必要ではないかという、この辺の検討はこれからしてまいりたいというふうに思いますし、せつかく国県の補助がありますので、あるうちに整備をしていきたいなという、こういう考え方は持っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、中央病院の建設についてであります。

伊那中央病院で建設中の新棟が10月オープンの手配になっております。救命救急センターは救急専用病棟10床を内定し、研修センターは各種医療技術のトレーニングを行うことで、医師や看護師など医療関係者の技術向上が期待されると言われています。中央病院は伊那谷の中核病院として、地域医療機関と連携を強め、地域全体の医療向上に期待するところであります。

こうした立派な病院も、中央病院に限らず、医師、看護師の不足が言われて、関係者の頭の痛いところだと思います。先ほど同僚議員の質問の中で、ここへ来て医師、看護師、医師が臨時も含め7名、看護師が53名増があったという、そういう回答もあったんですが、新棟建設に伴い、医師、看護師の増員も予想されるところであります。どのぐらいの規模を予定し、またその確保対策はどのように行われているのかお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那中央病院の救急救命センター、研修等は10月にオープンをしていく予定となっております。

医師不足というのは、これは本当に深刻な問題でありまして、県や信州大学医学部との連携強化が必要であるというふうに考えております。引き続き要望もしておるところであります。

救急救命センターの医師につきましては、平成24年4月に救急救命センターの指定を受けましたので、6名を8名に2名増員をいたしました。また、看護師につきましては7名を25名、大幅に増員をしたところであります。そういった体制で現在、救急救命センターの指定を受けてから運営をしておるところでございます。特に医師数につきましては、県内の救急救命センターの中では、これは比較的恵まれた医師数となっておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

病院全体の医師数につきましては、先ほども申し上げましたけれども、昨年の3月時点より7名の増員となっております。医師確保につきましては、県や信州大学との連携をさらに強めて、引き続き努力をしております。

また、研修センターにつきましては、院内の研修センターの運営のために委員会を設置し、医師、看護師、医療技術者等の各部署の連携により研修を強化しながら運営をしていくという、こういうことになっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 次に、新棟にはがん診療相談センターも移り、がん患者サロンの設置で地域間医療連携拠点病院として一層の機能を充実させると言われています。今、がんは3人、あるいは4人に1人がかかる病気だと言われています。また、この病気はかなり重いものがあります。患者の悩みを少しでも解消でき、患者に希望のある、期待を持ってもらえるようなことに努めるのが医療機関としての思いだと思います。新棟に伴い、迅速な救命救急はもちろんのことですが、どのような機能充実に期待できるかお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新棟につきましては、外来通院治療室、がん診療相談センターの移設で機能充実を図ってまいります。通院治療室につきましては、ベッドを13床から20床にふやしていく予定であります。また、アメニティも向上し、患者の皆さんの要望に添った診療が可能となってくるものと思います。また、がん診療相談センターには、緩和ケア認定看護師や医療ソーシャルワーカーなどとの連携がさらに進み、チーム対応が可能となっております。そんなことも期待をしておるところであります。また、がん患者サロンの整備により、患者同士によるコミュニケーションや情報収集が可能となり、患者さんが安心して診療を受けられる環境となってくるものと思っております。また同時に、そうしていかなければならないと考えております。できるだけ施設の充実、内容の充実、こういったことを図るように、また理事会等で申し上げていきたいというふうに思っております。

伊那中央病院も10年となります。開院から10年という、こういうことで記念行事も予定をしておるところであります。開院当初から見れば、かなり充実してきております。これからも上伊那地域医療の拠点病院として、さらに充実していくことが地域の医療の安心のために求められておりますので、組織町村の一員として積極的にこの辺はかかわっていききたいというふうに思います。

やはり医療の充実というのは、地域の安心につながってまいりますので、その辺は欠かすことのできる事業であります。そういった捉え方をしながら、これからも努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 中央病院が非常に機能充実されてきているということは、そのとおりでありますし、そういう形の中で地域全体が医療の底上げをしていかななくてはならない。中央病院に余り偏る形のないような形での地域医療も、いろいろな形の中で検討していただきたいなど、そんなことをつけ加えまして質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 以上で7番、山口守夫議員の質問を終わります。

ただいまから10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました4項目について村長にお伺いいたします。適格なる答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1項目めの3期目の村政運営についてをお伺いいたします。

村長が就任して2カ月余りが過ぎようとしております。平成25年度第1回定例会に提出の平成25年度南箕輪村一般会計、並びに5月8日、第1回臨時議会に提出の平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）により本年度の肉づけの予算が提案され、選挙公約の実現に向けての予算編成となっていると思われまふ。当初予算、予備費に充てた約2億8,000万円

の事業化などの積極的な予算編成にもなっていると思われま

す。公約項目ごとに見ると、1項目めの「子供が伸びやかに育つ村に」の項目では、今後の施策では園児数増加に対する保育園の設備、療育施設たけのこ園の充実、並行通園実施などの5件であります。2項目めの「みんなが元気に暮らせる村に」での今後の施策の中には、元気アップクラブ事業への参加推進と事業の充実、特定検診、各種健診の受診率の向上などの4件。3項目めの「安心して暮らせる村に」での今後の施策では、全自主防災会の住民支え合いマップ作成、防災アドバイザーの活用、通学路の安全対策、歩道の設置など5件。4項目めの「豊かな村を築く活力ある産業振興」の今後の施策では、まっくんファームの支援と担い手づくり、商工会、農業組織との連携による特産品開発の4件。5項目めの「快適な生活環境と地域の活性化」での今後の施策では、自然エネルギー利活用推進補助制度の周知と公共施設への設置、景観行政団体への移行、地区計画事業の推進など9件。6項目めの「健全な村を目指した共同共助の根づく、信頼される村づくり」での今後の施策では、地域力の向上を目指して1地区1事業の推進、景観・環境設備などの定期的な活動への支援、区・組未加入世帯の解消など3件。7項目めの「広域的課題などへの対応」では、伊那消防署の新築及び広域化の推進、中央病院を含めた地域医療再生の推進、県道伊那北殿線のクランクの解消など33件、多項目にわたっての公約であると思われま

す。7項目の村長公約の実現に向けてのお考えをお聞きし、1項目の公約の実現についての質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

先の村長選挙におきまして、無投票当選とさせていただき、決意を新たにしながら3期目の村政を担わせていただいております。また、村民の皆様方の期待に責任の重さも感じながら、日々、職務の執行、遂行をしております。

今、都志議員御指摘のように、私は3期目に向けて、2期8年間の施策のさらなる充実を基本としながら、6項目にわたる村政の基本方針をお示しし、その具現化に向けて7項目の具体的な施策をお示しいたしたところであります。初当選以来、一貫して子育て、福祉・教育の充実、安心安全な村づくり、健康で元気な村づくり、長生の村づくりを推進してまいりました。不十分な面もありますが、今までの施策は間違っていなかったと思っております。したがって、従来の施策、さらに推進をしております。加えて、今回は共同共助の村づくり、地域づくりを推進するため、「地域力を高め1万5,000人の持続可能な力強い村を目指して」を基本方針として加えさせていただいたところであります。

具体的な項目につきましては、今後4年間の中で公約の実現のために最大限努力をしております。今年度、既に肉づけ予算、また今回の補正予算の中で多くの項目を予算化させていただきました。すぐには軌道に乗らない事業もありますが、腰を据えながら、長い目で見ていただきたいと思います。

今年度実施する事業といたしましては、今、都志議員から話がありましたように、園児数の増加に対応した保育園の整備、これは南原保育園を含めて、各保育園の駐車場の整備等々も含まれております。また、たけのこ園の並行通園の実施、これも実施しております。さらには、子育て教育相談員の増員、1名増員いたしました。南部小学校の増築に

伴う設計費も補正予算として計上させていただいたところでもあります。さらには、通学道路の安全対策といたしまして、グリーンベルトをさらに延長していきたいということで、予算化もお願いをいたしました。また、福祉移送サービス車の増車、これも予算化させていただきました。六次産業化に向けての検討会の立ち上げの予算化もさせていただきました。先般、これにつきましては、コーディネーターを含めましてワーキングチームの委嘱もさせていただいたところでもあります。また、当初からは田畑公民館の建設も盛り込ませていただきましたし、また農地水支払い交付金事業の拡大も図って、予算化もさせていただいたところでもあります。南箕輪村の日の制定等も予算化をいたしました。公約に基づきながら、一步一步、着実に事業を実施してまいりますので、よろしくお願いたします。

先ほども申し上げましたが、公約につきましては4年間で実施していくという、このことは御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 七つの項目、多くの件数があり、公約を実行するには幾つもの課題もあり大変と思われませんが、8年間の実績を踏み台にして、公約実現のため、より努力をお願いいたします。

続いて、2件目の公約の中、最重要な課題についてをお伺いたします。

南箕輪村の人口増加の要因は、住みやすさが一番、若年層の転入、定住増で出生率も圏内トップクラスであります。村の人口動態の推移でも、過去5年間の自然社会動態を見ても、人口増加は歴然としております。平成24年に自然増、社会増になった村としても注目をされております。人口1万5,000人の村づくりに対し、行政運営も変化し、多様化すると思われれます。行政は村民のためにあり、暮らしやすい村づくりのために7項目の公約を掲げ、村民の目線での村政運営をお願いし、また地域の発展や活性化などにも取り組むことをお願いいたします。

2件目の公約の中で、最重要課題についての質問といたします。答弁をよろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 公約中最重要な課題はどの御質問でございます。

人口増加の話がありましたけれども、2040年の将来人口推計、本村のみが長野県で増加するとされております。これは、まだ27年後のことでもありますので、本当にそうなるかどうかというのは、これはまたわかりませんが、そうなるように努力をしていくということは大切なことでもありますし、今そのことがかなり注目をされてきておるところであります。大都市周辺人口がふえる、このことは当然のことだというふうに言われております。人口がふえる市町村の数は4%であります。96%は人口が減少するという、こういう状況の中で、長野県の村で人口が増加しているということが、どうも意外なようでございます。そんな問い合わせも多くなっているところでもあります。

公約の話に戻りますけれども、公約につきましては、全てが重要であります。その中で特に力を傾注していかなければならない事業といたしましては、やはり私は少子高齢化社会への対応だと思っております。県下一若い、人口が増加している本村におきましても、少子高齢化というのは、これは確実に進んできております。その中で大切なことは、共同共助の精

神を醸成しながら、障害者や高齢者が地域の中で支え合える、そういった組織の構築であります。大変難しい課題であります。今、担当課を中心として検討をしております。地域のボランティア組織として構築できるように努力をしております。この問題は時間もかかりますが、そんな点は御理解もお願いいたします。また、この問題とあわせて、障害者の生活介護事業所の立ち上げ、これは早期に立ち上がるように検討を始めておりますので、そんな点も御理解をお願いいたします。

2点目として、やはりこれからの自立の村づくりに向けては、足腰の強い産業振興、このことは本当に大切なことであります。農業、商工業の調和のとれた産業振興が理想でありますけれども、やはり地域性ということもあり、難しい職種もあります。特に本村の場合には商業関係が大変難しいかなと思っております。

まず、農業であります。まっくんファーム、まっくん野菜屋認定農業者を中心としながら、担い手の確保のさらなる充実を図っていかねばならないと思っております。耕作放棄地、遊休農地を減らしながら、効率性を図って、農業を守っていく。農業につきましては、生産性と同時に農業の持つ多面的な機能、景気上げ形成だとか、村土の形成だとか、水源涵養だとか、いろんな機能が含まれておりますので、これはどうしても守っていかねばならないと思っております。その核になるのがまっくんファームだと私は思っておりますので、その皆さんとさらに協議をしながら、この村の農業を守っていきたいというふうに考えております。また、特産品を含め六次産業化を図っていくこと、これも特に重要となっております。村の将来を見据えて、足腰を据えて検討をしております。

また、商工業の振興につきましては、企業誘致を含め、商工会と連携を図りながら進めてまいります。今の状況、一点、特殊事情もありますが、上伊那大手企業の本村進出の話も進んでおるところであります。そんな点は申し添えておきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） どの項目も重要と思われれます。村民の立場に立った村政運営をお願いいたします。

続いて、3件目の4年間の基本方針についてをお伺いいたします。

子育て・福祉・教育の充実、安心安全な村づくり、村民が健康で元気な村づくり、共生の村づくりを目指して、多くの施策の実現のために数多くの事業を実施し、村民の皆さんが安心して暮らすことのできる村を目指し、住民主権での活力ある、村民全員が地域の中で豊かに生活できる村づくりを目指していることと思われれます。

3期目4年間の基本方針についてをお伺いし、答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3期4年間の基本方針であります。

今回の選挙に当たりまして、私は6項目の基本的な方針というのを掲げさせていただきました。その具現化に向けて、それぞれの個々の施策をお示ししたところであります。基本方針につきましては、リーフレット等でお示しをしておりますので、多くは申しませんけれども、やはり私の村政運営の基本というのは、ぶれることなく、全ての面での暮らしやすさということでありまして。常々このことは申し上げておるところでありますけれども、行政は誰のためにあるのか、何のためにあるのか、このことを忘れることなく、村民のための村政を

推進すること、このことが一番大きな基本方針としております。

そして、村民の皆様方が健康で、元気で、地域の中で本当に心豊かに暮らすことのできる村にしていきたいなという思いでいっぱいであります。そのために、多くの施策を実施していく、こういうことになっております。そう考えております。しかし、その裏づけとなる健全財政の維持、このこともあわせて考えていかなければなりませんので、両方をリンクさせながら、健全財政を維持しながら村民生活の向上に向けて努力をしております。そのことが私の最重要な基本方針でございます。そんな点は御理解をお願いいたします。

基本方針につきましては、1期目から決してぶれておりません。そのために、現在、人口もふえて、本当に暮らしやすい村だという評価もいただいております。それに伴いまして、さまざまな問題や課題も生じてきておりますけれども、そのことは一つずつ解決をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 3期目の村政運営についても、多くの課題が山積みしていると思われま。人口1万5,000人の施策に向けての村政運営をお願いし、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの農作物被害対策についてをお伺いいたします。

ことは、春先より強風、低温、降雪などの天候不順が続き、特に4月22日より23日には凍霜害により果樹を中心として農家の農業被害が35億6,200万円余りであることが県の農政部の5月末集計でわかりました。これまでの被害額計17億円余りとしていたが、調査の結果、ナシ、リンゴなどが実をつける時期を迎え、被害が拡大し、記録が残る年以降の年間被害額と比べ、4月分だけでは過去3番目の規模となった。当初、4月12日、13日、22日、23日、29日の5日間の凍霜害、5月13日時点では38市町村、16億4,300万円の被害があり、4月22日を中心に、5日間で約17億6,400万円の被害としておりましたが、5月下旬にナシ、リンゴなどが実をつけ始め、より詳しい被害状況が判明しております。県農政部によると、4月下旬から5月上旬の日中気温が低く、受粉が順調に進まなかったことも被害拡大の要因としております。JA上伊那でも対策本部を設置し、戸別訪問による被害調査なども行っております。また、議会あてに陳情書も提出されております。幸い南箕輪村においては、当初1,400万円ぐらいの被害額であったが、リンゴ、ナシなどで763万1,000円となり、当初の被害額の半分の数字でありました。

それでは、お伺いいたします。村では、この冬に燃料価格の高騰対策で施設園芸農家への支援補助金の対策も行っております。今回の凍霜害に対しての村としての対策などがあるかをお伺いし、2項目めの質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 凍霜害関係の御質問でございます。

御指摘のとおり、4月22日から23日に気温が低下し、県内全域で果樹、野菜等に凍霜害が発生いたしました。本村におきましても、リンゴ、ナシ、アスパラガス等で被害があったところでありま。直後のJAや農業改良普及センターの調査で、被害額、本村の場合は1,400万円ほどの被害と見込みました。その時点では、上伊那全体でも1億円、全県で16億円の被害という数値でありました。しかし、果樹につきましては開花前後の時期でありまし

たので、結実としての実際の被害がどのぐらいになるのかを把握することが困難でありました。その後も引き続き着果等の状況等を調査したところであります。県が5月末現在でまとめた結果では、上伊那では2億8,000万円余、全県で35億円余と被害額が倍に膨らんだところであります。かなりの被害額になっております。

本村におきましては、リンゴは当初考えていたほどの被害ではなかった、そういうことが判明いたしましたので、被害額は逆に半分程度の760万円余と減少したところであります。ただ、リンゴは被害率が3割以内とされておりますが、ナシにつきましては7割近い減収が予想され、本当に深刻な状況となっております。現在、農家では農業改良普及センターやJAからの技術指導に基づいて、凍霜害対策の栽培管理を進めていただいておりますので、なお被害が小さくなることを願っておりますのでございます。

村についての対策でございますが、一つとしては県制度等で活用できるものがあれば、被害農家の御要望をお聞きし、導入できるようにしてまいります。しかし、現在、県の災害対策事業として農作物等の災害緊急対策事業がありますが、この事業メニューには今回の被害に適応できるものがなく、見送ったところであります。今後、対策拡大の見直し等があれば対応してまいります。その後、新聞情報等々によりますと、これは昨日の新聞の情報であります。県では、無利子融資、果樹等加工用にせざるを得ない、こういった果実につきましては、輸送代の補助を検討していると。また、被害農家の苗などの購入費の補助を盛り込む補正予算としておると、こんなことが報道されておりますので、その辺の状況を見ながら、村も対応してまいりたいと。可能なものは実施してまいります。

なお、この果樹につきましては、なかなか共済に入っただけというものが少ないわけでありまして。この辺の加入促進というのは、従来からやっておりますけれども、なかなか加入率が上がってこないという悩みもあるわけでありまして。共済掛金の農家負担の2割を村が補助しながら、加入促進を図っていただいております。こういった状況になりますと、やはり共済制度の充実ということもかなり必要となってまいりますので、その辺もあわせて、これからの推進に役立てていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 果実などは、実が販売できなければ収益になりません。今後の動向を見ながらの対応をお願いいたしたいと思っております。

続いて、3項目めの森林対策についてをお伺いいたします。

まず、1件目の松くい虫対策についてをお伺いいたします。昨年度の松くい虫の被害により、83本の伐採、チップの処理を行っております。1日付の報道によると、拡大する松くい虫被害の報道がされております。南箕輪村平成25年度一般会計予算の中に森林病虫害など防除対策事業の予算として1,386万2,000円が予算化されております。竜東地区における被害の拡大が目立ってきております。松枯れは松の在線虫が引き起こし、マダラカミキリが媒介、カミキリムシが羽化する6月上旬より中旬の対応が重要となります。村内でも神子柴、田畑、久保、中込など、村内全体への広がりが心配されるところであります。大芝の森、八幡森などには薬剤の樹幹注入などの対策がとられていると思っております。また、森林病虫害被害監視員さんもおられることと思っております。村全体としての今後の対策をお伺いし、1件目の松くい虫対策についての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 森林対策、まず松くい虫対策についての御質問であります。

村では、御指摘のとおり、松くい虫被害防止対策といたしまして、松くい虫被害の原因であります松の在線虫の住みかとなる赤松の被害木、枯損木の伐倒破碎処分を行っております。また、被害木の早期発見が本当に重要となってまいりますので、4月から11月にかけて森林病虫害監視員2名により村内森林の順守を行っております。そういったことで発見をしていくという、こういう取り組みをしているところであります。しかし、なかなか目が届きにくいところや、庭木の松の被害の発生がありますので、広報による周知を図り、村民の皆様からの情報をいただきながら、早期の対応をしているところであります。したがって、現状では伐倒破碎処理という、こういうことで対応をしているところであります。

また、予防対策といたしましては、これも御承知のとおり、平成18年度から大芝高原の赤松、予防薬剤の樹幹注入を行っております。大芝の赤松全体1万3,000本のうち2,300本に絞って実施をしておるところであります。これは守るべき松、景観維持に最低限必要と思われる松、選定をしながら実施をしているところであります。

同様に、昨年度につきましては、村の文化財に指定されている殿村八幡宮の森の赤松100本につきましても、国庫補助を受けて樹幹注入を実施いたしました。八幡森につきましても、かなり松くい虫の侵入があるところでありますので、伐倒処理もさせていただきました。

同様に、昨年度からは村内の景観や文化的に重要な一本松を守るため、新たな補助制度を設けて、薬剤樹幹注入による保護の促進を図っておるところであります。

したがって、村の対策といたしましては、薬剤による樹幹注入の予防対策、発生したのものにつきましては伐倒破碎処理、こういった両面で現在やっておるところであります。一番効果があるのは、やはり空中散布でありますけれども、そのことにつきましては、本村の地形的な状況を考えれば、これに資することはできませんので、現状の中で対応をしていくということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 拡大の範囲が広がりそうに思われます。早期の対策が必要と思われれます。対応をよろしくお願いいたします。

続いて、2件目の上伊那全体の被害状況についてをお伺いいたします。上伊那南部より北上し、現在、竜頭地区においては被害の北限が箕輪町の福与地区、竜西地区の北限が久保地区と思われれます。各市町村の取り組みも各種あり、ヘリコプターによる薬剤散布、伐採の後にビニールシートをかけ、薬品による薫蒸処理、伐採後、粉碎機によるチップなどで行われている。

それでは、お伺いいたしますが、現在の上伊那郡内の被害状況がどれほどであるかをお伺いいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 上伊那の被害状況であります。

上伊那では、平成7年に中川村で初めて被害が発生して以来、天竜川を沿うような形で北上を続けてきております。現在では、辰野町を除く7市町村の被害が確認をされております。平成19年度以降、材積では、5,000立方メートルを超える被害となっており、平成24年度に

おきまして同程度の被害が見込まれているところであります。

伊那市におきましては、高遠町の上山田で被害が確認され、また西箕輪でも確認されております。西箕輪での確認が一番心配しているところであります。これまで被害の限界と言われていました800メートルを超える箇所であります。と同時に、大芝高原に近いことから、本当に心配なところであります。また、ㄇㄢㄣㄣ様、被害の最短地域となっている箕輪町につきましては、天竜川左岸では三日町判ノ木地区で被害が確認され、なお北上する気配であります。

そうした中で、各市町村とも処理等について取り組んでおるところでございます。しかし、対策に要する費用、これは莫大になってきておりますので、最初に発生した地域では駆除をやめているという、こういう状況があるところであります。本村の場合にはそんなわけにはいきませんので、薬剤の樹幹注入の予防策や伐倒、破碎処理を行っておるところであります。これが、本当に爆発的に被害が拡大ということになれば、これは手のつけようがないということでもあります。そういった事態にならないことを願っておるところであります。南部地域のほうでは、既にそれはもうやむを得ないという考え方に至っておるところもありますので、被害が本当はかなり量の量になれば、そういった状況も考えられるという、こういうことでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 各市町村の連携も必要になると思われます。松くい虫被害対策協議会などによる連携での対策をお願いいたします。

続いて、3件目の村内の被害状況についてをお伺いいたします。

先ほども触れましたが、平成24年度村内での被害の本数は83本で、地区は久保、中込、田畑、神子柴などが主な地区と思われれます。その他の地区の様子はどうであるか、また昨年の伐採した83本の地区別の本数などをお伺いし、また薬剤の樹幹注入の効果についてもお伺いいたします。また、25年度になって、住民の皆さんからの連絡などがあつたかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村内の被害状況の御質問であります。

平成22年度に初めて田畑の堤山地籍で被害が確認され、同じ年に神子柴でも確認されました。翌23年度には被害地域の拡大はありませんでしたけれども、被害量というのは前年の40立法から90立法へと倍増したところであります。そして、平成24年度、昨年度につきましては、新たに殿村八幡宮や中込、久保地区でも被害が確認され、総被害量が120立方メートルに増加してきております。年々、被害の量というのがふえてきておるところでございます。心配をしているところであります。

薬剤の効果につきましては、まだ検証する段階というわけにはまいりません。今のところ大芝高原には入ってきておりませんので、入ってきたときに薬剤樹幹注入したものが残れば、これは効果があつたという、そういうことでもあります。また、同時に現在では、炭をまいて、林を元気にしていく、森を元気にしていくという、そんな取り組みも始められておりますので、その辺の検討も始めなければならないかなというふうには思っております。

あとの質問につきましては、地区別の被害本数等々につきましては、わかれば、産業課長

のほうから答弁させます。

議長（原 悟郎） 原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 地区別の本数でございますけれども、申しわけございませんが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 村民の大切な財産でもあり、村の木でもある赤松の林を守る対策をお願いいたします。

続いて、4項目めの防災対策についてをお伺いいたします。

1項目の防災訓練についてをお伺いいたします。

各部落ともに自主防災組織が整備されてきていると思われまます。毎年行う防災避難訓練においても、多くの区民の参加もあり、ある程度の成果はあると思われまます。住民参加の実践的な訓練の講習会なども行われております。

また、このほど、内閣府の作業部会が南海トラフ地震最終報告をまとめ、避難所は弱者優先、自宅を失った人や高齢者、障害者などの弱者を優先して避難所に受け入れ、被災が比較的軽かった人には帰宅を促すトリアージの導入を求め、家庭用食料の備蓄は1週間分以上に拡大されております。このような報告を踏まえ、災害避難訓練を考える必要があります。ことしの避難訓練には、宿泊での訓練も予定していると聞いております。

それではお伺いいたします。ことしの避難訓練をどのような内容で行うかをお伺いし、1項目の質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災訓練につきましての御質問でございます。

防災訓練、毎年行っております。この防災訓練につきましては、繰り返し実施をすることで意識づけをしていく、このことも一つの大切な要素となっております。したがって、そんな点も御理解もいただきたいというふうに思います。

今年度の防災訓練、主に二つのことを重点的に取り組んでいきたいと考えております。

1点目でございますけれども、自主防災会・連絡会としては、今年度重点的に取り組んでいただく事業の一つとして、現在8地区が未作成である災害時住民支え合いマップの作成と、また既に作成済みの4地区ではマップの更新をお願いしております。したがって、この災害時住民支え合いマップの基礎資料となる、各家庭から避難所までの間、避難経路で危険箇所を確認しながら避難をしていただく、こういったことを一つ重点にしております。そして、マップの作成の原案になればというふうに考えております。

これだけでは、なかなかマップの作成というわけにはまいりませんので、後日、自主防災アドバイザーの皆さんの指導もいただく中で、住民支え合いマップの重要性を認識し、作成する機会として捉えていただければなというふうに思っております。

二つ目であります。御指摘もありましたように、ことしの防災訓練は、宿泊、1泊による避難所開設訓練を実施していきたいと考えております。このことは、自主防災会が主体となって避難所運営をしていただくという、こういう村の方針となっておりますので、そのことを受けまして、実際に泊まっていたら、どういう問題点があるのか、課題があるのか、その辺を洗い出していきたいというふうに考えておるところでございます。現在、2地

区から要望があり、訓練内容につきましては、今後、該当地区と相談しながら詰めてまいります。初めての取り組みでありますので、期待もしておりますし、その中からいろんな課題が生まれてくればなというふうに思っております。

昨年度実施しました被災者支援システムにつきましては、昨年度も御意見をいただきました。その反省から、今年度は台帳により受け付けするのではなく、避難してきた方で、あらかじめ用意したペーパーに自分で氏名を書いていただく、記入方式で訓練を行いたいと考えております。

防災訓練の詳細につきましては、7月中旬に開催予定の自主防災組織連絡会でお示しをし、御理解と御協力をお願いしていく予定であります。

備蓄品等々のお話もありました。この辺は広報によって各自でそろえていただく、このことが重要なことでもありますので、その辺は広報活動も徹底をしてまいりたいなというふうに思います。なかなか、実際そういう場面に遭わないと本気になっていただけないという悩みもあるわけでありまして。避難袋、どの程度備蓄品を入れてあるか、そういう家庭も出てきておるとは思いますが、全家庭がそういうふうになっているとは思っておりませんので、その辺の周知、広報、重要性というのは、広報活動以外にありませんので、その点も力を入れてやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 現実になれば、資源などにも限りがあり、どの現場を優先するか判断も難しくなると思われまして。訓練が有事に役立つことをお願いし、続いて2件目の防災無線の戸別受信機についての質問に移ります。

デジタル防災無線システムの整備が完了して1年6カ月が過ぎています。アナログの受信機がまだ返還されておりません。インフラ関係の組合などにも配備されていたようです。台帳などでの確認をお願いし、早い時期に取りかえをお願いいたします。

では、お伺いいたします。アナログ受信機の返還はどのぐらい進んでいるか。また、難聴地区の場合、外部アンテナなどの設備が必要になると思われまして、今までに施工した件数などもお伺いし、2件目の戸別受信機についての質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 戸別受信機の件であります。

現在、戸別受信機につきましては、各地区の役員、消防団、赤十字奉仕団、公共施設に配付してあります。民間企業につきましては、村と災害協定を結んでいる企業への配付までとさせていただいたところでもあります。希望する企業につきましては、村民の皆さんと同じように御負担をいただき、設置をさせていただくこととしております。

アナログ受信機、まだ回収してないじゃないかというような話であります。これにつきましては、一部台帳が更新されていない部分もありまして、戸別受信機をお配りしたのに回収ができていない状況もどうもあるようであります。この辺は早急に回収をしてまいりたいと思っております。御迷惑をかけて、大変申しわけなく思っております。再度、公共的団体等で回収されていない戸別受信機があるか確認をしてまいりますので、よろしくお伺いいたします。

また、戸別受信機につきましては、どうしても電波監理局等々の電波の状況がありまして、入りにくい地区もあります。アンテナをつけてという、そういう状況もありますので、その辺につきましては、総務課長から答弁を申し上げます。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 難聴地域の戸別受信機のアンテナの設置数でありますけれども、なかなか本人の同意がいただけないということもございまして、現在ではまだつけているところはございません。ただ、戸別受信機ではなくて、屋外スピーカーのスピーカーの増設、こういったものについて対応させていただいているのは3機ほどありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 非常時、災害時には大切な機器です。有効な活用ができるよう、お願いいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） 以上で、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

その前に、先ほどの都志議員より出されておりました松くい虫の村の被害状況について、産業課長より答弁がありますのでお願いします。

原産業課長。

産業課長（原 茂樹） 平成24年度に伐倒・破砕処理をした松の地区別の件数について御報告をさせていただきます。

行政区順に申し上げます。久保4本、中込3本、北殿3本、南殿15本、田畑16本、神子柴40本、沢尻1本、大芝1本。もう一度、繰り返します。久保4本、中込3本、北殿3本、南殿15本、田畑16本、神子柴40本、沢尻1本、大芝1本の計83本でございます。

今申し上げました本数は、松くい虫被害のあった木だけではなくて、松の古損木全ての処分本数でございまして、松くい虫被害の確認された地域以外の北殿、沢尻、大芝の古損木につきましては、全て検査の結果、松の材線虫は確認がされておりません。枯れたのは別の原因であるというふうに考えております。また、信州大学農学部のキャンパス内でも古損木2本が見つかりましたが、これは大学で伐倒・破砕処分をさせていただいております。こちらも松の材線虫は確認をされておりません。

議長（原 悟郎） それでは、一般質問を続けます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 議席2番、久保村義輝です。

私は、3件について村長に質問します。

まず、1番です。広域農道、これは村道2230号線ですが、この広域農道への歩道設置計画の具体的な進行状況は今どのようになっているのかをお聞きします。

この歩道設置計画は、以前、南原区内から北へ延ばしてきたわけでありましたが、その後、大前まで延長するという計画があったわけですが、一時中断をしたという経過があります。それが、また新たな計画として提起をされ、説明もされてきたわけでありましたが、現状での状況をお聞きするわけですが、特に小学生の通学路との関係で、横断歩道を一括設置する、こういう計画になっているわけでありますが、この設置場所、位置が非常にそれぞれ通る人によっての利便が違うわけでありまして、どこにするのかという論議もあったわけでありまして、まず、この点が確定されたのかどうか、この点をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えを申し上げます。

広域農道への歩道の設置計画の現状と、特に横断歩道位置の確定の件でございます。前段、広域農道の経過からお話し申し上げたいというふうに思います。

広域農道は、平成22年度から県が上伊那を縦断する伊那西部地域の基幹農道として、県営農道整備事業、伊那西部地区で辰野町から伊那市までの区間、舗装の修繕や橋梁の耐震化、歩道の整備等を含めて、計画的に実施しております。この広域農道につきましては、市町村道でありますけれども県の事業として施工していただき、市町村が一定割合を負担するという、そういった工事で進めておるところでございます。

御質問の歩道と横断歩道についての計画であります。平成26年度から27年度にかけて、大萱交差点を南へ伊那技術専門校南の交差点までの820メートルの区間で、農道の西側へ歩道と横断歩道を1カ所を設置することとされておるところであります。横断歩道につきましては、伊那技術専門校南側の交差点の北側に設置を計画し、伊那警察署と協議をしていますが、場所の確定には至っておりません。今後、事業を進めていく中で、地元の区などとも協議しながら、引き続き要望はしてまいります。そんなことで、今、まだはっきりとした場所の確定ということは決まっていないところであります。

久保村議員が御指摘のように、この農道の歩道計画につきましては、村の事業として計画をした時期もあったわけでありまして、それは、いろんな経過がございまして、主には合併論議を経まして、インフラ整備等々の問題から中断をしたということでもありますけれども、今進めている農道の整備につきましては、県営農道整備ということでやっておりますので、そんな点も御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） まだ確定していないということでもあります。

あとは全体計画との関連もありますので、この1と2を合わせた、全体として質問いたします。

南原地区については、国道の歩道計画も途中で消えてしまったと、広域農道の歩道も途中で消えたというようなことがありまして、本当にできるのかという疑念が示されておりますので、一定の方向性を示していただきたく質問するわけでありまして。

今の横断歩道については、地元の要望、あるいは通る人の要望ということもありますが、最終的には公安委員会なりの認定ということになると思うんで、できるだけ要望なりは早くつかんで検討していただくことが必要だと思っております。

そして、完成に向けて、用地等のこともありますので、そう簡単には言えないと思いますが、一応27年度末でできるということなら、一定の工程、どのように進行していくのかということについては地元にも一定の説明がないと、計画があってもまた消えてしまうのではないかというようなことがいつも言われますので、ある程度はつきりと計画が煮詰まった時点で地元にも示していただく必要があると思います。横断歩道も含めた方向づけを地元にも示していただく必要があると思いますが、工程表の発表も含めて、今後の予定はどのように考えておられるかお聞きします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 横断歩道につきましては、公安委員会等々が決めていく問題でありますけれども、十分に地元と協議していく問題でありますので、この点につきましては協議をさせていただきます。

全体的な工程の部分でございます。過去から平成22年度からやっております。平成22年度は、高根橋の耐震診断調査を実施いたしました。23年度には、高根橋の耐震化工事と道路の調査、測量を行い、北原大泉区間の1,200メートルでの舗装、路面の改良工事を実施しております。昨年度、平成24年度は、大芝区間で800メートル、路面の改良工事を実施したところであります。今年度につきましては、南原区の中の内原交差点から北へ370メートルの舗装改良工事と、歩道を設置する場所の用地測量と用地買収を予定しております。したがって、この歩道につきましては、今年度、測量と用地買収の予定となっております。続きまして、平成26年度に大萱交差点から伊那技術専門校北側まで、平成27年度に伊那技術専門校南の交差点まで、歩道と横断歩道、あわせて舗装路面の改良工事を実施して、工事を完了する予定となっております。今申し上げましたように、歩道につきましては、今年度から測量に入って、用地買収、26、27年度で完成をしていくという、そんな工程、日程となっております。

この辺につきましては、また十分地元へ説明していく必要はあるというふうに思っておりますので、その辺は区長さんのほうへは話をしていきたいというふうに思います。

南原地区の問題が出されました。途中で消えてしまうという、心配をしているという、こういうことであります。この広域農道の歩道につきましては、村で計画をした時点でやっておれば既にできておるわけでありまして、三位一体改革から合併論議を経て、その時期でありましたので、できるだけインフラ等の工事につきましては先延ばししながら、住民福祉対応をしてきたところであります。その辺は御理解もいただきたいというふうに思います。歩道が要るか、要らないかという議論もありました。しかし、県の工事として進めるということで、歩道設置も実施するということになりましたので、その点はお願ひしたいと思います。

南原の361号の歩道の件も御質問に出されましたけれども、これは要望はしております。これは、本当に区間が長いものですから、大変な問題であります。ここにつきましては、いつ、どういうふうにと、こういう計画も全くないわけでありまして、毎年要望をしながら、またお願ひをしていく以外にはないのかなど。同時に、住宅がある場所につきましては、これは必要性も感じておりますので、その辺は要望を強めていく必要があろうかというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 今期も歩道は幻ではないということですので、今、国道の件はそういう例もあったということでしたので、村長、サービスをしていただいたというふうに思いますけれども、いずれにしても、地元の要望にかなった歩道設置ができることを望んで1番は終わります。

2番です。きめ細かな除雪体制の取り組み状況はということでお聞きするわけであります。

（1）として、昨年度の状況の取りまとめ結果はということでお聞きするわけであります。3月の一般質問で除雪体制について、前任期の村長に質問したわけであります。そこで、歩道も含め、細かな除雪が必要だという意思表示をしていただきました。3選目ということで村長になられたので、今度はその具体的に除雪体制を組んでいただく必要があると思います。

それで、まず、昨年度、各地域のそれぞれのボランティアも含めた除雪をされていることについて、調査をされ、対応をするということだったんで、この点がどのような状況で取りまとめができたのか、これをお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 除雪体制についての御質問であります。

昨年は、本当に雪の多い年となりました。通算すれば、本当に豪雪と同じような状況になったところであります。そういった中で、久保村議員からもさまざまな御意見や御提言もいただき、区に対しての一定の制度的なものをつくりながら、補助をしたところであります。

全体的な昨年の状況から、まずお話を申し上げます。平成24年度、昨年度につきましては、5センチ以上の積雪で村内の建設業者8社に委託して実施した除雪と2社に委託して行った融雪剤散布作業は、12月から3月の間で延べ128日、578時間となりました。また、村道にたまった雪の排出作業を含めまして、1,640万円の委託料を支出しております。過去数年間では、平成22年の1,800万円に次ぐ高額となっております。また、村内45カ所に設置した融雪剤収納ボックスと各公民館に凍結防止剤を配備をいたしました。使用状況に応じて補充し、交通の安全の確保に努めたところであります。凍結防止剤につきましては、98.9トンの394万円の購入をしたところであります。また、除雪機の購入補助金20万円でございますが、2件の申請があり、補助をいたしました。

また、これは久保村議員の3月の定例会の中でも話をさせていただきましたけれども、準豪雪対応といたしまして、各生活道路の除雪作業を実施されている方の取りまとめを区でお願いして、集計ができたところであります。延べ42人、延べで231回の除雪作業が行われたという、こういう報告、各区からの報告となっております。その作業に対しまして、村としては、各区へ合計で70万円を補助として支出をしたところであります。この制度につきましては、この3月から初めて実施したということであります。機械の損料、燃料費、そういったものを1回出動につき3,000円ということで決めさせていただきました。お支払いをしたところがございます。これにつきましては、今後も継続していく必要があるというふうに、豪雪、準豪雪を問わず、やはりきめ細かな除雪体制というのは必要でありますので、引き続き、これは継続してまいりたいと思っております。

昨年度の除雪対応につきましては、実績としては以上でございます。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） それでは、（2）として、新たな体制づくりの素案、そして地域との協議、これを進める計画についてお聞きします。

いずれにしても、新たな体制は、年内、12月の遅くない時期までには、実動体制がそれぞれの地域でとれるような段階までされる必要があると考えるわけであります。ことしの降雪がどうなるのかわかりませんが、非常に天候異変もありますので、早い段階から動く必要があるかもしれません。そういう点で、年内に各地域がそういう対応ができるようにするためには、一定の早い時期に各区との協議も進めたり、機械配置も含めてやっていく必要があると思いますが、その大体の村長としてどの程度の段階で協議をし、いつごろまでには一定のそういう所作ができるのか、ここら辺の取り組みについてお聞きいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪で一番問題になるところは、通学道路や歩道であります。除雪の必要性というのは常に感じておるところであり、現在も、歩道や通学道路を除雪していただいている地域住民の方々はおいでになります。また、集落と集落を結ぶ生活道路や、集落から学校までの通学道路の除雪を実施するためには、より一層地域住民の協力が不可欠となってきておるところであります。こういった除雪体制をどう構築していくのか、これは大変難しいことでもありますけれども、していかなければならないというふうに思っております。

したがって、3月の議会の中でも答弁をさせていただきましたけれども、まずは各地区の除雪ボランティアとして応募して、どの程度登録があるのかどうか、その状況をちょっと見きわめてみたいなというふうに思っておるところでございます。それによって、どういう体制が組めるのかという、こういったことも検討していく必要があります。その辺につきましては、なるべく早い時期にしていかないと、冬の除雪に間に合わないということでもありますので、12月までにはそういったことを実施して、除雪体制を整えてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。さまざまなスタイルは考えられるというふうに思いますけれども、まずはそういった皆さんを掘り起こしていくと、そういったもので地域の除雪ボランティアという組織を構築していただく。このことから取り組みたいというふうに考えております。その中で、過去に除雪機の購入の補助を受けた方もかなりおいでになるわけであります。その皆さんもできれば登録をしていただきながら、こういったときにどういうふうにと、こういったことは地区の中で決めていただく、そんな体制ができればというふうに思っておるところであります。

その辺につきましては、区長さんにもまた相談をしながら、また先ほども申し上げましたような村が燃料代や機械の損料の一部、これは引き続き負担をしながら組織の構築をやっていきたいというふうに思います。その段階で、また足りないところは補?をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

村内の主要道路につきましては、今までどおり村が主体的に除雪をしてまいりますけれども、そのほかの地区は各地域でやっていただかなければなりません。その皆さんに、くどいようですけれども一定の負担を村がしながら、有償ボランティア的な、そんな組織の構築を目指していければいいというふうに思っておるところであります。また、その段階で小型機械だとか、歩道の除雪だとか、そういう部分、どんな機械が適しているのか、その辺は十分検討しながら間に合うようにやっていきたいなというふうに思っております。大変難しい問題も含んでおりますけれども、しかし集落と集落を結ぶ部分というのは、除雪体制がどうし

ても弱くなってしまうので、そういったところを含めて構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 早くやっていきたいということでしたが、少なくとも区長会等に一定のこの考え方を示されていたかという思いもあったんですが、直近でやるということなのか、ちょっと区長会、あるいは土木の関係、こういうところが当然、昨年から比べれば役員が変わっているわけですから、こういう方向で村としては考えているというあたりは、できるだけ早く知らせる必要があると思うんですが、そこら辺は、まだ今はされていないということなのか、ちょっとそこを確認します。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 4月に区長が変わりまして、体制ができて、第1回の区長会がことしはちょっと選挙の関係がありまして遅くなってしまいました。4月20日過ぎになってしまいましたので、ようやく区長会議という会が動き出したところであります。したがって、まだこういったことはお願いをしていないところでもあります。そうむこうへいかないうちの区長会にお願いをしていきたいというふうに思います。それまでに村の考え方を示しながら、資料もお示しして依頼をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） いずれにしても、各地域では全く考えがあると思いますので、村の思いがただ一直線には行かない面もあると思いますが、いずれにしても村内全体が精密に除雪ができる体制を組むため、努力をお願いしたいと思います。

3番に行きます。

アレチウリの駆除がいつも言われるわけですが、この環境を守る、自然を守るということも含めて、環境でということ、また7月にはアレチウリ駆除、河川清掃もありますが、参加していると思うことは、芽が出て、今10センチぐらい伸びたものは引っこ抜けばいいわけなんです、もう密生地は物すごいやぶになっているところがあります。これは、もう人手ではどうにもならんということを感じるわけです。ですから、どんどん毎年種がどんどんできて、それが流れていくようなこともありますので、大勢にアレチウリ、あるいは環境を守るための作業をしてもらうという啓蒙としては、毎年やっている河川清掃と在来種の引き抜きということは大事だと思います。ただ、どんどんと繁茂をしているところについては、もう少し大胆な駆除策をとるべきではないかと思うんですね。あれは、村が直接やっているわけではなくて、環境を守る会がやっているわけですけども、多くの議員を初め、いろいろな役職の人がみんな参加しているわけです。そうですので、大きなやっぱり群落、アレチウリが本当に繁茂しているところについては、もう少し特別の手当をして駆除をしながら、大勢の手で、あるいは大勢の目を見て、小さな芽をとっていくことが大事だと思うんですが、この辺について、もう少し薬剤を使うとか、機械力で本当に大きな雑草の群落については引っこ抜いたり、平らにするなり、少しそういうことも考えるべきではないかと思うんですが、この点について、村長、どのようにお考えがお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） アレチウリの問題、本当にこれは困った問題でございます。このアレチウリの原産地は北アメリカで、日本へ輸入された穀物に混じって渡来したと言われております。国内では、昭和27年に静岡県清水港で確認されたのが最初の生育例とされておるところであります。その旺盛な繁茂によりまして、在来の生態系を破壊し、動植物に悪影響を及ぼしており、環境省も駆除すべき特定外来生物に指定をしておるところであります。アレチウリというのは、これは1年生の植物であります。冬は枯れてしまいますけれども、そのつるが丈夫で、枯れたままその場に残り、1本のつるから5,000以上もの種が落ちるといいますが、本当に旺盛な繁茂力であります。落ちた種から、その約7割が発芽するという、こんなデータ的にも出ておるところであります。

アレチウリの駆除は、毎年ボランティア等々で実施をさせていただいておりますけれども、なかなか一定の場所しかできないというのが実態でございます。4月ごろに抜き取りするのが一番効果的で、環境への被害も少ないという、こういうこととされております。薬剤や除草剤を使用した場合、他の植物への影響というのも考えなければなりません。生態系を壊してしまいますという、こういうことも考えられます。一番いいのは、アレチウリだけに特化した除草剤ができれば一番いいわけでありまして、研究機関でも研究をした経過があるという話は聞きましたけれども、成功はいまだにしていないということでありまして、そんなことでもありますので、大変難しいのかなというふうに思いますし、また河川につきましては、これは除草剤を使うというわけにはいかないところであります。下流域への影響、深刻な問題となってきます。したがって、やはりアレチウリ抜き取りというのが、一番、今の活動としてはよりベターな、ベストな、そういう活動であるわけでありまして、しかし、これは大勢の人の手が必要になってまいりますので、そういった輪が広がっていけば一番いいのかなというふうに思っておるところであります。最近では、種をつける前の時期に刈り取ることも効果があるんじゃないかという、こんな説といいますか、そんな考え方になってまいりました。したがって、今、久保村議員がい言うように、環境への配慮も含めながら、刈り取りという、そういった方法も検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、アレチウリの問題というのは広域的な問題でありますので、その辺につきましては、また多くの団体の皆さんと議論や検討をしてみたいというふうに思っております。刈り取りで効果があるということであれば、それが一番いいわけでありまして、その辺も検討させていただきたいと思っております。また、天竜川等々につきましては毎年やっておりますけれども、これは天竜川上流工事事務所との協議ともなりますので、その辺もあわせて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 川の中ということは、先ほど言われたように、それは天竜川の管理ということだと思います。堤防で村有地もあったと思うんですが、昨年も本当にもうがりがりとした古いやぶがあって、その中からまた出ているんですが、やはりそのところは1回刈り取ってしまう、あるいは機械で引っこ抜いて除去するとかということをししないと、生えているものをとることもできない状態になっておるんです。だから、そういうことも全体を見ながらやってもらう必要があるということと、ラウンドアップ等を全面散布しますと、ほかのものがみんな枯れちゃいますが、小さなスプレーで濃い、10倍から20倍ぐらいに薄め

たものを葉っぱに振りかけることによって根まで行くということが言われているので、選択してかけるという、こういうことも可能なんです。あるいは、はけで塗るとか。ですから、大きな散布機で、全面まくということはだめですが、もう少しスポット的にそういうことを考えることができるのではないかと思います。毎年やっていますので、担当課の皆さんも、どこがどういうふうになっているかということはおわかっていてと思うのですが、余りにも人手だけでは手もつかないところがあるんです。そこら辺、どうしても別段の手だてとして、刈り取り機で一定の範囲をきれいに刈り取り、あるいは機械で引っこ抜くというようなことも含めて、場合によってはバックホウ等が要るところあるかもしれません。ある程度、地形も直しながら、今後のために、あとは芽が出たものだけ引っこ抜く。これも3回も4回も時期を変えて、芽が出てくるわけです。非常に生命力が強いんですね。ずっと伸びたところだけ見れば、本当にお浸しにして食べてもいくらかのかわいいものなんです。あれがどんどんとつるが出てくると、物すごい勢いになっちゃうということなんで、もし状況がもう少し何とか手を打ったほうが良いというところがおしわかっていようなら、答えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 今の御質問ですけれども、場所の関係ですか。

議員さんのおっしゃいました天竜川、それから大泉川、それから圃場整備をしたところの急傾斜地みたいなところ、これらが非常に繁茂しているところであります。場所等については、衛生部長会の中でも議論がありまして、かといっていい解決方法が見つからないということでもありますので、今言われました薬剤のスプレー、こういったこともちょっと検討していきたいというふうを考えております。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 非常に厄介なことなんです。一つ、可能性のある方法をいろいろ考えてもらって、またみんなが集まるときに、ちょっとそこら辺、大変なところはそれぞれの状況もつかんでもらって、ただ毎年行ってやってみるというだけじゃなく、もう少し、そうは言っても減ったなという実感が得られるような取り組みができればと思いますので、そんな点をお願いしまして、以上で終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

続きまして、9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 今回、6月定例会で四つについて質問させていただきます。

まず、1番目、村の景観計画策定でどう自然を守るのか。景観計画を策定し、景観行政団体へ移行するに当たって、どのようにしていくのか。また、既に南原地区では、住民との協定が結ばれているということですが、その経緯についてお伺いします。

先日、景観計画策定に向けたワークショップに参加し、その中で、今まで育った自然環境について考えさせられるよい機会でした。ワークショップとは一言で言うと、集団による創造の場ということで、楽しい会議であり、なかなかユニークな話し合いでした。村の自然環境を参加者全員で考えることから始まり、小グループで意見が出せるよう委託業者の若い方のアドバイスを受けて、さまざまな提案が出され、いかに村がツミカにあるように、すばらしい豊かな大地であり、黄金の波が地に満ちているかと感じました。

昨年、村内の15歳から74歳にアンケートをとり、南箕輪らしいと感じる景観は四つで、南

アルプス、中央アルプス、大芝高原や森、神社、田園空間、高台から遠くの山々や田園地帯から一望できるパノラマ景観でした。

広い空と広大な農地、大きく発展する夢のある西部地区、話し合いの中で、さまざまなキャッチフレーズが出てきました。広大な牧草地帯、歴史を感じるまちなみ、未来を担う新興住宅地、蛍飛び交う恵みの大泉川、上井水路の恵みの里、南アルプスの絶景、景観と水を引き継ぐというような、こんなキャッチフレーズです。これを孫たちに残していく役割があるのだと認識できました。

また、先日、同級会をやりたいということで、阿智村と阿南町の仲間が大芝荘に下見にやってきました。役場で待ち合わせ、パル大芝での昼食、味工房のパンをお土産に、帰りに私の家でコーヒーを飲んでいると、経ヶ岳が見える、仙丈が見える、田植えが終わった田園風景、本当にすばらしいとほめていただき、心が和んできました。

平成16年の景観法ができ、その法の目的は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会実現と発展であり、地域の歴史、文化等が経済生活等の調和により形成保全されるものであるという。村の美しい景観を守っていき、住民にも認識を持ち、また役割を担っていただくことが大切かと思えます。この計画に大きな期待を寄せています。

1 番の 1、2 についてお聞きします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9 番、唐澤由江議員の御質問の御答え申し上げます。

景観計画の策定に関する御質問でございます。

南原地区の景観形成住民協定の経緯という①の御質問であります。

南原地区の景観形成住民協定につきましては、当初は国道361号線での景観協定を想定して始められた活動でありましたけれども、南原区では区全体の課題という機運が高まり、安全で住みよい、美しいまちづくりを進めるため、平成16年から景観形成住民協定の原案の検討と署名活動が始まり、署名は地区に住む方の76%に上りました。平成18年6月20日に協定が発行となり、協定は環境整備と景観形成の面から、対象区域、有効期間、建築物の形態、色彩など、必要な事項が定められております。本当に先進的な取り組みであり、大変ありがたいなというふうには思っております。

また、この美しいまちづくりというのは、できるところから取り組んでおられるようであります。花を植えるとか、そういったできる取り組みからしているということでもありますので、そんな点も各地区へでも広がりを見せておるところであります。

最近の報道を見ておりますと、村内でも、新たな組織が美しい村づくりに取り組み始めたというような報道もなされておるところであります。また、各区でも、活発にそういった活動がなされてきております。協同共助、そういった精神が広がりつつあるのではないかと感じられておるところでありますので、息の長い活動を期待しております。さらに、自主的な輪が広がっていけばいいなというふうにも今思っております。行政はそういったことをどう支援していくのか、こういったことが必要だというふうにも思いますので、その辺もまた精力的に取り組んでまいりたいというふうにも思います。

これは、権兵衛トンネルの開通に合わせまして、県はトンネルの出口から7キロ、両側

100メートルを長野県の屋外広告物条例に基づく屋外広告物禁止地域に指定してあります。一部例外がありますが、原則として屋外広告物が掲示できなくなったところがございます。したがって、361号線沿いというのは屋外広告物の規制区域になっておるとい、こんな実態もあるわけであります。

続きまして、景観行政団体への移行の問題であります。

昨年度に景観計画の策定委員会というのを設置いたしました。24年度の活動につきましては、議員の御指摘もありましたようにアンケート調査を実施し、取りまとめを行い、また今年度は村内5カ所で景観のワークショップを実施し、80名の皆様方に御参加をいただいたところであります。御意見や情報をかなりいただきましたので、景観計画に生かしていきたいと考えております。

景観策定方針でありますけれども、いろんな分野から検討しなければならないだろうというふうに思いますけれども、まずは良好な景観づくりのための方針、さらには行為制限事項、重要な建造物、重要樹木の指定方針、景観重要公共施設の整備、また屋外広告物の表示等の行為の制限、その他必要な事項等を検討して、計画をつくっていきたいと考えております。こういった素案ができましたら、都市企画審議会や、あるいはパブリックコメントなどにより御意見をいただき、最終的にはこの策定委員会等々、あるいは環境審議会もありますので、そういった皆さんの御意見もお聞きしながら決定していきたい、そして議会にも報告し、審議をお願いする予定であります。これは、県の指定でありますので、県に計画を出していきたいというふうに考えておるところであります。

今、長野県内の景観行政団体につきましては、県を含めて17団体あります。上伊那では、駒ヶ根市が行政団体へ移行いたしました。現在、伊那市と本村が移行に向けて取り組んでおるところであります。景観の問題につきましては、広域的に考えていくことがより必要だというふうに思います。広域連合単位でそういった輪が広がって行けば、一番いいことではないかと思っております。いずれにいたしましても、この南箕輪村のすばらしい自然環境をどう守り、どう後世に残していくのか、こういったことの視点の中で景観行政団体移行を目指してまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 重要な取り組みであり、また先進的な取り組みです。屋内の広告物規制ということも多少は16条の関係であるかと思いますが、この村の自然を住民一人一人が守っていくんだというような認識になるように、ぜひ普及をお願いしたいと思っております。

次に、南海トラフ地震確率60から70%、どう備えるのか。また関係団体の連携はどうなっているのか。家庭の備蓄、水の確保、食料1週間の確保はどのようにしていくのか。ほかにどのような対策があるのかという、2番についてお聞きします。

3月議会において、私も防災計画についてお聞きしたわけですが、各施設等の計画については、行政の指導によりまして徐々にできつつあるということです。

長野県は31日に、2011年3月11日の東日本大震災を受け、県内の地震被害想定の見直しをし、新たに南海トラフの巨大地震を検討対象に加えたといいます。また、食料や飲料水などを市町村ごとに不足する物資の量など、新たに盛り込むべき項目を示しています。この被害想定は、死者が32万3,000人、1週間後の避難者が950万人、医療機関での受け入れが15万人、外来患者が14万人という、とても大きなもので、経済的被害が220.3兆円という、私どもの

予想を上回る報告となっています。

また、体制整備の枠組みをしていかなければいけないということで、防災対策推進のための法整備やマスタープランや事前防災戦略の策定、それから国、自治体、民間が参加する対策協議会の法制化が必要となってきます。具体的には、弱い立場の避難者を優先し、家で暮らせるかどうか、避難所へ行けるのかどうか、またその後は疎開も必要かといった検討も必要になってくるようです。

先ほど、同僚議員も言うておりましたが、今まで3日分としていた家庭備蓄も、とりあえず1週間以上備蓄する必要があるとされ、水で言えば一人3リットルぐらいが必要とされ、多目に見ると1週間で21リットルを備蓄しなければなりません。また、食べる物もレトルト食品やおこわなど、缶詰、1週間の備蓄に一人2万5,000円はかかるといいます。そのほか、カセットコンロ、簡易トイレ、電池、携帯電話充電器など、ふだんからの備えが必要となります。

60から70%、30年以内に起こるマグニチュード8以上の地震ということで、この県でも2年間でさまざまな方策を打ち出しています。建物の耐震化、家具の転倒防止、家庭内での備蓄の促進、その他いろいろな面で、災害時いろんな緊急性を分析しながら、あの手この手で対応していかなければならないと思います。

私が考えた食料確保なんです、インフルエンザの流行時にも必要かとは思いますが、コンビニや郵便局等との情報確認や応援協定、また全避難所の受水槽に給水栓を設置してはと思います。千葉県船橋市が全小中学校の避難所に設置し、94カ所の受水槽に給水栓を設置することによりまして、94カ所、約297万リットル、一人3リットル、約33万人を確保したということですが、2番について、1から3をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地震の問題であります。南海トラフの関係であります。

南海トラフにつきましては、平成24年3月にモデル検討会1次報告が出されました。本村では、震度6弱と公表をされたところでもあります。その後、最終報告というようなことで、先月28日に出されたところでもあります。今回の報告では、この地震の発生時期を角度高く予測するということは一般的には困難であると、こんな報告がなされております。いかに、事前の防災が、極めて重要との考えが示されたところでもあります。

したがって、関係団体の連携を強めていく、このことは必要であります。県も総合応援協定という、このことを行っております。この協定では、上伊那、下伊那、諏訪、木曾といった地域単位で応援をする協定となっております。上伊那が災害に遭ったときには、下伊那や諏訪地域から応援が来るといような、こんな協定であります。しかし、諏訪から南につきましては、東海地震の強化地域に指定されておりますので、こういったことでいいのかなという気もしておるところでございます。

そういったことを合わせまして、今、上伊那の常備消防を広域化していくということで、平成27年4月を目標に動き出しているところでもあります。受援体制、あるいは受動体制、こういったことも必要となってまいりますので、そういったまず体制強化を図っていく、こういったことを取り組んでおるところであります。同時に、村では、いろいろな業者の皆さんと相互の応援協定を結んでおるところであります。これには、水道や土木業者、あるいは福祉施設とも結んでおります。さまざまな、そういった団体と連携をとりながら対応してまいりたいというふうに思います。

家庭等の備蓄の問題の御質問もいただきました。確かに、備蓄品につきましては1週間分以上確保するという、このことが必要であるというふうになってきたところでもあります。その辺につきましては、地域の防災計画の中で、また明らかにしていきたいというふうに考えておるところであります。住民の責務として、生活必需物資の備蓄等を明記すると、このことも必要でありますので、また見直しもしていきたいというふうに考えております。備蓄につきましては、広報をいかにしていくのか、しっかりと各家庭で備蓄をしていただくという、このことが一義的には大原則でございますので、その辺の周知はしてまいりたいと思います。食料や飲料水、乾電池、携帯電話の充電器やカセットコンロ等々、本当に必要なものはあるわけありますので、そういった必要なものを列記をしながら、1週間分の備蓄をお願いしていく、このことに力を注いでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、防災関係につきましては、自分のことは自分で守っていくという、このことが基本にありますので、そういった面をまた強調させていただきたいと思えます。同時に、自主防災会の活動というのは極めて重要となってまいりますので、本年度は災害時住民支え合いマップ、このことの作成に着手をしてまいりたい。まだつくっていない自主防災会につきましては、そういった働きかけをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、村としても、必要なものは用意してまいります。今年度の予算におきましても、避難所の分野で、プライバシー保護の仕切り板、障害者用の仮設トイレ等の購入、このことを計画しておるところでございます。また、飲用水メーカーとの協定というのにも必要かなというふうに考えておるところであります。本村にも、大手の飲用水メーカーの支店といえますか、そういったところがありますので、その辺の話もこれから進めていきたいというふうに考えておるところでございます。そんな村でできることは準備しながら、また住民の皆さんにできることは周知しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 大災害に備えて、いつ来るかわからないわけですけども、気を引き締めた、お互いに気をつけて準備をしていきたいと思えますので、村のできることはぜひ推進して、準備に備えをお願いいたします。

次に、3番、保育園と学校教育についてお伺いします。

未満児保育の実態はどうか、希望者と入園実数は、保育に欠ける子とは、それから加配保育士の実態は、どうやって決めるのか、たけのこ園入園者は、について質問させていただきます。

3月定例会にも、1歳半から通っている子供が、母親の出産に当たり、1カ月の自宅待機を言われたという話をお話しさせていただきましたが、新聞によれば、未満児がどこでもふえていて大変だそうです。4月1日の県内の公立・私立の保育所に通う3歳未満児が1万1,308人で、この10年で1.5倍にふえているということだそうです。市や町の担当者は、女性の社会進出が進んだ結果との受けとめの一方、近年の景気低迷の影響で、夫の賃金だけでは暮らせない、住宅ローンが払えないなどから働かざるを得ない母親がふえているといえます。施設や人員の確保に苦慮しているのが現実とは思えます。先日、横浜市長が待機児童はゼロですという宣言をされておりました。ユニークと思ったのは、駅に送っていけば、市から迎え

が来て、保育園まで連れていくというもので、住所で区分けするのではなく、勤務地に近い場所にするそうです。横浜市が待機ゼロというのは、本当に驚くべきことではないかと思っています。伊那市では、幼稚園も認定こども園となっているようです。

村長は、当分、増築対策で対応するようですが、保育に欠ける子とはどんな子でしょうか。昔は、おばあさんがいればだめ、農家も大規模はだめ、育休中はだめ、やめて仕事に行かないのはだめというような条件をつけておりました。そもそも、保育に欠ける子を預かるのではなく、ゼロ歳から5歳までの全員を対象として、希望者を全員預かるのが待機児童ゼロではないかと思います。村で決めた条件から外れる子は預からないというのもおかしいと思うのです。そうでないと、3期目無投票の村長の掲げる子育て日本一の村の公約に沿っていないのではないかと思います。

たけのこ園ができて、受給者証がなければ通えないというふうに言われています。受給者証がなくても、多動で危険があったり問題があって、それを説得せずに、たけのこ園に通わせられないで、保育園で加配保育士をつけているケースが多いのです。専門家のいるたけのこ園で療育すれば、保育園に通えるようになる子もいます。

たけのこ園親子通園が昨年15組、ことしは8組と聞いています。減った原因に、経済的に親も働かなければならないこともあるようです。集団生活を保育園かたけのこ園か、並行通園が、どこでしていくことがその子に合っているのかを保育士や園長が話し合う、またそれをお母さんにも伝えていく、保育園へ子育て支援相談員を呼ぶなど、しっかり連携をとることが大切だと思います。

1から3についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育園の未満児保育以下、3点につきまして御質問をいただきました。

初めに、横浜市の待機児童ゼロは私も驚きました。ただ、内容的にあれでゼロなら、うちもゼロかなという、こういう状況でありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいと思います。

まず、3歳未満児の保育園の入園の関係でございまして。本当に、この経済状況や核家族化、母親の就労で、低年齢化保育園へ預ける家庭というのは年々ふえてきております。3歳未満児の昨年12月の保育園の入園申し込みが143名ありました。そのうち、保育に欠ける理由に当てはまらないため、入園をお断りしたのが17名ということでありまして。保育園は全員預かるという、今、唐澤議員の御指摘でございまして。これは幼稚園と若干違うところがありますので、その辺は御理解いただきたいと。幼保の部分、これから本村においても検討していかねばならないだろうというふうには思っております。保育に欠ける子というのは、村の条例で定められておりますので、そういった部分はやはりきちんとしていかねばならないだろうというふうに考えております。一時保育というのも充実してきておりますので、一時的にはどんな場合でも対応できるようにしておりますので、その辺はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。3歳未満児でお母さんが自宅にいる場合は、やはり保護者が保育していただきたいという、こういった願いもあるところでありますので、よろしく御願いいたします。

加配保育士やたけのこ園とのお話もございました。本当に、これは大変な問題と言います

か、頭の痛い問題でもあるわけでありまして、今年度の加配保育士につきましては、支援の必要な園児57名に対しまして、35名を配置しておりますところでございます。六百数十名のうち、支援の必要な園児というのは57名おいでになります。その皆さんに加配保育士をお願いしておりますところでございます。加配保育士の配置につきましては、専門家の御意見や、あるいは相談員の御意見や、そういった皆さんの御意見をお聞きしながら、配置するかを決定しておりますところでございます。また、入園後につきましても、複数加配がいいのか、一対一加配がいいのか、そういったことの状況も見ながら、変更しながら、加配保育士に対応しております。そんな点は、本当に一人一人の子供を大切にしていきたいという思いで、多くの加配保育士を配置しております。そんな点は御理解をいただきたいというふうに思います。

たけのこ園であります。6月1日現在の入園は8名であります。当初は、母子通園が基本でありましたけれども、保護者の事情によりまして単独通園も開始しておりますし、保育園に通園しながらたけのこ園に通園するという、並行通園も開始いたしました。このお子さんが8名おいでになります。したがって、親子通園から並行通園、あるいは単独通園、幅を広げてきておりますところでございます。私は、基本的には、子供というのはやはり集団の中で保育をしていくことが基本だろうと。その中で、発達障害傾向のある子供は、並行通園をしながら集団生活になれていただくという、このことが基本だろうと思っておりますので、今のたけのこ園の状況を見ますと、私の基本的な考え方に沿った運営ができていくというふうに考えておりますところでございます。また、たけのこ園では、この7月から、保育園の帰りの時間に利用できる、子供一人一人の発達と成長に合わせた小集団のトレーニングを行う、にじいろクラブを実施していく予定となっております。また、新たに、新しい事業もたけのこ園で始めてまいりたいと、こんな考え方があります。有効的にこのたけのこ園を活用することによって、いろんな皆さんに対応していく、また対応できるようになってまいりましたので、御利用をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 開園当初から並行通園をということでしたけれども、ようやく並行通園をしていただくようになり、それからなかよしクラブがにじいろクラブというように、集団的にトレーニングをすることができているということで、本当にありがたいことだなと思います。また、この村の加配保育士を充実させていただいて、それは本当に素晴らしいなと思いますが、感謝申し上げます。

次に、移らせてもらいます。

苦情や相談への対応は適切か。声に耳を傾け、迅速な対応をしているか。個人情報保護を隠れみのにしていないか。多動などで、クラス運営に問題が生じたときの対応はどうかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

日ごろ、苦情を聞くことがあります。電話でたらいまわしをされた。電話の陰で言うことが筒抜け。ある経営者は大口納税でありがとうございますと言ってもらわなくてもいいが、どこで誰が何をやっているのかわからず、あちこち電話を回されたということはちょっと不快だったと、職員はもっと勉強してほしいというふうに言われました。また、保育園で多動っぽい子からいじめられる。それを手帳に書いても認めず、否定され、血だらけにな

って帰ってきたのに、はっきりとした答えがない。頭ごなしにこういった場合は否定をしないで、まずそんなのと聞いて相づちを打ってほしい。理解をして、相手の身になる、親身になる。大変だったと母を慰める。母親の言っていることを疑わない。信頼関係を築く。それから解決していくことが大切だと思います。

このような事柄について、お母さんから相談され、まず保育園へお伺いいたしました。げんそうな感じで、母親の言っていることをまともに受けるなど警戒に、迷惑そうな顔、物事を本当にそういうふうでなくて、事実をはっきりさせ、真面目に受けとめてもらいたいと思います。そのことについての情報を聞き出すと、個人情報ですからと打ちどめされる。これでは何ももちが明きません。個人情報を守るのは当然です。それを言わなくても、お互いの信頼関係の中で、ある程度実情をお互いに話したり、確認し合ったりしなければ、何の解決にもなりません。担任が母親に書いた連絡ノート、それはある子にひっかかれ、血を流して家に帰っているのに、その苦情について母親の納得いくような説明がしてもらえないというようなことなんですが、例えば、その子から席を離してみます。そんなことがあったとしたなら、大変申しわけありませんというようなことで謝る。なぜ具体的なことが言えないのか。お互いに子供がかかわり合っていくものですから、ちっとはやられてもというような一般論を言われたのでは、問題を訴えた母親はやっぱり悩んでしまいます。しかし、その子供について、加配の先生がついているのに、この子の母親にはないしょにしていますと私に言ったのです。これはまた不思議なこと。どうしてその子の母親に、お宅のお子さんは心配な面があるので、保育士が専門に見ていると言えないのでしょうか。こうしたことが、さまざまな弊害をもたらしているのではないのでしょうか。学校に行く年齢になったときに、お宅の子は特別支援学級に行ったほうがいいのかはと問われたとして、拒否することにもなるのです。お母さんもそういうことを知らされていれば、血を流された母親が電話で抗議しても、もっと違った対応ができたのではないのでしょうか。連絡ノートをよく読んで返してほしいと思います。大切なお子さんをお預かりしているのです。答えてくれない、私の言うことが正しくとらわれていないという母親が、たとえ感情的になっても、クレーマーとして見ることは行政としてはあってはならないことではないのでしょうか。

以上、2番についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） いろいろなお話がありました。かなり突っ込んだ個人的な部分もあったかに思います。基本的なことを申し上げます。保育園というのは、これはお子さんを安全に保育する、細心の注意を払って保育を行っておるわけですが、ときにはこれは子供同士でございますので、けんかやけががあるところでもあります。また、さまざまな苦情もいただきます。そういったときには、園長や担当保育士が保護者に説明をして、対応をしてきているのが実態であります。また、プライバシーの保護の問題もありました。これは、個人情報につきましては、守っていかなければなりませんので、その辺は御理解もお願いしたいと思います。多動のお子さんに限らず、どうしてもクラスの中で集団生活が苦手な子供もおるわけでありまして、そういった子供には専門家の御意見を聞きながら、加配保育士を配置したり、専門職による指導など、個別の対応も行っておるところであります。これからも、本村は一人一人の声をしっかりと受けとめながら、保護者との信頼関係を築いてまいりたいと考えておりますので、その辺はお願いしたいと思います。ただ、私自身もある保護者とお

話をさせていただきまして、一般的な傾向といたしましては、本当に自分の子はこの傾向は強いわけでありまして、これは当然かなという思いもありますけれども、私は全ての子供は平等であります。全ての子供がみんな同じように扱われる、このことが基本であるというふうに思っておるところであります。しかし、保護者一人一人の対応をきちんとしていかなければならない面もありますので、その辺はさせていただきたいと、これからもしてまいりますので、そんな点の御理解もお願いしたいと思っております。ただ、傾向といたしまして、必ずと申しますか、いろんな苦情がありますけれども、同一傾向にあるわけでありまして、必ず同じ人から同じ苦情が来るわけでありまして、その辺につきましては、ぜひ御理解をお願いしたいなど。クレマーとして我々は扱っているわけではございませんので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。ただ、本当に行政としても毎日という、そういったこともありますので、その辺は議員としてぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） いろんな苦情があつて、それに真面目に対応していただいて、お互いに納得できるような状況があれば、現場で解決していくものと思っておりますので、信頼関係を築くように、お互い真摯に受けとめながらやっていただければと思います。

風疹の大流行にどうするか。妊婦への啓発はどうしていくのか。風疹ワクチン接種の補助をということについてお伺いいたします。

風疹が、全国で5,000人ということで流行している。三日ばしかと言われて、症状は軽いわけですが、主に昔のワクチン接種の状況がちょっとアンバランスだったり、軽く受けとめて接種を受けなかったりした20代から40歳代の男性が罹患してくるということで、妊娠初期の女性が感染すると、胎児に先天性の心疾患などの障害が起こるおそれがあるということで、妊娠していないときに予防接種を受けることが重要だと言われております。これについて、流行を防ぐ意味でも、また心疾患の障害が起きないようにするために、ワクチンの補助制度を設けてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 風疹の流行につきましては、報道機関等々でかなり流行しておるという、流行しておったという、こういう状況もあるわけでありまして、御指摘のように、過去における予防接種の影響もあるというふうに考えております。さまざまな広報やいろんな啓発もしておりますし、医療機関に委託しております妊婦健診で、初期の血液検査で風疹抗体価を検査して、お知らせもしておるところであります。そんなことをしながら、できるだけ気をつけていただくという方策をとっていただいております。ただ、風疹につきましては、近隣市町村と歩調をとっていくと言いますか、より広範囲な段階で実施をしていくということが効果があるというふうに考えておりますので、この辺につきましては、広域的な取り組みとして担当者会議で検討していったほうがいいんじゃないかということで、検討するように指示をしたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） そのように前向きな対応をお願いしたいと思っております。

次に、公開授業についてお聞きします。

祖父母参観と位置づけているわけではないんですけれども、先日、6月1日ですか、南箕輪小学校の学校公開がありまして、保護者あてに授業参観の案内がありました。住民の方から、南部小は祖父母参観があるけれど、南小にはないがどうしてかと言われ、その旨を教育委員長におっしゃったそうですが、それは校長方針だろうということであったようです。じゃあ、今度は私が一般質問してみますと言ったばかりでありました。嫁から、お母さん、8時40分から11時20分の間に学校に行ってくださいと言われました。何で保護者あてなのに、祖父母を呼んでくれたのかなと聞きますと、多分、これは誰が行ってもいいのだろうと思ったとか、1年生の教室へ早速入って行きました。ペースに合わせたやさしそうな先生が、びゅんびゅんごまのつくり方を説明していました。中には祖父母の方もいましたが、ちょっとチラシの中に、公開だから誰でもいいのだからということもありますが、保護者、あるいは祖父母参観という位置づけをすれば、もっと大勢の方が参加できるのではないかと思った次第ですが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 祖父母参観日について、議員さんから御質問がありました。

以前そういう話を聞いたかどうか、ちょっと私もうろ覚えでございまして、まことに申しわけないんですが、南部小については例年どおり、5月の下旬に祖父母参観を実施しております。南小学校と中学校につきましては、特に祖父母参観日という日は特定しておりません。誰でも参観できるようになっておりましてということでございます。以前は、どの学校におきましても祖父母参観日というような参観日を設けてきていたわけですが、核家族化、そういうものが進んで、両親ともに働きに出ている家庭、こういうものが多くなってきている。こういうことや、祖父母が遠くにいて、なかなか参観に来られない。または祖父母がおられない、そういう家庭も非常に多くなってきているわけですし、そういうことも一つ原因としては上げられるというふうに思います。また、子供たちに、祖父母がいない、来られないといったことで寂しい思いをさせたくないということから、祖父母参観日をなくして日曜参観、または土曜参観という形にしてきたというような配慮もありますので、御理解のほどをお願いしたいと、そのように思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 質問して下さった方に、祖父母参観として行ってもいいんじゃないかということをもっとお伝えしていきたいとしたいと思います。確かに、祖父母がいないとか、お母さんもないとか、お父さんもないとかっていうようなお家があるんですけれども、田植えの5年生の授業におばあちゃんが行って、結構、楽しかったというような話を聞くと、祖父母参観というのも大事なんだろうなというふうに思ったわけです。

次に、児童虐待の実態と予防策についていきたいとしたいと思います。

先日、村で起きた乳児虐待による報道を見て、誰もがセンセーショナルなことに驚きを隠せなかったことかと思えます。県内の児童相談所が受けた児童虐待の相談が1,016件で、過去最高であったとか、2001年には400に満たなかったものが、県こども・家庭課は核家族化による子育ての孤立化や、経済、雇用情勢の厳しさを背景に、養育の負担やストレスがふえやすい状況になっていると分析しております。児童虐待は、実の母からが54%、実の父からが36%で、小学生が最も399人で多く受けているようです。虐待の種類はいろいろあります

けれども、育児放棄だとか、暴力だとか、いろいろあるわけですがけれども、本当に3歳から学齢前が245人、中学生が150人、3歳未満が149人ということで、本当に身につまされる思いです。早期発見が大事だと思います。近所で心配そうな家があれば役場に電話するとか、重症化を防げるようにして欲しいと思いますが、村の実態と予防策についてお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

時間が大分少なくなって、まだもう一項目ありますから簡略にお願いします。

村長（唐木 一直） 虐待実態の予防策の御質問であります。

せんだっての事案につきましては、住所は南箕輪ということで、起きたのは伊那市でございます。その辺はそういう御理解をお願いいたします。

村内で児童虐待の件数、24年度新たに受けた件数というのは13件受けてまいりました。圧倒的に多いのがネグレクト、育児放棄が多くなっています。トータルとして、今、子育て・教育相談室で抱えているケースが25件というふうになっております。本当に深刻な内容であります。今年度から相談員を1名増員して、相談体制の強化を図っております。できるだけ早期に発見するように心がけておりますし、そういった事案がありましたら、多くの皆さんに通報していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） じゃあ、時間がありませんので、次に移らせていただきます。

運転免許証返納者にまっくん交通定期券等の補助を。県で運転免許証を返納したのが1800人で、過去最高で、全国で32位だそうです。返納者には、運転経歴証明書が発行されるんですが、これが有効期限が切れており、それが自分の資格証みたいになっていて、タクシーやバスでの割引制度があるようです。65歳以上の交通事故がふえていて、10万件を超えているというようなこともありまして、交通事故防止対策、また、まっくんバス利用の拡大になるのではないかとということで、まっくんバス回数券3,000円ぐらいを1回限りぐらいで出したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者の部分であります。村の場合だと、大体1年間に5名ぐらいの返納者の数ということになっております。この辺につきましては、福祉移送サービス車の増車をしたりとか、いろんな体制強化を図ってまいります。本年度事業として行う予定となっております。

回数券の話が出されました。返納者1回に限って回数券10枚になっております、プラス500円の温泉券つきでありますけれども。この辺につきましては、前向きに捉えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、買物弱者対策をお願いします。

箕輪町が、移動購買車を5年以上営業という条件で、車の購入、冷蔵設備の改造として上限300万円を助成する方針を打ち出しました。現在、JAのまごごろ食材やコープ長野の配置購買が広く普及しております。自分で買い物をするより割高ですが、家まで運んで来てく

れるので便利です。こういったケースで、低所得者に3,000円ぐらいを補助したらどうでしょうか。村では、小中学生の給食費に年間2,000円を補助しております。何らかで、民間活力を利用していくのも、今後の行政のやり方ではないかと思えます。以上、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢者買物弱者という方はふえてきてくるというふうに、これからはさらにふえるんじゃないかというふうに考えております。箕輪町の補助部分につきましては移動販売の部分でありますので、その辺につきましては、また村にもそういった御要望や業者があれば検討していきたいというふうに思います。

今、食材を宅配で利用している人に補助をとという話でありますけれども、それは大変難しいことだというふうに思います。当面は、当面と言いますか、その考え方は持っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時15分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

先月23日には、三浦雄一郎さんが80歳でエベレスト登頂に成功しました。今月4日には、サッカー日本代表がワールドカップ出場を決めてくれました。昨日もイラクに勝ちました。大変、明るいニュースで、日本人として誇りに思います。

最初に、安心して子育てできる村にするために伺います。

先ほども、同僚議員からの質問で、風疹のワクチン接種に補助をとというお話がありましたが、同じ答えが返ってくるんだと思いますが、あえて伺います。

本年、風疹が全国的に大きな流行を見せています。ことしはじめから、半年間、6月2日までで、累計9,400人以上、5月29日現在、県内の届け出数は41名だそうです。去年は、2008年以降で最多の報告がありましたが、ことしは既にその4倍を超えています。この人数は、はっきりと診断され、報告されたものだけです。風疹と気づかないうちに症状が治った人もいる可能性も高く、実際はもっと大勢の人がかかっていることも考えられます。例年、春から初夏にかけてふえる病気ですから、これからの時期、さらに注意が必要です。

風疹で特に気をつけなければならないのは、先天性風疹症候群です。これは、妊娠初期、おおむね12週までの女性が風疹にかかった場合、白内障、心奇形、難聴などを伴った赤ちゃんが生まれてくる可能性があるというものです。この症候群になる確率は25%から90%と、調査によって大きく異なりますが、先天性風疹症候群をなくすために一番有効なのは予防接種です。現在、予防接種は、はしか・風疹ワクチン、MRワクチンとして2回接種することによって、95%以上の人に免疫が定着すると言われております。現在、法律に基づいて行う1

期、これは1歳の子、2期、就学前の子、定期接種は自己負担はなく受けられますが、希望者が医療機関で受ける任意接種は自己負担になります。単独ワクチンで5,649円、混合ワクチンで9,187円だそうです。

患者の7割以上は男性で、そのうち20歳から40歳が8割を占めているそうです。結婚して子供を産む年代の人たちだと考えます。村の風疹ワクチン接種歴で見ると、35歳から51歳までの男性と、51歳以上の男女は受けていません。ただ、村外からの人もふえております。妊婦への感染防止が最も重要だと考えます。風疹の予防接種に村の助成制度を、村長、考えませんか。また、妊娠中の女性は、予防接種が受けられません。風疹にかかったことがなく、予防接種を受けたことのない妊婦の方は、可能な限り人混みを避けるよう啓発活動が必要だと考えます。三日ばしかとも呼ばれていて、症状自体は短期間でおさまるので、大したこともないと考えますが、感染すると妊婦をはじめとする周囲の人たちにも大きな影響を及ぼす可能性があることを忘れずに、予防に努めたいものです。

千葉県船橋市は、対象者は妊娠を希望している女性、妊婦の夫、上限が6,000円だそうです。宮崎県日南市は半額助成、東京都、神奈川県は全ての市区町村で助成を行っています。きょうの新聞で、名古屋市も助成を決めたという記事が出ておりました。村長、いかがですか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

安心して子育てできる村にするための風疹ワクチンの接種の助成の件でございます。

前議員にも御答弁を申し上げたところでございます。現在、風疹にかかる患者というのは、9割が成人で、男性が女性に比べて多くなっております。20歳代から40歳代の患者が多いと報告されておるところであります。これは、百瀬議員にも御指摘をいただきましたように、過去の予防接種制度の影響、このことが大きく影響しているというふうに言われております。現在では、23歳までの方は、子供のころから風疹予防接種を2回接種をする機会があったわけでありまして、これも御指摘をいただきましたけれども、24歳から34歳ぐらいの年代の方は1回であります。また、35歳から51歳の年代の方は女性のみの方の予防接種となっております。このため、免疫の少ない男性患者が多くなってきておる、そういったことが風疹が流行している原因ではないかと思っております。

風疹の予防には、やはり最も有効なのが予防接種であります。それは御指摘のとおりということでもあります。風疹にかかっておらず、予防接種も受けていない方や受けたかどうかわからない方につきましては、妊娠前に予防接種を受けることが進められておるところであります。また、妊婦さんの家族や周りの方も注意が必要となっております。

妊婦の啓発につきましては、ポスターの掲示のほか、妊娠前に風疹や先天性風疹症候群について知っていただくよう、婚姻届の際には、窓口で風疹についてのチラシは配付を始めております。今、社会的に問題になってきておりますので、そういったチラシの配布は始めさせていただいたところであります。このほか、先ほども申し上げましたけれども、医療機関に委託して実施している妊婦健診では、初期の血液検査で風疹抗体価を検査しております。妊娠中は予防接種を受けることはできませんが、風疹に対して免疫があるかどうかを知っていただき、注意をしていただくことができるという、こういうことで検査を実施しておると

ころであります。そういったことで、より多くの皆さんに知識を持っていただく、このことが大切ではないかと思っておるところであります。

風疹に対するワクチンの接種の補助の御質問であります。今後の流行状況に注意をするとともに、ワクチン供給量や実施体制などを踏まえて、流行を防ぐという面では広域的な取り組み有効ではないかと思っております。近隣市町村にも問題提起をしながら、より幅広い範囲でそういった施策ができればいいというふうに思っておりますので、その辺は働きかけをしながら、また検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。南箕輪だけということではなくて、より広範的な地域で、そういった措置ができていくことが予防策により有効ではないかと考えておりますのでお願いいたします。全国的に補助をする団体がふえてきておるということであります。そういったことを考えれば、やはり何らかの対応はしていかなければならないだろうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 長野県のほうは、助成制度はしないというふうに決めたそうなんです、ぜひとも広域で取り組む姿勢ができれば、私はすごいことだなと思いますので、よろしく取り組みをお願いしたいと思います。

次に、子育ての責任を社会全体で取り組むためにできることは。

これは、近年、全国的に核家族化や共働き世帯の増加、地域の間関係の希薄化が進み、家庭や学校における子育ての不安や負担が増加し、虐待や体罰、いじめなどの問題も深刻化しており、大きな社会問題となっております。こうした背景を踏まえて、地域の宝である子供の成長、発達を地域全体で支援していく取り組みが必要だと考えます。未就学児から高校生までの子育てが対象です。自立と社会貢献できる子育てを目標とし、まっくん子育て審議会の設置や学校だけでは人間教育は完結しません。家庭や地域、事業所、村の子育てに関する役割と責任を明確にした南箕輪村子育て条例の整備も必要だと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子育てを社会全体ですするための取り組みをという御質問でございます。

まさにそのとおりだろうなというふうには思っておるところであります。一人親世帯や両親が共働き世帯の増加、また地域とつながりが薄くなるなど、子育てを取り巻く環境というのは大変厳しくなってきております。とりわけ、本村におきましては、若い世帯がふえてきておりますので、保育園の未満児入園が非常に多くなってきております。勤めながら子育てを行っている世帯がふえており、子育てと仕事の両立は大変な負担であります。私、一番は、子育てと仕事が両立できる環境づくり、これは必要だというふうに思っております。さまざまな施策も実施してきておるところであります。私は、いろんな施策を村でやってきましたけれども、もう一方では、企業の子育てということも本当に大事ななというふうに考えておるところであります。子育てしやすい雇用環境を整備していただく、こういったことが大切でありますけれども、これはなかなか改善されない難しい現実があるところでもあります。こういったことは企業だけの責任ではなくて、国も責任を持って働きかけていただきたいなというふうに考えておるところであります。そんな点は、機会があるごとに、これからは私

は訴えていきたいなと考えておるところであります。

百瀬議員が御指摘のとおり、さまざまな子育ての悩みや非行、虐待等の問題も多様化、深刻化をしてきており、過去にはなかったようなケースも発生してきております。子供が小さいうちだけではなくて、成長段階ごとに、それぞれの課題が生まれてきておる、このことも実態としてはあるわけであります。子供は宝であり、子供は次の世代、日本を支えていく人材であります。御指摘のとおり、子育てというのは、親や家族だけで担うものではなくて、国、地方公共団体、企業、地域社会全体で、連携して支えるような仕組みが必要となっておりまして、これから社会全体で子育てができる体制づくり、模索はしてまいります。しかし、やはり一番肝心な部分は家庭における子育てであります。その辺も、しっかりとした取り組みも必要であろうと考えております。そうしたことを基本にしながら、それをどうサポートしていけるのか、行政や地域を含めてであります。そんな努力はしてまいります。

まっくん子育て審議会や子育て条例というお話もございました。まずは、子ども・子育て会議の設置をしていかなければなりません。その中で、またいろんな議論をいただきたいというふうに思っております。そして、南箕輪総合計画や次世代育成支援行動計画と各計画に沿って、さまざまな事業を推進しながら一層の子育て支援を行い、その中で必要に応じて、条例整備や審議会の設置というのは必要に応じて行ってまいりたいというふうに思っております。したがって、今申し上げましたように、まず子ども・子育て会議、これは設置をしていかなければなりませんので、そういった中で御意見をいただきたいというふうに考えております。

私の村づくりの基本は、やはり子育てというのが基本になっている部分もあります。子供が元気な村、これは理想的であります。現状では、新たに発生する事案やさまざまな課題に対応していくことに追われておるのは現実であります。子供の人数がふえてくるがゆえの悩みでもあるところでもあります。現状にしっかりと対応できる体制をつくりながら、子供が伸びやかに育つ村にしていかなければならないと思っておりますので、御質問の指示につきましては前向きに捉えて検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 昔は、社会の中に世話やきのおじいさんとか、おばあさんとか、子育てのセーフティーネットがあったわけですが、現代は意識的に気づいていく必要があると考えます。この子育て条例については、鹿児島県の始良市ではことしの4月から施行されたという記事を読みました。この取り組みは、唐木村長の一番に上げている「子供が伸びやかに育つ村に」の大切な取り組みだと考えますので、一つ前向きによろしく願いしたいと思っております。

次に、安心安全の暮らしにするために伺います。

最近、毎日のように新聞の記事に載ってくる特殊詐欺の被害防止の取り組みについてです。皆さんが御存じのとおり、これまでに、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などを総称して、2004年に振り込み詐欺という名称で呼ばれるようになりました。警視庁では、名称と実態が合わないことから、詐欺の名称を公募して、ことし、お母さん助けて詐欺に決定したそうです。長野県警では、先ほどの4種類の詐欺に加えて、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、この2種類を簡単に言うと、もうかり

ます詐欺です。異性との交際あっせん名目詐欺、これは簡単に言うと、紹介します詐欺です。全ての詐欺を総称して、特殊詐欺と読んでいます。不特定多数に電話をかけ、相手をだましてお金をとる手口です。先ほどのいろいろな詐欺の種類でわかるように、多様化し、巧妙になってきています。中には、公的機関を装って電話をしってくる手口、過去の投資金の損金を取り戻せるとか、心理をついた手口がふえてきています。

県警が5月16日までに認知した特殊詐欺の被害は56件、3億6,000万円に達したとしています。既に、昨年1年間の被害額3億5,000万円を上回っています。過去最悪のペースです。今のところ、南箕輪村では被害の確認はされていませんが、上伊那管内で被害が出ています。村内にも電話がかかってくるという話を聞いています。県警でも、被害防止に電話作戦やチラシの配布を行っています。伊那警察署生活安全課では、頼むと、講習にも来てくれると言っていました。被害者の約8割は女性、被害者の約5割は70歳以上、被害者の約7割が夫婦2人、またはひとり暮らし、自分は大丈夫だと思っていた、詐欺について考えたこともなかったが9割以上いたそうです。

そこで、村の取り組みとして、多くの人たちに、特に高齢者の皆様に周知していただく方法がないか考えました。高齢者の方々が集まる元気アップクラブ、各区の老人クラブの活動のときなどに、詐欺の手口のDVDを見ていただく取り組みができないかと考えました。伊那警察署に行って、私は借りてきたんですが、こういうDVD、ちょっとこれは古いもので、新しいものもお借りするようにお話してありますが、チラシについては、こういうチラシを伊那警察署は配っております。これは、一片の詐欺について、1分から3分ぐらいのDVDになっているわけですね。非常によくできたDVDです。こういうものを見ていただく、話を聞くよりかは見ていただいたほうがわかります。詐欺の手口も複雑に、巧妙になってきています。詐欺から村民を守る、村から被害を出さないために、ぜひともこの取り組みをお願いしたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 特殊詐欺防止の対策の件でございます。

今、議員が御指摘のとおり、大変残念なことでありますが、特殊詐欺に被害件数、並びに被害額ともに増加傾向にありまして、このところは毎日、新聞報道等で載ってくるところであります。これまでのおれおれ詐欺等の詐欺から、未公開株を買わせ、そのまま連絡がとれなくなるなど、金融商品等取引名目詐欺等の被害が増加しております。

長野県内における被害額につきましては、平成23年は94件の1億5,300万円が、平成24年には件数は減りましたが88件の約3億5,400万円と、本当に急増しております。伊那警察署管内でも、24年度には2,400万円の被害が認知されており、平成25年も既に2件で390万円の被害が出ております。この被害につきましては、やはり金融商品等取引名目詐欺の手口でひっかかってしまったということでもあります。手口の巧妙化によりまして、被害が拡大しております。本村におきましては、平成23年におれおれ詐欺1件が確認されているところであります。

さて、村の対策でありますけれども、先般も防犯協会の全体会議を開きました。そのときにもお話を申し上げたところであります。その都度、現状や対策についてお知らせをし、関係機関、また各地区の防犯部から各区へ、周知や啓発をお願いしております。最近でも、村内の金融機関で振り込もうとする方を金融機関と駐在所の連携によりまして、これは未然に

防ぐことができました。本当に、最近あった事例でございます。本当に、連携強化が大切だなというふうに感じたところであります。

駐在所では、老人クラブへ出向き、特殊詐欺の被害防止をするため、最新の情報と身近な事例を織り込みながら、対策について話をさせていただいております。DVDという話もありましたので、その辺の活用もしていただけたらなというふうに考えておるところでございます。

住民福祉課でも、高齢者保険制度説明会の際には、具体的な事例を挙げて、被害に遭わないように注意を喚起しておるところであります。老人クラブや、そういった説明会の折に話をさせていただいております。また、今月号の広報誌の配付に合わせまして、駐在所だよりとして特殊詐欺に対する啓発を行っております。あらゆる機会を通じまして、村民に浸透していければと考えておるところであります。

また、平成24年度からは、新たな取り組みといたしまして、啓発活動をさらに充実させるために、南箕輪村を初め、伊那警察署管内のキャラクターが、伊那警察署長から防犯啓発活動大使に任命されております。住民の防犯に対する意識の向上を図っておるところであります。活動の内容といたしましては、特殊詐欺の被害防止啓発活動として、4市町村のキャラクターと一緒に、金融機関店頭前でチラシを配るなどの啓発活動を行っております。特に、平成24年度は、年金の支給日、振り込み日に合わせる形で金融機関の店頭で活動しております。今年度も同様に啓発活動を実施しており、4月15日にも金融機関を訪れる人にチラシを配布するなど、啓発活動を実施したところであります。今後もこの年金の支払い日に合わせて周知は同様にしてまいりたいと思っております。

しかし、この特殊詐欺の手口というのは、年々巧妙になっております。また、被害者が高齢者ということでもあります。圧倒的にと言いますか、ほとんどが高齢者であります。今以上に啓発活動を行うことが必要でありますので、今後もさら伊那警察署との連携を深めまして、各地区の老人クラブ、地区社協、また御指摘もありましたように元気アップクラブというのはかなり高齢者が参加いたしますので、そういったところでも啓発していく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。広報誌やDVDの活用等々もしていきたいというふうに思います。また、ケーブルテレビなど、さまざまな場面で情報提供をしてまいります。家庭での取り組みの重要性についても説明をしながら、被害撲滅に向けて村も取り組みをしておりますし、これからも取り組みを強化してまいりますので、よろしく願いいたします。これだけ、いろいろ新聞紙上で出てきますけれども、本当に被害に遭ってしまうという、こういうことでもあります。よくお金があるなど、私はいつもそれを先に思うわけですけれども、本当に自分のこととして捉えながら啓発していくということも大事かなというふうに思っておりますので、その点は力を入れていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 70歳以上の方が圧倒的に多いという報告になっております。また、この間の新聞で、飯田の方もそうだったんですが、きょうの駒ヶ根の方も被害に遭っているという意識がなくて、後で被害に遭ったというような報道がされていますので、南箕輪村の中にそういう方がいなければいいなと思いますが、隠れている方もいるかもしれませんので、よろしく願いしたいと思います。また、警視庁のホームページには、最新動画、落語家の

方が出てきて、落語を通して動画も出てくるという手口の配信もなされております。また、可能であるならば、大芝の湯だとか味工房等でテレビがありますので、そこで流せるなら、そういう取り組みもお願いしたいと思います。

調査の結果で、年齢が上がるにつれて判断力や記憶力が低下し、詐欺被害に遭う可能性が高くなってきているという実態が判明しています。実家から出ておられる30代とか40代の子供の皆様にも、親を詐欺被害から守るために、週に1回は親に電話をかけ、定期連絡を行うだとか、その際に合い言葉を決めておくとか、留守番電話機能がついていれば、留守番電話にしておいて、利用するときは合い言葉で出るルールだとか、携帯電話の番号のほかに、勤務先の電話番号を覚えておく必要等々、被害の防止に家族のルールブックづくりも必要な推進だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、犯罪被害者支援活動について伺います。

これは、犯罪被害者の支援ということで、実はこの負担金をお願いする、きょう、質問にしたかったのですが、村のほうで6月3日付で、長野県犯罪被害者支援センターのほうに負担金を負担しますという連絡が行ったということで、きょうは犯罪被害者のこのセンターのあるという内容がわかっていただければと思って、内容についてだけちょっと触れておきたいと思います。

犯罪被害者の概念ですが、平穩に暮らしている住民生活の中で、ある日突然、犯罪被害に遭遇すること。しかも、被害者の側には何の落ち度もない、責任もないのに、一方的な理由なき、いわれなき殺人や傷害を初め、あらゆる犯罪に巻き込まれた方々のことを言います。被害者に対して、地方自治体では手の届かない分野をフォローしてくれるこのNPO法人長野犯罪被害者支援センターがあります。大変重要な部分を担ってくれているセンターだと考えます。村が、今回、負担金を支払うということで決めたことは、大変評価できることだと思います。そこで、村の窓口が、相談窓口とか、この支援センターへのかかわりについて少し伺いたいと思いますが、村長、お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 犯罪被害者支援活動の件でございます。

村は、伊那犯罪被害者連絡協議会の会議として、犯罪被害者への対応方法などを検討し、関係機関との総合連携によりまして、犯罪被害者の支援を行ってはおります。また、今御指摘のとおり、今年度からは今お話がありましたように、NPO法人長野犯罪被害者センターへの負担もすることといたしました。その点は御理解もお願いしたいと思います。

ただ、現状では、この具体的な相談というのはほとんどないところであります。伊那警察署へのかけ橋的な役割を担っている状況かなと思っております。毎年、11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間ということになっているようであります。これに合わせまして、犯罪被害者等がおかれている状況等々につきまして、総務広報誌でお知らせはしております。相談実績がないということでもありますけれども、一人で悩み、どこに相談したらいいかわからない方もおられるというふうに思われますので、より一層広報をしながら、多くの方の支援をすることができるようにしていきたいというふうに思います。

担当の課につきましては総務課であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 村民への啓発、今言っていただきましたので、一人で悩まないでというこういうものもありますので、しっかりと取り組んでいただければありがたいと思います。

次に、児童、青少年の携帯電話の取り扱いについて伺います。

小学校、中学校は聞いたところ、原則禁止ということで伺いました。携帯電話の所有率なんですが、小学生、長野県で20.1%、全国が21.7%、中学生が長野県が24.7%、全国が41.6%、高校生が長野県が98.6%、全国が96.4%です。小中学生は全国を下回っていますが、高校生になると全国平均を上回り、ほとんどの生徒が所有しております。

近年、スマートフォンの登場で、インターネットを利用できるようにもなってきています。急速に、携帯電話、インターネットの利用形態も変化しています。青少年が犯罪被害に遭う事例も後を絶ちません。子供たちに携帯電話を与えた以上は、保護者の管理、ペアレンタルコントロールが守られなければなりません。しかし、守るための機能であるフィルタリングの利用をしていない実態もあります。有害サイトへ接続ができない機能だとか、このフィルタリングの有害サイトへ接続できない機能を使っているのが、小学生では77.2%、中学生で69.8%、高校生で58.8%の利用だそうです。フィルタリングを利用しない理由として、子供を信用している39%、必要を感じていない26.8%の認知度です。このフィルタリングを知らない親も50%近くいると言われております。子供たちが犯罪被害に遭うリスクをフィルタリングをかけないと高めるわけですから、このフィルタリングもホワイトリスク方式とブラックリスク方式の2種類があったり、スマートフォンはウイルス対策が必要だったり、フィルタリングのアプリを導入しないとフィルタリングがかからないとかいう機種になってきています。

この取り組みを村としてどうしていくかということをおも考えたんですが、5項目を提案したいと思います。1として青少年の情報モラルの取得指導、2として発達段階に応じた指導、3として保護者への指導、4として青少年と保護者のルールづくりの指導、5として気楽にこういう問題を相談できる窓口などが必要ではないかと考えます。また、この施策については、日々進歩している携帯電話とかインターネットの世界ですから、継続的に実施していく必要が大切ではないかと考えますが、村長と教育委員長に伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） それでは、先に清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 御質問のありました児童の携帯電話の取り扱いの対策についてですけれども、携帯電話につきましては、子供たちが持っていることは村内では少ないわけですが、スマートフォン、またはパソコン、それとかインターネットなど、現在では仕事、勉強、プライベートなどで、私たちの生活のさまざまな場面におきまして利用されております。それで、日々、生活を営む上で欠かせないものとなっているのも事実でございます。しかし、今、議員さんが言われましたように、有害な情報に接してしまう、こういう危険な落とし穴も潜んでいるわけですね。

小学校では、毎年インターネットとか、メール等々、高学年ではネットモラルについての学習や指導を行ってきております。小学生段階では、携帯電話を持たせない、まだ早いということで、万が一に持たせる場合であれば、対策等も含めて保護者の責任を持って管理するというところを各家庭に啓発しているところがございます。南小では、6月1日のPTAの講演会で、「便利なネット、ここが心配」と題しまして、NPO法人マザーポート・ITなが

のの理事長の中島直美氏を講師に、3年生から6年生の児童と保護者が、ネット社会の現在等々につきまして、どうすればいいのかということを含めて映像を交えながら教えていただきました。また、今年度は、3年生以上を対象に、携帯電話等に関するアンケート調査を行う予定であります。中学生では、ネットの危険性について年1回防犯教室を開き、専門家から指導をいただいておりますし、授業では技術科の学習で、さらに危険性について深めております。24年度には、PTAの父親母親委員会で携帯、パソコンに関するアンケート調査を行いました。それにつきましては、3月に報告をさせていただきます。そういう形で保護者の意識を高めるようにしてきております。

いずれにいたしましても、ネットなどで未成年者にふさわしくない有害な内容のウェブサイトにはアクセスできないようにするなどの啓発活動は必要でありますので、機会があるごとに周知をしたいと考えております。しかし、携帯電話ばかりではなくて、ネット、ラインとか、フェイスブック、ゲーム機等々、いろいろな端末があり、大人ついていけない部分があるのも実情でございます。先ほど議員さんがおっしゃいましたフィルタリングサービス、これも確かに必要なとそうに思っておりますが、そこら辺につきまして個々の事情もありますので、なかなか難しい問題もあろうかと思っております。また、村のメール等々ありますので、そこら辺につきましても、入っている方につきましてはすぐに配信が可能かと思っておりますけれども、個人情報等もありますので、なかなかそこら辺も了解が必要となり、難しい面もあるのではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 苦手意識を持つ保護者の方々への啓発が大切なんだろうなと思っております。青少年、保育園の子供から、今インターネットを使えているという時代になってきていますし、学校現場、教育現場でもタブレットを使った教育形態が今、普及してきておりますので、子供のほうがやはり扱いは早いのかなと、ゲームを通してそうなんです、ソーシャルネットワークサービスの被害も今増大しているわけです。架空請求だとか、マルチ商法、キャッチセールス、デート商法、アポイントメントセールスなど、たくさん今、先ほど特殊詐欺じゃないんですが、ネット上のそういう詐欺の被害も出てきているという現状なんで、10万円以上の被害にも遭ったという方もおります。ですから、一つしっかりとした取り組みが必要だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、携帯電話とか、インターネット、情報モラルの習得指導については、例えば、こんな方法とっても僕はおもしろいんじゃないかなと思っておりますが、高校生なんかにお願ひして、中学生とか小学生の後輩たちに、例えばスマートフォンの使い方、スマートフォンの怖さを指導してもらおうとかいうような啓発活動の取り組みもおもしろいんじゃないかなと思っております。これは、大人が講師なって言うよりかは、年代の近い子が指導すると、やはり入ってくる、その指導が入ってくるということもありますのでお願ひしたいと思っております。

先ほど、教育長が言われましたが、保護者への一斉メールなんかで啓発をしていくという取り組みも必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、災害対策基本法の改正で、村として取り組まなければならない対策を伺います。

改正のポイントの一つは、高齢者などの支援対策強化です。具体的には、要援護者の名簿作成を市町村に義務づけられました。また、本人の同意を得て、関係者に情報を提供するこ

とができるようになりました。被害発生の場合は、同意がなくても必要な情報を関係者に提供できるということです。ポイントの二つ目は、避難所における生活環境の整備を明確にした点です。これは、一定期間以上の避難生活の安全性を満たした施設をあらかじめ避難場所として指定することとしています。東日本大震災では、震災関連死の9割が66歳以上の方だったそうです。原因としては、避難生活の肉体的、精神的疲労だと指摘されています。避難所生活が長引くと、高齢者や障害者はもちろん、若くて健康な人でもつらいものです。東日本大震災の教訓を生かした改善点です。村の対応はどうか伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 御指摘のとおり、災害対策基本法の改正に続きまして、第2案となります災害対策基本法の一部改正が4月12日閣議決定され、審議をされておるところであります。この法律が通れば、行政として避難行動要支援者名簿の作成というのが義務づけられるわけでありまして。これは御指摘のとおりであります。名簿の作成ということになりますので、内部で目的外利用するということはいいいい、こういうことのようにあります。内部でということでありまして。したがって、作成が容易になるのではないかなというふうに思います。ただ、この名簿の情報の提供につきましては、本人同意がなければ、これはできないという、こういうことでありまして。災害時には本人同意がなくてもいいという、こういうことでもありますので、常時はやはり本人同意がなければ、消防や警察、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織等へ御連絡できないという、こういうことでもあります。したがって、できるだけ本人同意を得ていくという、こういう努力はしていく必要があるというふうに思います。

それから、避難所の件のお話がありました。ことしの防災訓練で、避難所1泊というように、そういった訓練を予定しております。今、2地区の要望が出てきておりますけれども、細部はこれから詰めていくということでありまして。やはり、避難所では、プライバシー確保ということ、このことが重要になってまいりますので、先ほども申し上げましたが、仕切り板や、授乳室、更衣室等に使える、仕切り番は購入いたしましたし、また授乳室や更衣室等に使えるテント型のプライベートルームを購入して、各地区へ配付をしていく予定となっております。こういったものをふやしていくといいのかなというふうに考えておるところであります。また、同意に、ことし1泊の訓練も予定しておりますので、その中から出された意見等々を参考にしながら、計画をしていきたいと考えておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 避難所の生活については、本当に起きてみないとわからないんですが、ことし、訓練でやってみるということなんで、また長期になったときに、どこを避難所にするのかという指定もなされていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、罹災証明書を速やかに発行することと明記されました。発行までの手順について、少し伺ひたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 罹災証明書につきましては、被害者からの申請において、遅滞なく証明証を交付しなければならぬということになっております。しかし、住宅の被害等、

必要な調査を実施し、速やかに交付をしていきたいと考えておりますけれども、被害が広範囲に及んだ場合には、なかなかこれは人的にも被害調査の把握等々、難しくなることも予想されておるところであります。そんな状況というのは御理解いただきたいなというふうに思いますが、できるだけ速やかにということでもありますので、そういった体制を整えてまいります。また、被災者支援システム活用、今、検討しておりますので、このことができるのかどうか見通しがつけば、内部で所有する情報をこの被災者支援システムに取り組みことができますので、証明書発行事務がスムーズになるのではないかと考えております。効率化が本当に図られます。この辺につきましては、これから後のことということでもありますけれども、今、検討ということ御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 被災者支援システムについても、しっかりと利用できるようお願いしたいと思います。

最後に、先ほどエベレスト登頂がありましたので、登山家の言葉を一つ読みたいと思います。最初の一步は最後の一步につながる。最後の一步は最初の一步からである。これはイタリアの登山家、ラインフォルト・メスナーの言葉です。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1 番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

次に、3 番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3 番、山崎です。

田植えの終わった水田の緑が日に日に濃くなってきています。こういう風景を守り、未来に伝えていくのは、今生きている私たちの責任だというふうに思いながら毎日を生活しているところでもあります。

本日、私は、5 点について質問をしたいと思います。

1 番目ですが、大芝の湯の家族風呂の充実ということでございます。

大芝の湯の家族風呂、やすらぎの湯は、平成15年の開設以来、非常に規模も大きい形で運営をされてます。近在の温泉施設にもありますけれども、施設的には非常に整備をされているわけでありまして。先日、私の親も利用したいということで行ったんですが、非常に人気が高くて満杯でございました。近在のところへ行きましたらあいてまして、そちらのほうを利用させていただいたところでもあります。そういう意味で、この大芝の湯の家族風呂、さらに高齢者がふえてきている段階で、もっと利用状況が改善したらいいのではないかなというふうに思うわけでありまして。

まず、1 番目の質問であります。この人気が高い大芝の家族風呂ですけれども、現在は1日5回転ぐくらいで利用してもらっていると思いますが、この利用状況がどんなふうか聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3 番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

家族風呂の利用者の件でございます。

利用者の集計につきましては、障害のある方の介助者は無料ですが、それ以外の方につき

ましては入湯税の対象となりますので、一般の入浴同様、券売機にて入浴券を購入していただいております。人数とはしては、一般入浴客としてカウントをしておるところであります。したがって、利用状況につきましては件数でしか申し上げられません。その点は御理解をいただきたいと思います。

障害のある方を含んだ利用が146件、一般の方が732件であります。1日当たり平均いたしますと、営業日数で割りかえますと3件の利用ということになっております。1回の利用を90分としておりますので、1日5回というのが限度であります。そういった設定をしております。土日などは、希望時間がダブるという、こういうことが多いようであります。したがって、利用効率は少し落ちますが、稼働率にしますと平均で60%ぐらいということで、現状ではそんな数値となっております。したがって、たまたま山崎議員の利用しようと思った日は満杯だったということでもありますけれども、稼働率といたしますと60%ぐらいでありますので、まだまだ利用していただけるというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 私も、親がデイサービスを利用させていただいています。そういう中で、デイサービスの運営している民間の事業者の方たちとも話をする機会が何回かありました。小さな介護事業者、私が思い出すだけでも村内、特別養護老人ホームだとか、託老所だとか、グループホームなど、大分ふえてきて、10ぐらいの事業者があるのではないかなというふうに思いますが、そういう事業者の皆さんも、毎日のデイサービスの中でいろんな工夫をされているわけです。桜の時期には利用者の皆さんとお花見に行ったりとか、外へ出て食事の機会を設けたりとか、そんなようなことを工夫しながら実施されているところでもあります。

そういう中で、その事業者の皆さんからのお声も聞くところによりますと、やっぱり高齢者の皆さんは温泉に行きたいと、そういう希望も多いようでございます。もちろん、自分ではなかなか行く機会がないわけですから、そういう皆さんの機会を通じたり、福祉のサービスを利用して行くというのがほとんどのことになると思います。そういう意味で、事業者の皆さんも、利用者の皆さんも望んでいるデイサービスの場合として、この大芝の湯の家族風呂をもう少し利用が拡大できる工夫ができないものかと、こういうふうに思います。あそこの浴槽の部分につきましては、幾つかの洗い場とかありますから、さらにそこに一つの浴槽をふやすというのは大変な資金等もかかりますが、何人かで行ったときに現在の家族風呂ですと、着がえをするスペースだとか、休憩をするスペースは、そうした場合には少し今の段階だと狭いかなというふうに感じるわけでもありますので、ぜひ、この地域の高齢者の皆さんが、たまには温泉に入りたいというような願いをさらに広げていくためにも、あそこの家族風呂のスペースを拡充しながら、一度にたくさんの人たちが利用できるような方策はとれないものかなと、こういうふうに考えるところでもあります。使うのは事業者の皆さんでありますけれども、究極的には公共の福祉のために利用していただくと、さらには大芝の湯の利用状況も多少なりともふえるのではないかなと、こういうふうに考えるわけでもありますので、行為スペースや休憩スペース等の拡充を図りながら、さらにいい利用ができるかどうか、この辺のところの計画があるかどうかをぜひ聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝の湯の家族風呂をデイサービスの場として利用できるようなスペース拡大という、こういう御質問であります。

介護事業者が行うデイサービス、これは介護保険法に基づく事業として実施しておる事業であると思います。入浴もその一つのサービスメニューとして提供されておるといふことであります。介護事業所につきましては、それぞれがサービスの内容を工夫して、住民福祉の向上に貢献をいただいております。

デイサービスにつきましては、村内の介護事業者の一つであります社会福祉協議会に利用者の状況をお聞きしますと、入浴というのは介助する家族の方々の負担が大きいと、ほとんどの利用者の方が入浴をメニューとして入れたデイサービスを受けられていると、こういうことが実態の要であります。本当に、入浴は負担が大きいといふことであります。社協以外の村内事業者も入浴施設を備え、サービスを提供しているのが実態であるといふふうに思っております。

一番の問題は、介護事業者が入浴サービスをする場合、介護保険法の適応になるわけであり、大芝の湯を使う場合には、これはサービス対象外といふ、こういうことになるわけであり、したがって、そういったところの問題といふのをクリアしていかなければならないといふことが出てまいりますので、その辺はこれからも検討していく必要があろうかなといふふうに思っております。デイサービスでの入浴が大いに助かる、このことは理解しておりますが、介護保険サービス提供事業者の入浴事業に利用するといふために施設を改修するといふことは、これは慎重に検討しなければならないといふふうに考えております。今申し上げましたように、費用負担外となってもいいのかどうかといふ、この辺をクリアしなければなりません。同時に、本村の場合は、まだまだ当面実施しなければならない事業が山積をしているわけであり、したがって、そういったことを考えれば、現時点では改修をするといふ、こういう考え方は持っておらないところであります。よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 介護保険法の関係で対象外になるといふことでありますけれども、そういう熱望する部分もあります。さらに、検討を重ねながら、ぜひお年寄りが希望する温泉に入りたいといふ部分も実現できるような、前向きな検討を、いろんなクリアしなければならない問題が出てくると思っております。それから、負担増にもなる部分は、これはある程度は仕方がないといふふうに思いますが、その前向きな姿勢を持っていただいて、進めていただきたいといふふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

2番目の6次産業化の取り組みに合わせてといふことで、大芝高原付近に道の駅の開設を計画してはといふことでございます。

今度の予算の中でも、村長も大きな取り組みの中で、6次産業化といふことで発言をされて、具体的にはこの間、ワーキンググループも発足いたしました。いろんな自治体でも始まってきておりますので、積極的に取り組みをしていくことが大事だといふふうに思っております。同時に、これは実現していく、これは地産地消の中で、地元でとれた作物をここで加工しながら食べたり、それから販売もするといふことのいろんな組み合わせで6次産業化といふことの形が生まれてきているわけであり、そういう意味で、これを例えば加工したものを

さらに販売をしたりということで、それにはこの道の駅というのを以前にも計画をされた部分があるかと思えますけれども、これを再度、大きな柱として考えていってはどうかというふうに思います。それも、できれば大芝高原付近がいいかなと。ただ、大芝高原の中につきましても、法の指定の関係で、いろんな建物、さらにこれ以上いろいろつくるといのはなかなか難しい部分もあるかと思えますし、私も木をどんどん切るといことも、これは慎重にしていけないといけないだろうかと、こういうことでもありますので、その高原の付近のところに、大芝高原に人が来ていただくということも見込みながら、道の駅を開設していくのを計画の中に入れてはどうかと思います。私も地域の女性と話をすることで、地産地消の一環として、この家庭菜園等でできたものを使って料理等をつくりながら、できれば遠くから来ていただいたお客さんのためにも、提供するような機会や場所をできないものだろうかという相談設けたこともあります。そういうところへも含めて、道の駅で。

道の駅と井のは、今、避難所の機能としても各地で注目をされてきております。駐車場が広い、それから水もある、食べるものもある、そういうようなことで、避難所の機能としても多く注目されている部分がありますので、いろいろな意味で有利になるかなということでもあります。

自治体が開設するという内容になるかと思えますので、村長にお聞きしたいところでもありますけれども、地域の女性の皆さんも、多分、駒ヶ根の施設、人気の高い施設も参考にされたりして、南箕輪でもそういうような場所と機会が設けられればいいかなという要望もあるようでございますので、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思えますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 道の駅の御質問でございます。あわせて、農家レストラン的な、そんな機会や場所というふうなお話でございます。

この道の駅というのは、自動車利用の進展に伴いまして、長距離ドライブをすることがふえ、高速道路のサービスエリア、パーキングエリアのように、一般道路においても誰でもが24時間自由に利用できる休憩施設が求められるようになったことから、平成5年に制度が設けられて、今では全国で1,000カ所を超える道の駅が登録されております。県内では41カ所の登録があり、近くでは伊那市長谷村の南アルプスむら長谷、飯島町の花の里いいじまが道の駅となっております。

国土交通省道路局に申請し、認められれば登録となりますが、条件としては、24時間利用可能な一定の駐車スペース、清潔なトイレ、電話、案内人がいて、道路や地域の情報を提供する施設、また地域が自主的に工夫し、その地域の文化、名称、特産品を活用したサービス施設があること等が条件とされております。そうしてみますと、この大芝高原の中には休憩するに十分な駐車場やトイレのほか、地場の産物やその加工品を販売する大芝高原味工房、食事を提供するレストラン、パル大芝や森のカフェテラス、気軽に利用いただける大芝の湯、さらにはみんなの森や森林セラピーロード、森の交流施設、オートキャンプ場まであり、まさにこの道の駅のコンセプトに当てはまる場所ではないかと思っております。

新たに道の駅をつくるということ、これは莫大な費用を必要とします。そんなことを考えると、これまでは大芝高原を道の駅に登録することについて検討してこなかったわけでありまして、したがって、新たに作るのではなくて、大芝高原の今あるところを道の駅として登録することはできないだろうかという検討は始めてみたいと思えます。第4次総合計画

の中にも、道の駅につきましては記載はあるところでもあります。そんなことを考えますと、調査しながら検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6次産業化につきましての話もありました。大芝高原の・・・も持たせ、相乗的な効果が生まれるようにできれば理想であります。現時点では、白紙の状態からじっくりと腰を据えて検討してみたいと、そういう考え方で、先般はワーキンググループも発足をさせたところでもあります。その会議の中で確認事項といたしましては、検討するだけでは終わらせないという、この確認をまずしたところでもありますので、何らかの形になればいいだろうなということと考えておるところでもあります。したがって、道の駅を新たにつくるのではなくて、現状施設を道の駅に登録できないか、その中で充実をしていくことはできないか、こういった検討はしていく必要があるというふうに思っております。

それから、農家レストラン的なそういった部分、機会や場所というお話がありました。駒ヶ根でもありますし、伊那市の長谷でもそういったのが人気を呼んでおるようであります。これは、やる気のある皆さんが集まって、長谷の農家レストランにつきましては、やる気のある皆さんが集まってやっておるということでもありますので、行政が主体的にかかわっていくという、この相談はそういうものがあれば支援はしていきますけれども、主体的にやるということは考えておりません。行政がこういうものにかかわって、本当にうまくいくかどうかというのは、本当に難しいところでもありますので、やる気のある皆さんがやる気を出してやっていただければ、行政はそれなりに支援をしてみたいと思いますので、その点はそんな御理解でお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 農家レストランの話も、それこそやる気のある方たちがしないと、行政がお膳立てをしてやっていくというのはなかなか後が大変でありますから、主体的にやる皆さんを要請をしながら、それで希望があれば支援はしていくということで。6次産業化もすぐにはできませんので、そういうことを頭に入れながら前向きな検討をこれから始めていっていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問はこれで終わりたいと思います。

3番目ですが、村民体育館の改修に合わせて、ステージ部分の活用ということになります。

村民体育館につきましては、以前に耐震の工事もされ、次回は床の改修等も計画されていくところでもあります。近年は、南箕輪中学校も非常に生徒数もふえて、それに従って部活動の種目も非常にふえてきております。現状は、中学校の体育館や村民体育館も、スペースが非常にいっぱいだというくらい使っているところでもあります。以前に、中学校の剣道部がステージの部分で稽古をしていたところ、あそこから落下したこともあるというようなことで、非常にスペース的にはなかなか大変だというふうに聞いております。部活がふえることは、これはとても好ましいことでもありますので、安全面だとか、スペースの確保についても前向きに捉えていく必要があるかなと思います。

それで、体育館、長年になりまして、ステージの部分というのは、ステージとして利用するという部分は非常に減ってきているのかなと。さらに、あそこの床との間の高さが非常に高い部分もあります。ただ、あそこは、非常に天井が高いものですから、そういう部分では

ステージ部分も安全な、私は安全な壁を設けててというふうにしましたが、例えば引き戸のような形の部分をそろえて、新たなトレーニングスペースとして活用していくということも有効かなと、こういうふうに思いますので、さらなる改修のときに合わせて実施をしていったらいいのではないかなと、こういうふうに思いますので、考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 体育館のステージ部分に安全壁を設けて、トレーニングスペースとして活用してはどうかという、山崎委員からの御質問でございます。

村民体育館のステージ等につきましては、村民センターができるまでは大きな行事等でよく使われていたということでございます。現在の使用頻度は少なくなってきておりますけれども、果たしてトレーニングスペースとしてしまってよいものでしょうか。後々までのことを考えて、しっかり考えていきたいと、そのように考えております。

ステージは、各種大会等、特に中学生との大会も中心でございますけれども、大会役員の本部となったり、いろいろな形での利用がされております。安全壁というものを引き戸というような形のこともと言われましたけれども、そういうものを設けてしまうと、ステージとしての利用がなかなかできなくなってしまう、そういうこともありますし、床の構造上の問題もあろうかと、そのように思います。ということで、現在の段階では、トレーニングスペースとして活用するというようなことは、今のところは考えておりません。ただ、過日、剣道部が落下したということもあり、そういう点では十分注意をして指導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 当面は、現状のままでいくということの解釈でよろしいでしょうか。電気の暗さだとか、そういう部分の改修は、ここの部分については全然検討されていませんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今のところ変えることは考えておりませんが、その時点になって検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 改修もこれから行われるわけでありますので、検討の中に入れていただいて、前向きな研究をお願いしたいというふうに思います。

4番目の項目に移ります。

いずみ苑の改修後における村郷土館整備計画の展望ということでもあります。

昨年も、私はこの関連で質問をいたしました。いずみ苑につきましては、ことしから防災倉庫等の改修ということで進められるわけであります。その際に、文化財の保存の機能も備えると、こういうことになっております。それは、その形で進められることはいいと思いますが、その後において、今の郷土館、つきましては昨年の答弁の中にも、村の公民館の耐震調査の結果を見て判断をする。さらには、教育委員長からも、郷土館のような形の施設は、やはり文教施設のところあたりに整備をしていくのが望ましいという答弁がありましたので、

1番目の事項として、村の公民館の耐震調査の結果はどのようなであったか。さらに、それを踏まえて、整備計画のほうの関連とはどのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 4番のいずみ苑の改修後における郷土館整備計画（1）（2）等々につきましては、教育長のほうからお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） いずみ苑の改修後、倉庫としていただけると、こんなうれしい話はないわけですが、前もってお話をしておりますと、昨年度、ようやく中央道西宮線で発掘された高根遺跡ほかの土器類が、今までは羽広の伊那市の公館のところに預けておいたわけですが、それが戻ってきたと。それから、箕輪町の境、木下境にあります箕輪遺跡の、これは弥生の田をつくった後の木工製品、そんなものも箕輪のほうに預けてあります。それも戻ってくると。それから、さらには、古文書類が随分、寄贈されてきまして、太宗館のものは有名ですが、そのほかに神子柴の大和手での文書であるとか、それから久保の丸山古文書であるとか、さらにはその他、そんな村誌をつくったときの写真の類であるとか、そんなものが今、体育館の地下にあつたり、あちこちに散在をしているわけでありまして。そういうものをいずみ苑のほう、あるいはその職員の駐車場の横にある倉庫へおさめればいいと、このように考えているわけですが、どうしても湿度が大きな問題になると、これが湿度が高ければ、土器にも大きな影響が及ぶと、整理もなかなか大変であるわけです。そんなことを頭に置きながら、郷土館や村公民館の改修についての案をこれから考えていきたいと、こんなふうに思っているわけでありまして。

まず、村公民館の耐震の診断でございますが、想定以上に良好な数字が出ています。特に、基礎部分につきましては、許容値耐力以内におさまっていると。ちょっと、問題になるのは、鉄骨屋根の一部の部材で、積雪時に許容応力を上回り、補強が必要であるという指摘がございます。さらに、鉄骨屋根では、屋根ブレースの増設やはりとの接合部分を補強しなくちゃならないと、あるいは積雪時に耐力が不足する部材の補強、そんなところが指摘されているわけでありまして。なお、2階、袖壁の補強も同じでございます。ただし、加えまして、2階の天井については、これは全面改修が必要であろうと、こんな指摘がございました。

前段はそういうことでございまして、非常に貴重な資料が返ってきておりますが、そういう手当がいずみ苑のほうでなされ、整理がこれから、専門家がやっぱり必要なと、こんなふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） いずみ苑のほうにつきましては、そういう形で倉庫的な作業をこれからされると思います。村公民館の耐震調査ということで良好な値が出ておるといふ、それはそれでいいわけでありまして。

それで、（2）に移りますけれども、現状の郷土館につきましては木造でもあるし、相当古いということで、あの中には大英博物館にも行った県宝級の展示物があります。しかしながら、あそこについては、ここにもありますけれどもトイレがございませんし、地震に対し

ては、今の郷土館についてはとても耐え切れないのではないかなど。

先ほど教育長からもありました湿度の問題も、展示をするということになれば、せっかく村内のいろんなところから古文書的なものも、いわゆる寄贈したり、研究をしてくれということとか、預かってくれということでも預かって、預かったところで非常に管理が難しい、そういう部分が出てくると思います。やはり、そろそろ大事な村の歴史を語る宝物を良好な形で保存、展示をしていく施設をきちんと建てていく時期ではないかなというふうに思います。

郷土館というのは、もちろんもうかる施設ではありませんけれども、こういう施設をきちんと整備をしていくということが、その地域、自治体の、逆に言えば文化のレベルがどれだけ高いかということにもつながるのではないかと思いますので、具体的な整備計画をこれから立てていくことが必要ではないかなというふうに思いますので、この辺の希望的ではなくて、何年度にはこれぐらいの規模のものを建設していく、例えば公民館の中のところを改造してやっていく、こういうことを具体的に整備を立てていくということが必要ではないかというふうに思いますが、この辺の計画、決意のほどを聞かせていただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 2番目のほうでは、質問の答えをさせていただきます。

確かに、トイレもない、それから地震が来れば壊れてしまうかもしれない、そういう郷土館の中に、大事な、貴重な文化遺産が入っていると、こういうことに対しては、私どもも何とかしたいなど、こういう思いはいっぱいございます。ただ、今の郷土館、使えないままでにしても、学校に非常に近いというところで、子供たちの社会科の教育には非常に役に立っていると。そういう観点から、現在のところにおきまして、そして、なお公民館を改修するに当たりまして、中を少しうまく改造すれば、展示ぐらいは入るのかなど、こんなふうに考えてみましたが、ちょっと私ども考えているスペースに当てはまりませんので、その件はちょっと棚上げにして、全体を教育委員会として慎重に検討していきたいと。

まずは、公民館の中に、今、教育委員会の相談室が入っております。それから不登校の子供たちのために教室も入っておりますが、あそここのところをきれいに床を張り直したり、使い勝手のいいように少し改造させてもらえたらどうかと、それができるかなと、そんなところも含めて検討させていただきたいと。もちろん、財政力が伴うわけでございます。理事者、村長とも相談しながら、どのぐらいのお金をかければ公民館が再生できる、我々の頭の中に現在ある、そういう展示施設や、そして中に入っている教育関係の施設を中で運営できるか、場合によっては外に出してプレハブで対応するかというようなことまで含めた検討をさせていただきたいと、ちょっと時間がかかるかもしれません。そんなことでおります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 今の展示してある土器等を見て、これで震度6の地震が来たら、せっかくあのすばらしい歴史的な土器もみんな転んで壊れちゃったら、また復元しなければということになるかと思えます。行くたびに心配だなというふうに私も思いますので、ぜひ確実なる整備計画を、教育に立っていただいて、進めていっていただきたいというふうに思っています。

5番目の質問に移ります。

職員定数の見直しと実施を早急に行うべきということでもあります。

村長は、議会の冒頭でも発言されたりしていますが、役場の中の庁内の中の業務数が非常にふえてきている、それから人数も職員の定数を見直しということで発言をしているところでもあります。村民のニーズというのは、さらに高まってきているものがあるわけですが、現状の庁内を見ると、非常に臨時の職員の方々が多くなってきているところで、顔も覚え切れないぐらい大勢いるようでもあります。外部の保育所の保母さんも合わせれば、非常に数になってくると思いますが、とりあえず、この庁内の正規の職員と臨時職員の人数とか、割合の現状というのは、どんな形に今なっているんでしょうか。まず、(1)として質問したいと思います。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 職員定数の見直し関係の質問で、正規職員と臨時職員の人数の割合の現状であります。

6月1日現在の人数で比較して申し上げます。派遣等により、外部職場に派遣している職員数を除きますと、本村の全職員数は139人です。また、臨時職員は137人です。全職員に占める臨時職員の割合は49.64%となっております。正規職員と臨時職員がほぼ同数ぐらいであるという状況であります。この全職員数のうち、育児休暇等による休職中の職員が10人ほどいますので、現状では逆転をしているのかなというふうに、そういう状況となっております。臨時職員も、これは雇用保険に加入している週20時間以上の勤務をいただいている方という対象となっておりますので、日々雇用というか、短期雇用を含めれば、もっと多くなるのかなというふうに思います。

しかし、その大多数は保育園であります。庁内、教育委員会の合計では、職員数93人に対して臨時職員数は17人、割合としては15.45%ぐらいということでもあります。保育園では、これは逆であります。43人の職員に対して、臨時職員は94人です。7割近い方々が臨時職員となっております。特に、保育士につきましては、約45%に当たる34人につきましては、これは加配保育士という、こういう特殊事情がありますので、その辺で多くなってきておるといような状況でございます。

割合は以上です。

議長(原 悟郎) 3番、山崎文直議員。

3番(山崎 文直) 正規の職員と臨時の職員がほぼ同数ということで、近年、非常にふえてきたなという、改めてわかったところでもあります。

保育所の関係につきましては、急激な園児数の増、それから手厚い保育体制ということで、正規の職員がカバーし切れないという部分でふえてきたということもありますが、庁内につきましては、やはり恒久的に臨時の方がふえてきているのではないかなと、こういうふうに思います。

(2)の問題になりますけれども、臨時職員が多くなるということについては、職員数の人数をとりあえずカバーするということは言えるかと思いますが、かねがね思っているのは、災害が起きたようなときに、正規の職員が非常に少ないという状態だと、災害対策の先ほどの同僚議員からもありました災害対策をこれからどうするかという部分もあります。職員が各地の避難所に向いたり、本部で業務を行ったり、そういうことが出てくるわけですが、そうした場合に、非常にどちらも手薄になってしまうという、そういうことも

考えられるのではないかと思います。近年は、職員採用した職員の皆さんは、ほとんどの方が消防団に加入をしているという話も聞きましたけれども、消防団に加入しても、災害のときにその職員の人は消防団に行くのか、本部のほうの仕事にかかるのか。これも、やっぱり昔から言われたことですが、非常に難しい対応になってくる。こういう、いわゆるデメリットも出てくるわけでありまして、臨時の人がふえてきますと、一つの業務を覚えていただくのに、正規の人たちがそれに対して指導しなければいけない、こういうことが出てくる。多くなると、そのほうが煩雑になってくる。こういうことで、必要以上の臨時職員がふえるということは、よろしくない傾向だというふうに思います。

業務の拡大ともあわせて、きちんと精査をしながら、ぜひ26年度の4月の時点では、正規の職員がさらにふえるような施策を、それには採用試験は9月、今年度中に行われるわけですから、その点についても前向きな取り組みをしていくべきだというふうに思いますが、村長の考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 臨時職員の正規化というような御質問だろうというふうに思います。

災害に関連しての御質問もあったところでありまして、災害のために職員数をふやすという、こういう予定はありません。日常業務で不足している部分を正規化していくという、こういう取り組みで御理解をお願いしたいというふうに思います。

本村の場合は、平成17年度から平成22年度までの6年間で、集中改革プランとして定員削減をやってまいりました。平成16年度の職員数149人に対し、平成21年度では132人と、17人職員数を減少させたところでありまして、減少ということになっております。逆に、人口につきましては、この5年間で、平成17年からの5年間で、約1,000人増加をしております。このことは村の特殊事情ということになっております。したがって、職員定数も考えて行かなければならないという、こういうことでもあります。庁内に限らず、保育園につきましても、臨時がクラスを担任しているというような、そういうことは解消していきたいという話も議会に対しても申し上げたところでもあります。そういったことを含めまして、庁内、保育園を問わず、この定数の見直しというのは9月議会にまたお話をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

23年度から今年度にかけては、保育士5人、また栄養士や作業療法士、あるいは専門職をふやしております。このため、現在の職員数というのは141人となっております。そんなことで、職員数は定数の範囲内でふやしてきておりますけれども、人口増加や、あるいは地方分権に伴う事務量の増加等々、住民サービスというこのことも大切でありますので、それらを勘案しながら、庁内、保育園等々、職員定数の見直しを行いながら検討してまいります。9月議会に提案をしてみたいと思っております。

また、さらに障害者雇用という部分も、率の関係で法的な改正が出ましたので、その辺も念頭に置いていかなければならないというふうに思っております。その辺は、また9月議会で御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 災害のために職員定数どうのこうのということは一つの事例で、

そういう面もあるということですので、誤解のないようにお願いしたいと思いますが、ぜひ住民ニーズのために、実現していくために、職員の定数も見直すということをお願いしたいということで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす13日の午前9時から一般質問を続けたいといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

散会 午後 4時53分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 5 年 6 月 1 3 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 8 番から)

5 番 加 藤 泰 久

4 番 小 坂 泰 夫

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	加藤久 樹	産業課長	原茂樹
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	教育委員長	清水篤彦
財務課長	山崎久雄		
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年6月13日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいま出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

有賀代表監査委員から、都合により欠席する旨の連絡がありました。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可いたします。それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 5番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

まず、唐木村政3期の政策について質問いたします。

前日の同僚議員の質問にもありましたが、重複する部分は省略させていただきます。よろしく願います。

7項目の公約の中で、4年間で全てを実現されることと思いますが、3期目であり、過去8年の実績の中で、これから4年間を見据え、じっくり腰を据えた政策を実施する中で、あえて三つの公約として上げるならば何であるか、よろしく願います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

唐木村政3期目の施策で、三大公約を挙げるとすれば何かという御質問であります。

昨日も、他の議員の御質問にお答え申し上げました。全ての公約が大切であると考えております。また、行政というのは、一面的な面ではなく、トータルとして全ての面を捉えていかなければならないと思っております。

しかし、一方では、個性豊かな、特色のある村づくり、地域づくりが極めて重要となってまいります。本村の場合は、何をとってもある程度の水準が確保されることもあり、どう特色を出していくかということが本当に難しいことであり、その難しさも痛感しております。

また、行政というのは、首長の考え方である程度は施策的には変わってくる、そんな面もあるところであります。私は、この村の特色といたしましては、また村の生き方といたしましては、まず優良な住宅団地の形成や勤労世帯の定住促進を考え、税収増加対策を図ってきたところであります。その一つが、子育て支援の充実による人口増加対策でありました。この点は、不十分な面もまだまだありますが、一定の成果が上がっているのではないかなというふうには思っております。今、大都市周辺でない長野県の南箕輪村の人口が、なぜ増加しているのか、2040年に向かってなぜ増加していくのかと、そんな取材や問い合わせも多くな

っているところであります。これに甘んじることなく、さらに施策の充実に努めていかなければならないと考えております。

前置きはそれぐらいにいたしまして、2期8年間の施策の充実に基本に三つ上げるとすれば、足腰の強い産業振興、共同共助の精神による障害者、高齢者を含めて、全ての面での地域での支え合い組織の構築と地域力の向上、また、さらなる定住促進と健康で元気な村づくり、そのための村民の健康長寿への取り組み、この三つとなろうかというふうに考えております。加えまして、防災、医療を含めまして、安心安全な村づくりや地域づくり、このことも大切な要素であると思っておるところであります。先ほども申し上げましたが、全ての施策というのが重要となってまいりますので、その実現のために、さまざまな取り組みをしていかなければなりません。それに向けて精いっぱい努力をしてまいります。

また、さらに最近、大切となってきておりますことは、広域的な取り組みであります。今、広域連合は、それぞれの市町村が連携を深めながら、広域連合の役割として・・・を一緒に推進していく事業が多くなってきております。上伊那発展や、効率的な行財政運営からも重要なことであります。当面の問題といたしましては、伊那消防署の建設に伴う消防の広域化、3孤立病院の連携による上伊那地域の医療再生、また最大の課題でありますごみ処理中間施設の建設等々、大事業に直面をしております。上伊那は昔から一つと言われております。そういった考え方に立ち、また一方では村の立場も考えながら、他市町村とともにその実現に向けて努力をしてまいります。村独自のこと、あるいは広域連合にかかわること、課題も山積しておるところであります。課題解決、問題解決、一つ一つ進めながら、さらに村の発展のために、村民の生活向上、満足度の向上のために努力をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明にもありました、公約にもあります共同共助について、村民への啓蒙、また村民の認識や協力が必要かと感じております。子育て支援が大きな政策として掲げられておりますが、少子化、高齢化の中で、高齢者への施策についても力を入れてもらいたいと思うところでもあります。この七つの公約が全て実践されることを村民としても期待するところでもあります。

続きまして、村財政の見通しはということで質問させていただきます。

政府の地方交付税、補助金等の交付が不透明で不確実な折、公約、施策を実施していく中で、健全財政を維持し、実施していくことは大変なことと思われまます。緊急性のある事業としては、南原保育園の増築は既に執行されており、1億1,800万、伊那消防署分担金が1億3,100万円、役場庁舎増築に7,000万、中央病院増築等についても費用が明らかとなっております。人口増加に伴う課題もあり、小学校の増築等も予想され、基金の積み立て等も必要かと考えております。個人、法人の税収が望まれることであり、産業の振興に力を入れて、安定的な税収が望まれるところでもあります。3期目の村財政の見通しはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村財政の見通しの御質問でございます。

まず、初めに、平成25年度の村財政、とりわけ税収の見通しから申し上げます。

個人住民税につきましては、納税義務者はふえております。130人ほどふえておるところでありますけれども、個人の給与収入が予想外に伸びませんでしたので、前年の調定額より2,000万円ほど減額調定となったところであります。これは、予想以上に不況の影響というのがあらわれているのではないかと、そんな結果となったところであります。これは、歳入不足となる予想でありますけれども、他の税の動向を見ながら、このくらいは賄えるのではないかというような見通しを持っておるところであります。

法人住民税につきましても、国の法人税率の変更による減額があります。また、国の経済対策による効果、そのことは一部企業では明るい兆しはあるものの、これは大企業中心ということであり、地方全体に影響が出てくるまでには、まだまだ時間というのがかかります。また、地方に影響が出てくるかどうかという、そういった点も不透明な面もあります。そういったことを考えれば、現状では厳しい状況を見込まざるを得ないというふうに考えております。

また、固定資産税につきましては、家屋の新築というは確かにふえております。しかし、土地の宅地評価額の下落や償却資産では、いまだに企業の設備投資が見込めない鈍いところがあります。そうしたことを考えますと、全体では減少傾向となってきております。また、地方交付税につきましては、リーマンショック後に経済危機対策対応のために設けられました特別枠の廃止も検討されてきております。そういったことを考えれば、今後の伸びは期待できません。

また、国では、地方交付税につきましては、頑張った市町村に交付税を配分が多くなるというような、そんな記事も出ておるところでありますけれども、この辺の実態はまだまだこれからでありますので、把握できないところでもあります。

アベノミクスによりまして、経済状況は上向きになっているとはいえ、非常にまだまだ不透明な状況でありますので、現状では主要財源であります村税と地方交付税の減少を見込んでおるところであります。今後も厳しい財政見通しをしていかざるを得ないという、こんな状況となっております。本村の場合の歳入でございますが、その7割が村税と地方交付税であります。特に、その動向をこれからは注視をしていくことが求められておるところであります。また、国が進めております経済対策の効果が早く地方にも影響し、税収が伸びていくことを期待するわけではありますが、現状では厳しい見方をしながら、限られた財源の中で、事業の選択と集中により、身の丈に合った確かな財政運営を進めていく必要があります。そういったことを基本にしながら、行財政運営を進めてまいります。

将来的な財政見通しであります。今申し上げましたように、景気の動向により、これはかなり変動してまいります。経営状況を見きわめながら、3カ年の財政計画のローリングで見きわめてまいります。また、事業の実施も、財政計画の範囲内でローリングをしながら、常に財政計画と事業計画をリンクさせていく、このことが重要であると思っております。そして、健全財政の維持に努めてまいります。また、今後は、より一層3カ年実施計画の精度を上げまして、計画行政の推進を図っていくことが重要であります。また、事業の選択につきましても、重要度を判断していく、村民の密着度を判断していく、こういった事業選択を的確にやっていく必要があるだろうというふうに考えております。そういったことを考えながら、厳しい姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。

また、本年度始まったばかりであります。肉づけ予算や今回の補正におきましても、かな

りの事業をお認めいただいたところであります。これらの執行につきましては、順調に推移ができるのではないかと考えておるところでありますし、これから地方交付税の本年度分の算定が始まります。その状況を見きわめ、さらなる繰越財源をどうしていいのか、この辺は議論もまたしていきたいというふうに考えております。現状で申し上げますと、2億1,000万ぐらいまだ余裕財源ということで繰越財源があるわけでありまして、それらをどう有効に使っていくのか、また肉づけ予算の中で、8,500万円、伊那消防組合、そういった部分で基金の取り崩しをしております。そのくらいは戻せるんじゃないかと、こんな今、状況を考えておるところであります。したがって、これから出てくるさまざまな事業に対応していく財源というのは、今年度でもそういった面で生み出せるのではないかなというふうには考えておるところでありますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、基本的には財政計画と事業の実施計画をリンクさせていく、この精度を上げてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明の中にあるように、厳しい財政の中ではありますが、健全財政を維持しながら、施策を推進していただきたいと思いますというふうなところであります。

続きまして、遊休農地への対策はということで質問をいたします。

現在、1万4,000平方メートルほどの遊休農地があると役場よりお聞きしております。今後、ますます増加することが予想されます。現に、高齢化により耕作が困難な農家、また若い後継者がいる中でも耕作放棄というような現状であります。農地や農業政策に携わる農業委員会でも対応、対策に苦慮していることと思っております。

そこで、遊休農地の現状はということで質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 遊休農地の対策で、まず初めに遊休農地の現状につきまして答弁を申し上げます。

御指摘のように、村内の農家では、高齢化や後継者不足で農業経営をやめたり、縮小するケースというのが多くなっております。この点につきましては、これは全国的な傾向であります。こうした場合、他の農業者に農地として賃借や売買により、農業生産が継続されることがこれは理想的であります。しかし、なかなかそういかないのが現実となっております。一部では、住宅用地等に転用されることもあります。また、一方では、遊休荒廃地化をしていく場合も多くなってきております。遊休荒廃地は、病虫害の発生の温床となり、周辺へも影響を及ぼすばかりではなくて、景観計画策定のアンケートやワークショップでも多くの皆さんから上げられておりますが、景観的にも好ましくない状態となります。さらには、春先になりますと、毎年のごとでありますけれども、草が枯れた状態で火災の発生というのも心配になってくるところであります。

作付されない農地、いわゆる遊休農地全体の面積は、2010年の農林業センサスによりますと、村内では御指摘のように41ヘクタールとなっております。率で申し上げますと7.2%であり、これは近隣市町村と比較しますと、比較的少ないほうでございます。この理由といたしましては、中山間地が少ないこと、このことが起因をしているというふうに思っておりますし、本村には大規模な酪農家が多いという、こういうこともあるわけでありまして、しかし、

酪農につきましても、やめていく方もあります。一人の酪農家がやめると、広大な面積が不要となってしまいますので、この辺の対策もまた考えていかなければならないと思っております。

次に、遊休荒廃地の面積であります。平成20年度には114件の11ヘクタール、平成22年度には147件の15.6ヘクタールと増加しております。その後は微減をしております。ただし、これは全体件数と面積に比較でありまして、なかなかこれは解消ができていかないというのが実態であります。微減はしておりますけれども、解消はできていかないということでもあります。また、せっかく解消されても、新たな遊休荒廃地というのが発生してきております。

農業委員会や各地区営農組合の皆さん方が中心となって、解消に向けて継続的に努力をいただいておりますが、毎年新たな発生もありますので、全てを解消していくということはこれは困難な状況であります。できるだけ減少させていきたいというふうには考えておりますけれども、なかなか難しい問題であります。実態としては、村の遊休荒廃地、そんな実態でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明にありますように、大変難しい状況であるということはおわかっていただいております。

この遊休農地を減少させる対策はというようなことで質問いたします。

多くの農家が加入している「まっくんファーム」がありまして、村としても23年度には400万、24年度には200万円の農業機械購入を補助しております。遊休農地の耕地を受託している会員が、まっくんファームの会員が、専業農家であったり、また兼業農家であり、農繁期には、やはり自分のところが忙しいというようなことで手が足らずに、農業機械の有効使用が大変だとも聞いております。法人化2年で機械類も充実している中で、通年でオペレーターとして勤務できるような職員を雇用できるような人的支援を長い年月じゃなくて、2年か3年の期間で補助して、まっくんファームの経営が充実し、遊休農地の受託がスムーズに行われるようなふうになればと考えるところで、遊休農地の解消につながればと思っております。より現実的な遊休農地の解消の方法ではないかと思われませんが、その辺について御質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 減少させる対策であります。

先ほど申し上げましたが、農業委員会や各地区営農組合を中心にしながら取り組みをされてきております。そのほかでは、村営農センターや農地利用集積円滑化団体として認定しておりますJA上伊那等の機関が、連携して取り組んでいくことが重要であります。農地の貸し手はふえる一方で、現状の担い手だけでは受け切れない状況も見られております。

したがって、今、加藤議員の御指摘がありましたように、農事組合法人まっくんファームの充実、このことがより求められてきておるところであります。そんな点は、また農家の意向をお聞きしながら、農地の集約を進め、解消につなげていかなければならないと考えておるところであります。

農事組合法人まっくんファームにつきましては、機械作業の受託により集約化を図り、戦略作物や地域振興作物の作付を進めていただいております。・・・や刈り取り等を委託

することで、農作業の軽減が大きく図られ、そのことによりまして、営農継続が可能となっている農家も多いものと考えております。まっくんファームができたことで営農が継続できるという農家、これは確かに多くなってきておるといふふうに思っております。

また、まっくんファームでは、法人化に当たりまして、年に1ヘクタールずつ、どうしても耕作できない農家から土地を借り、直接経営をする農地を増加させていく計画が立てられております。これまで、2年間、計画どおりの進捗が図られてきております。3年目のことは、現在のところ、2.6ヘクタールの農地で水稲とソバを作付していく計画となっております。法人化して、このまっくんファームは間もないということでもありますので、徐々にではありますが直接経営する農地も拡大してきております。

まっくんファーム組合員の皆さんからの貸付要望というのは、今後さらにふえてくるという、こういう状況が予想されますし、現実的にそうなってきております。したがって、より一層この作業の効率化をしていかなければならない、このことも重要な要素となっておりますので、今、ブロックローテーションの導入を検討しております。できることであれば、平成26年から、村内を何地区かに分けてのブロックローテーションを導入し、作業の効率化を図っていきたいというふうに考えておりますので、また多くの農業者の御議論も願うところでございます。

まっくんファームにつきましては、機械による受託ということが主になっておりますけれども、コンバインにつきましては10台体制を整え、オペレーターも新たな大型特殊免許取得のための助成や研修等を通じて、育成、確保に努められてきております。今後も、状況に対応した体制の整備、充実が図られていくものと思っております。コンバイン等の機械の整備につきましては、老朽化に伴う更新が必要となりますので、この辺につきましては計画的に村も支援をしていくつもりでございます。

また、まっくんファームは、荒廃地化している農地について、大型草刈り装置による草刈りを10アール当たり安価で実施していただいております。こういった活用もしていくことも大切かなというふうには考えておるところであります。

それから、加藤議員の御質問の中にもありましたように、オペレーターの人件費だとか、そういったものをどうしていくのかという、この辺は、これからの検討事項となってまいります。私の個人的な考え方と言いますか、村の方針として、またこの辺も確立していかなければならないと思っております。

農業というのは、本当に多面的な機能を有しております。農業生産だけではなくて、景観形成や、あるいは災害防止やさまざまな機能を有しております。また、同時に、美しい環境保全、このことも考えていかなければなりませんので、その辺を勘案しながら、これからは直接経営に対する部分、直接経営をふやしていただかなければ、どうしても農地は守っていけないという、こんな状況も生まれてきておりますので、この辺につきましては人件費的な補助も考えていかなければならないだろうと私は考えております。その辺は、また議会の中でも議論をお願いしたいと思っておりますのでございます。人件費的な補助、検討していく時期も近いだろうと、近いというよりも早急に始めなければならないというふうに思っておりますので、その辺はまた問題提起をさせていただきますので、議会としての議論もお願いしたいと思っております。そうしていかないと、なかなか農業が守られていけないという現実があるわけでもありますので、現実的に対応していくという、こういったことも必要である

うというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 大変難しい問題ではありますが、時間をかけ、各種団体、また組織が連携をとりながら、この問題に取り組んでいくように願うところであります。

続きまして、3 番目の大芝中学校林の現状はということで質問をいたします。

教育には継続が必要かと思われております。継続は伝統につながります。新聞、テレビ等で報道されている経ヶ岳登山は、生徒の心身の発達や忍耐力をつける行事であり、また伝統的な落ち穂拾いについては、この豊かな時代、またものがあり余っている時代に、米一粒の大切さを教え、考える大切な行事であるかと思ひ、また生徒の人生においても必要な行事かと考えております。

そこで、今、都会の学校等において、森林の中での下草刈りや枝打ち等の森林に対する学習が取り入れられており、村でも長く続けておりました南箕輪中学校の大芝学校林の現状はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

議 長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 加藤泰久議員から御質問がありました大芝中学校の学校林の状況につきましては、教育長よりお答えいたします。

よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） それでは、教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 私の手元にあります記録によりますと、昭和22年に新制の中学校が発足しました。昭和24年度から中学校を上げての学有林、あるいは学校林の整備に当たっておりますが、昭和39年まで生徒の手で、カラマツ、ヒノキ、アカマツ等の植樹作業が行われてまいりました。その後、いろいろ経緯があったようですが、平成12年度から現在、みんなの森の整備事業が始まりまして、3年間ほど休止になりまして、現在は、平成22年度から、みんなの森の中に4.28ヘクタールの林を学校林の管理委託ということで村のほうから受けました。最近、植樹というよりも下草刈り、あるいは枝打ち作業等の育樹活動に務めてきております。

なお、学校のほうの方針として、中学1年生に大芝の中で1泊して、そしてそういった中で学校林の整備を行っていきたくと実施しております。なお、・・・代表を中心とした大芝高原森林自然保護の会の皆さんの応援もいただきまして、特に漆の多いところですので、小さい木の伐採等はこの自然保護の会の皆さんにお願いしているところであります。ことしは、5月28日に1泊で大芝に泊まり込みながら、その中での学有林の整備に当たっております。林務課の職員の話によりますと、下枝を集めたり、あるいは歩道沿いにその下枝を運び出し、そんな作業を1時間半ほど行っただと。当事者に聞きましたら、ことしの学校林作業は非常によくやってくれたと、こんな評価も受けているところでございます。

学習指導要領の改訂がことしから始まって、中学は終わりました、英語や理科の授業時間がふえているというようなことの中で、このくらいが今は限界かなと、こんなふうに考えているところであります。いずれにしても、村の村有財産であります。中学の実習の額に汗を流す、そういう教育の一環として、これは今後とも学校を通じて続けていきたいと、こんなふうに考えるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） ただいまの説明でおよその流れがわかったわけですが、作業内容等についても説明をいただきましたが、以前はそれぞれの農家におきましても、学校におきましても、田植え休み、稲刈り休み、農繁期には学校が休みで、家の農作業、または友達の家での農作業等の手伝いに、農作業に携わることが多くありました。社会の変化や機械化により、そのような農業へのかかわりが少なくなってきました。林業や、または植樹に接する機会も少なくなっている中で、学校林を使い体験することにより、森林を愛し、また額に汗するというような教育が必要なことではないかと思うところであります。ただいま説明の中にありましたように、授業時間がふえてというようなことがありますけれども、教室で受ける授業と、また学校外で体験することが非常に今後とも必要になっていきます。できないことをやるのが非常に必要じゃないかなと思っております。そして、中で活動することにより、森林を愛し、田んぼを愛し、また大芝を愛し、郷土を愛する教育をぜひとも進めていっていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

続きまして、4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。

今議会の一般質問、私が最後になるかと思えます。よろしく願いいたします。

まず、質問に入ります前に、最近ちょっと私の身の回りであったエピソードを一つ、お話しさせていただきます。

地元の地域の集まりがありまして、防災無線の聞こえ方について、各戸、多分、区内、全村内だと思いますけれども、防災無線の聞こえ方について、各皆さん、状況はどうですかということをお話しして集まりの中で聞かれました。その中で、ちょっと私が住んでいる地域は、本当に田んぼが広くて、各戸が非常に散らばっているところもありまして、防災無線の聞こえ方は、正直、聞こえるというところと、全く聞こえないというところと、本当にばらつきが同じ組の中でもあります。そういう中で、防災無線をより聞こえるようにということでの防災無線の強化を村にお願いするよりは、例えば、各戸で戸別受信機を1万円で村で分けてくれますので、そういったものを各戸に入れるとか、そういったことを組や地域でちょっと働きかけたり、お願いしていったらどうかということをお話ししました。すると、そこで、ちょっととある方に言われたんですけど、そんなこと、議員だけが知っているようじゃだめじゃねいかというようなことをちょっと怒られたというか、言われまして。

それで、実は、私そのことは、防災無線の聞こえ方や戸別受信機について自分でも関心がありましたが、確かここ1年以内に戸別受信機の販売等については、村から村報、折り込みの案内とか、そういうものがあつたかと記憶しております。私自身は、議員をやっているせいもありますが、この村報、村に配られるいろんなものを見てはいるつもりで、村側も、多分行政側も村の各お知らせ、住民に知ってもらいたいことはいろいろ御案内しているかと思うんですけども、村民それぞれ、本当にいろいろ違いはあるかと思っておりますけれども、知らないというようなことが実は多いんじゃないかなと思ひまして、今回、まず、私、今回の質

問、なるべくこの村報や配り物であったものを題材にして、村民の方にも、ぜひ今回の私の質問にはこの村報6月号をごらんいただけたらなと思いますし、今までも一般質問、今回の質問を各議員さんのを聞いておりました、例えば、さっき村長が農業関係のブロックローテーション化というような言葉、これも6月号の村報に折り込まれた農業委員会便りさんの最終ページには、まっくんファームの中の紹介でそういう言葉も出てきております。村のことにに関して関心のある、多分このケーブルテレビの議会中継を見てくださいている方は関心のある方だと思いますので、ぜひ議会中継を見る際には、こういった村報等も片手に置いて見ていただければなと思います。

では、質問に入ります。

まず、今回の村報の四、五ページに、新しい3期目の唐木村政になりました本予算の御案内がありまして、5ページの頭、右上に、防災アドバイザー事業85万円というのがございます。防災や危機管理の専門家として、地区自主防災会の運営などについて助言をいただきます。こういった案内がございます。私も、最近、防災アドバイザーの方と話す機会がございます、ぜひ防災アドバイザー自身も村民であり、地域の中の一人だと思いますが、地域住民や自主防災会に防災アドバイザーを派遣して、各地区、地元で、各地域で直接、村民の一人として、防災アドバイザーとして講話をさせていただけないかと、そういった声も聞きましたし、村側もどういった計画かがあるかだと思いますので、そこら辺のまず計画、実情をお尋ねします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

防災アドバイザーの活用ということで、講話など、自主防災組織等々へのそういった話という、こういう御質問でございます。

前段に、村報のお話ございました。なかなか見ていただけないという悩みは村も持っております。したがって、できるだけ見やすいようにしていく、このことに尽きるだろうというふうには思っておりますが、なかなか目を通していただけないというのは、それは事実でございます。何年か前と言いますか、かなり前になりますけれども、子供未来センターの問題がありましたときに、特集として十何回組みました。しかし、村民の中で、そんなことがあったのかなんていうお声が圧倒的に多かったわけでありまして。いかに読んでいただかなかったのかなという思いも、今、小坂議員の話聞きまして、そんな過去のことがよみがえってきたところでございます。その問題は、できるだけ見やすい村報づくりをしていくという、こういうことでお願いをいたします。

防災アドバイザーにつきましては、昨年10月31日に、防災危機管理に関する知識、経験を積まれている6名の皆さんに御委嘱させていただいたところでありまして、任務といたしましては、地区自主防災組織の支援及び運営、また災害について住民への啓発、災害発生時に備えた応急対策手順等、あるいは南箕輪村の地域防災計画の見直し、こういったことをお願いしたところでありまして。それ以降であります。昨年の11月からことしの3月にかけて、県の研修会などに積極的に参加をしていただいたところであり、幅広い知識の習得に努めていただいたところでありまして。そういったことを受けまして、防災アドバイザーとしての準

備が整いましたので、各地区に出向きましての講話、話、そういったことは積極的に活用していただきたいと思っておりますし、村も自主防災会に対しまして、そんなお願いもしていきたいというふうに考えております。

自主防災会の出前講座というのものもあるわけでありまして。昨年は3件ありました、出前講座の要請があり、3件、村が実施をしたところであります。しかし、それは職員が昨年までは対応しておりましたので、今年度からは災害についての住民の啓発に関することも任務の一つでございますので、そういった出前講座につきましては、専門的な知識を持っております防災アドバイザーの方をお願いしていくつもりであります。また、4月に開催いたしました自主防災組織連絡会におきましても、出前講座等の積極的な活用をお願いしたところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 昨日の一般質問の同僚議員からの質問の中にもありました、村民の方、例えば子供たちに伝えるには、似た世代、近い世代から伝えたらどうだというような提言的なお話もありました。先ほどの村報の話もそうですけれど、とかく行政側からの案内となると、住民の側もかたくなるというか、聞きにくくなるのか、そういうこともあるかと思えます。村民の代表でもある防災アドバイザーの方の積極的な利用、住民の方も、ぜひそういった経験を積んでいる村民の方から知識を学んでほしいなと思えます。

同じ項目の2番目に入りますが、これまた平成18年の水害、7年前ですがまだ記憶に新しい、南箕輪にとっては大きな水害だったと思えます。その水害を教訓にということで何年か前に、やはり村報の特集として、その平成18年の水害を振り返った特集が生まれ、その当時、やっぱりかかわった当時の区長さんが、避難所へ、やっぱりペットを連れてくるということの対応等で困ったというか、どうしたらよいかというようなことがその記事にも書いてありました。それ以来、年数もたつわけで、これまた同僚議員から、こういった避難所のペットの問題については以前も質問がされていると思えます。現状でも、恐らく対処方法が難しいんじゃないかなと思えます。村では、今のままではどのような対処になるか、ペットの避難所への避難等について、どのような対処になるか。また、どうやったら改善できるのか、考えている検討策はあるか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所へのペットの扱いでございます。

昨年の9月にも、他の議員から質問としていただいたところであります。結論から申し上げますと、大変難しいということでありますし、いまだに結論が出ていないというのが今の状況でございます。自主防災組織の連絡会におきまして、避難所におけるペットの扱いについて、地区ごとで検討をお願いいたしました。ただ、非常に難しい問題であります。飼い主にとっては家族同様、動物が苦手な人から見れば、嫌いな動物と同じところでは生活できないという人がおります。このように、ペットとの生活につきましては、千差万別であり、避難生活に伴うストレス等も考慮すれば、本当に簡単には結論が出せない、本当に難しい問題となっております。そうした中で、各地区の自主防災会でも検討をしていただきましたけれども、答えが見出せないというのが今の実態であります。

ある自主防災会では、一緒に避難したペットについてアンケート調査を実施しております。

その中で約7割が室内で飼われているという、こういったことが分析として出ております。避難所生活でペットを嫌がる方、また外で買うこともできないことなど、一層この問題が難しいのかなというふうに感じておるところであります。室内ということでもありますので、本当に難しいなというふうに思います。

村では、以前から申し上げておりますけれども、避難所の運営というのは、各地区の自主防災会にお願いしております。各地区の自主防災会でまだ答えが出ていない状況でありますので、村としてはなかなか結論が出ないという、こういうことでもあります。その辺はぜひ御理解をいただきたいと思いますが、同時にこのペット用の避難用品や備蓄品という、こういうことにつきましても、村では一切備蓄、整備はしておりません。そんなことも御理解いただきたいなというふうに思います。

しかし、この問題は放っておけない問題かなと。東日本大震災の中でも、ボランティア団体等によるペットの一時預かり所というのが立ち上がりました。そういったことを期待するということになろうかなというふうに思います。したがって、今後も、村も自主防災組織も検討してまいりますので、まだまだ結論が出ないということで、こんな点は申しわけなく思っておりますけれども、難しい問題だということで御理解いただきたいというふうに思います。まずは人の命の優先という、このことを心がけていきたいというふうに思います。その次にペットをどうするのかと、こういったことだろうというふうには思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 私、今回の一般質問は、なるべく全般を通して行政にどうしてくれと、こういったことは何とか改善してくれと、そういうような提案とか、お願いの質問ではなくて、多分、現在、村で答えが出にくい問題や課題について、村側と住民と一緒に考え合うような、そういうテーマというか、一緒に、例えばテレビ中継を見ていただいている方、この議会に関心のある方にぜひ一緒に考えていただきたいと思って質問しております。実際、私も、室内でペットを飼っている一人でありまして、今回、質問をするに当たって、多分、避難所にはもちろん連れていけないし、避難した場合には、車で避難した場合、車の中に一時置いておくのか、さもないと自宅が安全な場合にはペットだけ自宅に置いてくるのかと、そういうようなことを自分自身では考えましたが、先ほど村長のお答えの中に、自主防災会で検討してもらっても答えが見出せないのは、恐らく、やはり自主防災会そのものもペットを飼っている人、飼っていない人、いろいろあるかと思えます。今回のこの私の質問に関しては、自分自身が当事者ではありますが、当事者、ペットを飼っている、また室内犬とか、そういった具体的にそのことを考えたり、いざというときに困るというか、そういった方々が自分たち自身で集まって、自主防災会の中でもペットを飼っているチームというか、そういった点で具体的に話し合っ、先ほどの例えばボランティアにつながっていくのか、自分たちでやっぱり自分たちの問題でありますので、そういった対処をしていくことがまず最初に必要じゃないかなと。行政側は、あくまでもサポート、あとあとでできることをされていくじゃないのかなというのが私の思うところありますから、ぜひ、ペットを飼っている方、防災時、避難所等に関しましては、一緒に考えていただきたいなと思います。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

大芝の湯の入場料につきまして、近年、村長、また大芝の開発公社の理事会、評議委員会

等でも課題になっているかと思えます、なってきました燃料費の高騰、今また円安が進んで、ちまたのガソリン代や灯油代も上がっている傾向があるかなと思えます。燃料費の高騰で、大芝の湯の経営状態も逼迫して、それがまた村財政からのまたその投入というような、実際の現実問題があります。

そういう中で、私からの提案というか、例えば、近隣で日帰り温泉に入るのに600円かかる場所もございます。うちは現在、1回は500円ですが、利用者の多い土日の当日券のみ600円に値上げするなど、ほかいろいろ策は頭の中にありますけれど、まず当日券、土日のみ600円に値上げするなどの検討はいかがでしょうか。村長、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝の湯の入場料につきましての御質問であります。大芝の湯につきましては、平成14年の開業以来、ことしで11年目となります。1番後からできた施設でもあります。使用料につきましては、周辺の状況を見ながら、一般の方500円、うち150円が入湯税、児童300円ということで決めさせていただき、現在まで値上げはしてきておりません。この間に、値上げをした施設もあります。また、そのままの、500円、うちと同じような入場料の施設もあります。料金決定の要素の中で一番大きなのは、やはり燃料費であります。議員御指摘のとおりであります。開業当初は、1リットル当たり34円でありました。昨年は3倍近くまで高騰をしております。今、指定管理制度をとっております。これに移行したのは平成18年度でありますけれども、水道光熱費は経常経費の26%でありましたが、平成24年度につきましては35%を占めるまでになってきております。そんなことで、この燃料費の値上がりという、このことは、経営圧迫をしておるところであります。

昨年度の大芝の湯の利用状況でありますけれども、6月に半月間休業いたしました。その影響で、前年を4万人近く下回る状況となってしまいました。26万760人という、こういう年間のトータルであります。6月だけ比較してみますと、1万1,500人減少いたしました。そのほとんど、約82.5%が近隣の両隣の施設に流れ込んだという、そんな統計的な結果も出ております。その分だけ、両隣の施設が6月がふえておりますので、そんな状況となっております。7月以降につきましても、なかなか一度離れたお客様を呼び戻すということは難しいなという、苦労した1年でありました。大変厳しい現実を味わったところでもあります。しかし、平成25年の4月、5月の状況を見ますと、利用者数では、昨年同期の人数を上回ってきております。徐々にではありますが、利用者も戻ってきておるのかなという、こんな状況であります。

昨年度は、一般財団法人に移行した初年度であり、村への依存度を減らそうと、毎月、理事者全員と各部門の責任者が出席し、前月の売り上げを分析し、翌月の目標を立てる執行会議を毎月開催してきております。結果、従業員の意識改革もかなり進んでまいりました。売り上げの減少を経費の節減である程度カバーすることができました。前段で申し上げましたとおり、この半月の休業と燃料高騰の影響が大きく、村費で一部補填をしたところでもあります。これは休業中の補填は当然のことです。燃料代につきましても平成18年度指定管理移行のときの燃料代で収入を見込んでおりますので、上がった分だけは村が補填するという、こういう契約となっております。そういったことで、まずは施設側の努力という、このことに力点を置いておるところであります。経営努力で改善できることをやるという、これをやってみてどうするかという、こういう話になっておりますので、そん

な点はぜひ御理解をいただきたいと思います。もう少し、一般財団法人へ移行して1年、かなり経常経費の節減等々も進んできております。もう少し、この経営努力をしてみたいと、こんなことであります。そして、どうするかという、こういった議論に進むのが筋だろうと思っておりますので、大芝の湯の値上げというのは、その結果としてどうするのかということでもたまた考えていきたいというふうに思います。

なお、こうした事業による村の税収の影響枠でありますけれども、村も補填をしておりますけれども、去年は休業があった関係で若干少な目になりましたけれども、入湯税として4,200万円、そしてたばこの卸を扱っておりますので、そのたばこ税で570万円、計5,000万円を村に納めていただいたところでもあります。したがって、補填する部分はありますけれども、かなり村の財政にも貢献をしていただいておりますという、こういうことは御理解をいただきたいというふうに思います。

くどいようですが、経営努力をもう少しさせていただきまして、その結果によりましてまた判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今のお答えを聞いて、いろいろまた言いたいことはあるんですけど、なるべく簡潔に申しますと、公社の経営に燃料費の高騰分は村が補填するという現状があるわけで、村の税金を使って補填するということは、村民に広く、つまり大芝の湯を使う人も使わない人も、村民全体として高騰費分を補填しているという現状があるかと思えます。高速料金の無料化の国民的な問題のときも、利用者の負担のことが問題になったかと思えますけれど、先ほど、利用者の数が、大芝の湯が昨年6月に休んでいるときには両隣に移ったということは、やはり皆さん日本人は温泉が好きで、休みになったから行かないとか、料金が上がったから行かないというのではないのかなというふうに私は思います。もちろん、値上げという言葉はいいことではありませんけれど、例えば前にもちょっと提案したんですけど、南箕輪の大芝の湯の回数券は5,000円で、ちょっとこれは買いにくいなど、金額的に高いなというのが私はよく利用する側として思いまして、近隣では3,000円の回数券の販売もありますし、値上げについては今、600円に上げるのはまだ早いと村長のお答えですけど、経営努力という意味で回数券の5,000円を例えば3,000円とか、そういった検討はどうか、そこだけお答えください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 燃料費の高騰は、もちろん税金で賄っていかざるを得ないという、こういうことであります。これは、大芝の湯が村の施設であるがゆえということであります。これは、大芝荘は大芝荘独自の施設、開発公社独自の施設でありますけれども、大芝の湯は村の施設でありますので、そういった措置をとっておるところであります。しかし、これは税金を投入しているということは事実でありますので、それを幅広く村民の皆さんが負担をしているということになりますので、その辺は考えていく必要もあろうかなというふうには思います。ただ、これは難しい問題であります。どんな事業におきましても当てはまることでございます。例えば、ちょっと若干例は違いますが、国保税の赤字補填、あるいは保育料を安く押さえている、これはみんな税金で賄っておりますので、保育園に出している方というのは約600人の園児数でありますので、出していない方が圧倒的でありますけれども、

それをみんなで負担をしていくという、これが村政の状況であります。しかし、おふろとなると、これはちょっと若干性格が違うのかなという、そんな面もありますので、その辺は経営努力をしながらということをお願いいたします。

回数券の問題につきましては、5,000円ということで今販売をしております。前々から3,000円だとか、半額の2,500円で何とかできないかというような、検討はしておりますけれども、まだそういった販売には至っていないというのが実態でございます。解約するという、このことは重要なことでありますので、また理事会の中で話題にしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） では、次の質問にまいります。

また、村報6月号の今度は4ページに、唐木村政3期目のまた子供が伸びやかに育つ村ということで、重点施策、予算的なものが載っております。

まず、右上にあります南部小パソコン教室機器更新事業200万円、南部小学校のパソコン教室のパソコンを更新しますというような説明があります。パソコンの学校での利用についてですけど、これは私の主観なんですけれど、特に勉強というか、成長の過程において、小学生が例えば漢字を覚えるとか、計算力をつけるということは、皆さん子供のころを思い浮かべていただければいいと思うんですけど、現在あるパソコンを使えば便利なことは確かですけど、私たちが成長するにおいて、漢字を覚えるには書いて覚える、計算をするのも筆算や暗算をしていくのもやはり手を使って覚える、これが基本だと思います。パソコンは便利なものでありますけれど、便利なものは人間の頭を使わないようにしてしまうんじゃないかということが私の実感では思います。

パソコン教室の更新がされますが、まず、学校の授業でどのようにパソコンが活用されている、その実態をお尋ねしたい。また、私が申しましたが、パソコンの学校での教育というのは、例えば小学校のさっき言いました教育、自分たちが知識を身につけていくことにおいて、社会的にはパソコンは広く普及しておりますけれど、実際に教育の現場ではどうなんだろうと、実社会で使われていることは確かですが、学校の現場ではどうなんだろうという疑問から、まず経済市場を見れば、まずこのパソコンというものはどんな現場、職場、どんなところでも使い出せば、この市場が加速度的に今コンピューターの技術、更新がされていますから、学校にも生徒たちが使うようにその機材を入れれば、その更新は限りなく必要になって、それがまたどんどんどんどん速いスピードで更新が経済市場上かえられているわけで、こういった面から、学校から私は授業で生徒がパソコンを使うということに関しては外していいんじゃないかと、これは私の持論かもしれませんが、その点について、活用の実態とそこのお考えについて、教育委員長にお尋ねします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 小坂泰夫議員さんから、パソコン機器のことについて御質問がなされました。

6月号の村報の中に、今年度は南部小でのパソコンの更新ということで200万円が計上されております。本当にありがたいことだなというふうに思っております。

パソコン教室の活用状況でございますが、中学校では技術の授業、1年生が12時間、2年生が17時間ぐらい、3年生はぐっと減って2時間ぐらいですけども、これで使用すること

が多いわけですし、そのほかに総合的な学習の時間、それとか調べ物の学習、そういったまとめ的なものにも使用されております。そのほかに、中学校では、生徒会の各委員会の活動とか、部活動、技術科学クラブですか、それを中心として使用しております。

小学校におきましては、担任によつての違いはあろうかと思えますけれども、平成24年度の実績では週、約平均ですけれども1ないし2時間程度で、年間140時間ぐらいのパソコン教室が活用されております。

小学校教育課程の情報教育の充実として次のことが上げられております。小学校における各教科の指導に当たっては、コンピューターで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できるようにするための学習活動を充実すると、そういう形で明記されておまして、情報化社会に生きる子供たちに、その能力というものを育てる必要がある。それで、パソコンを使用した授業の中で、個々の児童に合わせた学習が、パソコンを使うことによって展開できるというふうに期待されておるところでございます。

パソコンを使うということにつきまして、授業等のことを先ほど議員さんが申されましたけれども、今はもうパソコンを使うということが当たり前の現代であります。国語とか、算数でもパソコンの漢字練習ソフト、計算練習ゲーム、こういったものを取り入れたり、子供たちが各自でパソコンを操作して学習するという授業も取り入れております。高学年になりますと、プレゼンテーションソフトを使って、調べたことや学習したことを自分でまとめて発表するという授業、こういうものが社会科とか総合的な学習の時間などで行われているわけでございます。それらの基礎となるのが、低学年で週1回程度行われているパソコンの授業でありまして、パソコンの起動とか終了、そういったキーボードの操作の仕方など、こういうものを学ぶということになっております。また、インターネットを使用した学習を進める中では、正しい学習が、正しい活用ができると、こういうような技術面や情報モラルについても指導をあわせて行ってきております。

ただ、パソコンの授業内容につきましては、他の教科と違っておまして、学習指導要領には具体的には定められておりません。しかし、先ほども申したように、児童一人一人が1台ずつのパソコンを操作できる、そういうようにしていくことが教育ビジョンに掲げられております。本村では、おかげさまで一人一台を使うことが授業でできるので、本当にありがたいなというふうに思っております。アメリカとか欧米諸国におきましては、当然一人一台のところが多いし、教育に力を注いでいる韓国でも、そういう先進校が進出しているというふうなことを聞いております。

そんなことで、本当に、見て覚える、昔は書くなり、そういうふうにして覚えたんですが、今は見て覚えるというようなことも大事な学習の一つになっているのではないかなと思われまます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今の御答弁を聞きまして、手紙を書くというようなことが、本当にだんだんなくなっていくのかなというようにことを私は個人的に思いました。

教育委員長の御答弁は、現代のそのままお答えだなと思えますので。私が懸念するのは、これは経済市場を見て、本当にこれはパソコンというか、コンピューターのこの学校に占める、あくまでも費用的なものはどんどん増加していくんじゃないかなと、これは大丈夫かな

ということを懸念する部分と、次の質問に入りますが、そういったパソコンはあくまでも道具ですので、この道具に教育の予算が今後多く占めていくのはちょっと怖いなという、私の懸念と、今後ふえていく発達障害、地元校で人に対して、教育ですから先生の人件費というか、そういった人が人にお金をかけるという部分が、パソコンのことでお金が、道具にお金がかかっているのはちょっと私はどうなんだろうと思って、次の質問に入っていきます。

今回、これも例ですので、村報の4ページの中ほどですね。南箕輪小特別支援学級介助員配置事業527万円、介助員を2名から3名に増員。南箕輪中不適應生徒教育支援員216万円、さまざまな問題を抱える生徒に対し個別支援しますと。これは、本当に生徒たちをより厚く、深くサポートしようという村の意気込みが、こういった予算化になっているんだと思います。このこと自体はよいことだと私も思いますが、これは直近の議会の福祉教育委員会の中でもちょっと話題になっておりました、請願等出ております県や国からの教育予算について、村の支出がこういった特別支援学級や不適應などの対応、村費そのものがふえてきているんじゃないかということで、その経過と見込みを、時間もあれですので簡単にお答えいただければと思います。また、村として、今後の支援の考え方をお尋ねします。これにつきましては、発達障害、地元校の特別支援の負担とか、そういったお金の問題よりも、学校側の支援、フォローのことについてちょっとお尋ねしていきたいので、まずは予算的なことは簡単にお答えいただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） この質問につきましては、教育長よりお答えいたします。お願いします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、現状からお話しします。

特別支援学級と申しましても2通りありまして、一つは知的障害者の学級、それから情緒障害者の学級とありまして、私たちは知障、情障と、こういうふう呼び名をしております。いずれも8名で1クラスと、9名になると2クラスと、そういう文科省からの規定がございます。

確かに、ここのところ、支援学級に対する村費職員が非常にふえておることは事実でございます。現状は、平成25年度の5月1日付ですが、村内の小中学校での数ですが、南小では知障と情障が2、2ということで4学級、南部小では2学級ですが、これは知1、情障1と、中学校では3学級ありますが、1クラスが知的障害、あと2クラスが情緒障害教室と、こんなふうになっております。

実は、これらの学級には、県のほうから教員が配当されるわけでありまして、どうしても今現状を見ますと、1人で8人、7人、あるいは2クラスを見るというのはかなり難しくなっております。そのために、村費の職員を配置しているわけでありまして、南小では支援員が1名、介助員が3名。この支援員というのは、教員の免許を持った先生方と、介助員というのは、それこそ横について食事のとき、それから排便についても手を出さざるを得ないような子供さんたちへの介助と、こういうことでございます。南部小では支援員が2名、中学校では支援員が1名及び不適應生徒教育支援員が1名、合計8名でございます。

この不適應生徒、中学のほうへ配置したのはことし初めてでございます、これは村民の

ほうからの声が上がリ、そして村長がぜひこれは大変だから1名つけたらと、こういうようなことで、非常にありがたく使わせていただいております。なぜ、中学のほうに不適應の生徒教育支援員がついているかと申しますと、今、2年生の女子、数名でありますけれど、なかなか学校の教育に乗ってこない子供たちがいると。そういうようなことで、ほとんどが中間教室へ行けばいいのだが、とてもその中間教室でも対応できないというようなことがあります。それから、去年、ちょっと小学校の6年生が大変な状況になったところがございまして、その学年が中1に上がっているというようなことで、中学1年生と2年生のところはこの教員を配置していただいて、非常に助かっております。

県のほうでは、平成20年度から、発達障害児童生徒等に対する指導、支援として、活用方法選択型教員配置事業というのを設けております。各学校から、大変な学校の数になるわけですけれども、教員特別加配等計画書というのが出ておりまして、こういう子供であると、その子供はトータルとして8人以内、あるいは8人を超えておるので、ぜひ県のほうから教員を配当してほしいというような要請書を出しまして、県のほうでも中を分析して、優先度高いところから加配をしていると、こんな状況でございまして。ですから、申請しても、県のほうでほかに大変な学校、学級があれば、そちらのほうへ県費の職員を回すというようなことでございまして。

ちょっと、付随して申し上げますと、就学相談委員会というのを教育委員会の下に設けております。15名の委員からなっております、その中には専門的な臨床心理士、あるいは医師も中に入らせていただいております、教育相談員、あるいは子育て相談員が、何回も何回も保育園を巡回して、親からも相談を受けたり、そして子供の様子を見て、そして最終的には、この就学相談委員会で特別支援学校のほうへ行ったほうがベターであると、あるいは普通学校で今話のある特別学級へ入れて、みんなと一緒に見ていこうと、こういうような方向づけをすることでございまして、最近はこの相談委員会ということで、指導ではありませんので、一応、ぜひこちらのほうがお宅の子供さんには合っているよと、こんなふうに申し上げるわけですが、なかなか親御さんたちの理解が得られないと。やむを得ず普通小学校に入れて、そこの特別学級で指導をし、子育てをしていると、そんな現状でございまして。

今後とも、こういった家庭、あるいは子供さん方は増加していくであろうと思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） それでは、村の今後の支援関係について、唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の今後の支援であります。

特別支援はふえていくだろうというふうに思っております。同じように教育を受ける権利、同じ式の中で生活する権利、このことは大切にしていかなければなりませんので、財政的に支援はしてまいります。ふえていくことはやむを得ないというふうに思っております。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 私も、現在、個人的にですが、障害者支援のスタッフとしてそういった仕事に携わっている者の一人で、毎週、養護学校に通ったり、また普通校の特別支援学級に通っている子供たちをサポートさせていただいている現状があります。そういった現場というか、子供たちと接して思うことの中で、先ほど、今、教育長が答えられました、いわゆる特別支援学校、通称養護学校ですね、養護学校があり、養護学校に対して普通校というか、地元校がありまして、その地元校に通わせたいということで、多分、発達障害の子、

養護学校が重度という言葉が果たしてふさわしいのだろうかというのは、私は現場を見て本当に思うんですけど、そういった中で、普通校に通う生徒たちがふえている。村長のお答えにもそういった発達障害の子、そういったサポートが必要な子がふえていくだろうという現状、見込みある中で、私が思うのが、親御さんの思いというのは、本当に自分の子供なわけですから、そういった望みというのを親として思うことがあるかと思うんですけど、実際に育つ子供たちは本当にそれぞれなわけで、その子供たちに合った支援をぜひ親御さんも選んでほしいし、学校、行政としても提案していただきたいなと私は思います。

現在、教育長が、今大体お答えいただいた部分に入っているのかなと思いますけれども、普通校というか、地元校の中で特別支援学級がふえ、また特別支援学級外でも問題もあろうかと思えます。そういった点で、学校が、地元校が、今、力を入れていることを、また困っていること、苦慮している点、この発達障害の件等で答えていただける点がありましたらお願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

時間がございませんので、端的に。

教育長（征矢 鑑） 小坂議員のお話の中を組み入れまして、村長さんには特別な加配をお願いしていくと、こんな姿勢であります。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） もう少し答えていただきたいですけど。

また、次回以降、突き詰めて、また深く私自身も勉強したいし、村民の方にもいろんなこと、村の大事なこと、知っていただきたいなと思えますので、ぜひ議員はもちろんのこと、村民みんなでこの村をよくしていけるように、村のことを考えていきたいと思えます。

以上で、私の質問は終わりにします。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました9議員の一般質問は全て終了いたします。

あす14日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） お疲れさまでした。

散会 午前10時27分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 5 年 6 月 1 4 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 2 発議第 1 号～発議第 4 号

討論～採決

第 3 議案第 6 号～議案第 7 号

提案～審議

第 4 議案第 1 号～議案第 3 号・議案第 5 号～議案第 7 号

討論～採決

第 5 議案第 8 号

提案～採決

第 6 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	加藤久 樹	産業課長	原茂樹
教育長	征矢 鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸 夫	教育次長	田中 聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久 雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻 男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀 正 弘
議会事務局次長	城 取 晴 美

会議のてんまつ

平成25年6月14日 午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 連日で大変御苦労さまです。

会議に入る前に、議事日程第4号の訂正をお願いしたいと思います。

第2の発議第1号～発議第3号になっていますが、発議第1号～発議第4号に訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、議案及び意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

議案3件、意見書案4件が提出されておりますので、本日の会議日程とします。

なお、審議の都合上、議案第8号につきましては、議案第7号までを採決した後、提案～採決までを行うこととします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案3件、意見書案4件を本日の会議日程といたします。

これから請願・陳情を採決いたします。

福祉教育常任委員会に付託の請願の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

丸山福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（丸山 豊） 福祉教育常任委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

請願第2号「国の責任による35人以下学級の推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について」につきまして説明を申し上げます。

去る6月3日、当委員会を開催し、委員4人出席のもと、教育長、教育次長の同席をいただき審査いたしました。また、6月10日に委員全員の出席のもと、慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定をいたしました。内訳は、採択3名、趣旨採択1名であります。

この請願書の主な内容は、少人数学級は生徒一人一人の個性に応じたきめ細かい指導が可能であり、教育課題の解決や教職員の負担軽減などに効果があることから、財源の確保と、また早期に教職員の定数改善計画の策定実行を求める請願であります。審査の中で、少人数学級はどの子にも行き届いた教育効果がある、また長野県でも、本村でも35人学級であるが、その財源は国の教職員定数改善計画のおくれにより厳しいものであるなどの賛成意見と、特別支援学級への予算増は理解できるが、新たな教職員定数改善計画案の中身がどのようなもの

か見えないということで趣旨採択という意見がありました。

以上、報告であります。

続きまして、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について」であります。

慎重に審査した結果、お手元に配付のとおり採択すべきものと決定をいたしました。内訳は、採択3名、不採択1名であります。

この請願書の主な内容につきましては、国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられたが、その負担率を2分の1に復元してほしいということと、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元することを求める請願であります。

審査の中で、義務教育は国の責任で行い、市町村の教育条件を一律平等により教育環境に格差を生まないようにするなどの賛成意見のほか、反対意見として、三位一体改革で国庫負担が2分の1から3分の1になった、地方分権の改革に逆行している。地方に合った教育の流れにするべきであり、ひもつき補助金の復活になるのではとの意見がありました。

以上で福祉教育委員会に付託された請願に対する委員長報告といたします。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する請願第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に対する請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

請願第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

請願第2号について、私の意見を述べたいと思います。

請願者が南箕輪公立学校職員組合から出されております。内容については、間違っていないと思います。私も議員になって3年目で、内容は多少違いますが、3回、ほぼ同じ請願が出されております。昨年は私もこの内容に賛成した立場なんです、今年度は少し国の動きが出てきているわけです。現場の教職員の皆様がどこを見て取り組むかが、私は大切なんだろうなと考えまして、少々意見を述べさせていただきます。

30人規模学級は、小・中学校、南箕輪村を初め長野県下は実現しているわけです。国では第7次教職員定数改善計画、これは平成13年から17年度以降、国による計画の策定はなされていません。三位一体改革がなされ、大きな課題だった国と地方の関係が見直されたときです。義務教育のあり方も見直されました。学級編制や教職員の配置について、国の制約を受けているという不満が地方から多く出されていたからです。そこで、文科省は国庫負担金について総額裁量性を導入し、教職員配置など、都道府県の裁量を拡大したのです。

現在、35人以下学級の全国の実情は、これは平成24年度の実情なんです、小学校の1・2年生は100%、3年から6年生が85%、中学1年生が80%、中学2・3年生が63%です。また、大都市部と僻地の学力差はほとんどありません。国際的にもおおむね上位を維持しております。保護者の学校に対する満足度も約80%と高いです。

現在、多くの地域が少子化による学校の統廃合問題、ベテラン教員の退職による教員の資

質や教員不足の問題、障害者支援の取り組みなどを初め、いじめ問題、不登校、スクールカースト等、さまざまな課題を抱えております。各地域で抱える課題は、各地域でそれぞれ違っております。私も全国的に少人数学級の推進は必要だと考えます。しかし、学校によってはチームティーチングや少人数指導に取り組む選択もできる仕組みも必要だと考えます。地域の自主的な取り組み、児童数の実態や学校、地域の実情に応じたもっとも効果的な学級編制、教職員配置が可能となるよう、より教育現場に近いところの裁量で教員配置ができる仕組みづくりが重要だと考えます。また、インクルシブ教育システムや、これは障害者の児童と一般の児童が同じところで一緒に学べるシステムです。また、学びのセイフティネットの構築が求められていると考えます。

以上のように、私はこの請願には、一部は賛成ですが、全部については反対の意見として述べさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、唐沢由江議員。

9番（唐沢 由江） 9番、唐沢です。

公立学校教職員組合の単組は日本労働組合総連合会に組織されております。町村ごとに要求する、この活動について支援する意味でも賛成いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第2号を採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、委員長報告に対する請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」の質疑を行います。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

請願第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

請願第3号について、私の意見を述べさせていただきます。

先ほども申しましたが、三位一体改革の中で公立学校、このときは消防、防災、地域介護、福祉空間などの施設整備などが含まれて改革されました。なぜ改革が必要だったのかですが、補助金や交付税を使って、国は地方に大きな影響力を及ぼしてきました。逆に、地方は陳情行政に象徴されるように、国への依存を余儀なくされました。財政運営の面でも、地方は全国画一的な基準での予算執行を求められ、地域の特色を踏まえた効率的な取り組みが困難で

した。これが予算の無駄遣いを生む一因にもなってきたわけです。

3分の1は堅持されなければいけないと思います。税源移譲もその分されたわけです。先ほども申した総額裁量性も導入され、使いやすい予算になってきたと思います。

以上のように、この請願第3号には私は反対です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はありませんか。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 賛成の形で討論させていただきます。

2006年に税源移譲と言いますか、三位一体の改革がありました。そのときに、2006年以前は負担金が420億から435億のものが義務教育負担金として戻されております。それが、現在は140億から145億の減少になっております。こうしたことは、その分を交付税という形の中で補てんをさせているわけですが、交付税というのは一般交付税でありますので、地域によってはいろいろな形の使い方があるわけです。教育に回っていない部分もあるわけで、そういうことで格差がかなりあるんじゃないかと。こういう学校教育においては、一定のレベルの援助が必要ではないかなと、そういう形の中で、こういう国庫負担は必要だと、そういうことで賛成討論といたします。

議長（原 悟郎） 2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 賛成の立場で討論します。

この交付税で一般化された中で、力のある市町村においては、より独自に教育の環境をよくする、こういうことに働いている場合もありますが、力の弱い自治体はどうしても教育費をほかへ使うと、こういうことが起こっているわけでありまして。ですから、未来の国を担う青少年、児童を育てるためには、国がきちっと保障をしていく、このことが大事だと思います。

以上の点で賛成といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

平成24年陳情第7号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択にすることに決定いたしました。

次に、総務経済常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 総務経済常任委員会の請願・陳情の審査の報告を行います。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第2号「農作物被害対策に関する陳情書」につきましては、6月3日と6月10日に委員会を行いまして、審査したところでございます。これには、原産業課長の説明を受けて、審査をしたところでございます。

これは、4月の凍霜害等で大きな被害が出た問題でございますが、議会の中でも出ていますように、今はまだ清算をしている段階でもあります。それから、生産者団体におきましても、各自で活動している段階であるということの中から、全員一致の趣旨採択ということで決定をしたところであります。

陳情第3号につきまして、「TPP断固反対に関する陳情書」、これも6月3日と6月10日の委員会で審議を行いました。これについても、原産業課長の説明を受けながら審査をしたところでございます。この中では、意見としては、農業問題だけでなく、産業経済全体の中からも動きが変化してきていると、こういうことの中で、今ここで断固反対に関する陳情を上げることは時期尚早ではないかという意見等もございまして、結果として賛成3名、不採択1名ということで、採択ということで委員会で決定をしたところでございます。

陳情第4号につきましては、以前からも同じような陳情が出されておまして、「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」ということでございます。これも賛成4名ということで、6月3日、6月10日の委員会審議の中で採択をしたところであります。

以上、総務経済常任委員会の報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから委員長報告に対する陳情第2号「農作物被害対策に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂です。

委員長さんに二点、お尋ねいたしたいと思います。

先ほどの委員長報告の中で、清算している最中と言ったかな、清算という言葉があったんですけど、清算しているという、その生産はお金を後から清算するとか、計算をしているという意味なのか、その清算の意味をお聞かせいただきたいのと、2点目は、陳情書の記以降、五つの項目があるんですけど、先ほどの清算の答えによっては、聞くことに意味がなくなるかもしれませんけど、五つある項目について、それぞれどれも趣旨という判断なのか、こちら辺について何か分かれた意見というか、何かございましたらお知らせいただきたいんですけど。

以上です。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 陳情第2号の中で出てきました清算ですが、清算している段階というのは、凍霜害の被害額を、今のところはまだ最終決定ではないということで、清算をしている段階でありますので、これからその金額によっても動きが出てくるのではないかと、こういうことの意味であります。生産者団体という部分も私は言いましたが、これは生産をしている団体という意味のことであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） では、要するに、凍霜害の被害額等がまだ見え切っていないとい

うことで、委員会として趣旨採択という結論を出すということが、ちょっとそれがふさわしいのかどうかでお尋ねするんですけれど、一回趣旨採択をしてしまうということは、この陳情書がまた出されない限りは、そういったことについてこの議会では、議会側から何か発言しない限りは終わってしまうのかなど。清算額をはっきりしてという意味では、継続審査というやり方もあったのかなと思うんですが、そこら辺についてわかるようにお答えいただければ助かります。

以上です。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） この陳情を出されております上伊那農業協同組合も独自に、それぞれ県や国のほうにも支援等を要請している段階であるということの中で、この陳情書の中身も1から5がありまして、それぞれ項目ごとに審査をしてきました。

例えば、5の共済についても、村でも補助をしているとか、そういう部分の現在の状況を話したんですが、その中で上伊那農業協同組合側からも、独自でも陳情等をしている段階でありまして、ぜひこの内容を現時点では理解してほしいということで、具体的に議会として行動を起こしてもらわなくてもいいというか、そういう趣旨の話もありまして、結果として趣旨採択ということになったわけでありまして。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

陳情第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第2号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第2号「農作物被害対策に関する陳情書」は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第3号「TPP断固反対に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第3号「T P P断固反対に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。9番、唐沢由江議員。

9番（唐沢 由江） 「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書」、国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法代第99条の規定により意見書を提出する。

趣旨説明を終わります。御賛同よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

内容についてなんですが、教員1人当たり児童・生徒数は、OECDの平均に近づいてきているんです。小学校で日本は18.6人、OECDの平均が16人です。中学校では日本が14.5人、OECDの平均が13.5人です。教育費についても、GDP比ではOECDの平均を下回りますが、生徒1人当たりの教育費は上回ります。教職員の人件費もOECDの平均より上回っております。国でも新たな教職員定数改善計画案をつくり、本年、25年度から5カ年計画で取り組み始めました。本年度は教職員の定数を1,400人ふやす計画です。また、公立教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関して必要な措置について、検討会も昨年から開催されています。

国も少人数学級の推進など、計画的な教員定数の改善に取り組み始めました。取り組みの中で、1として少人数学級など教職員配置改善の効果検証、2として質の高い学びのための効果的な教職員配置のあり方、3として個別の教育課題に対応するための教職員配置のあり方を検討していくそうです。

内容的に、南箕輪村議会として出す意見書としては、このままの内容では私は不十分だと考えて反対意見とさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 賛成の立場で討論をしたいと思いますが、この陳情につきましては、現場で日々教育に携わる教員の皆さんが現場の実態をかんがみながら、ぜひ実現をしていきたいと、こういうことで長年取り組んできている問題であります。教職員の改善計画案が策定はしておられますが、実際に実施に移すというところになりますと、実施が見送られるというようなことが行われてきております。そういう意味で、大きな意味で教育予算をぜひ大幅に増額してほしいという内容でありますので、個々のいろんな論議はあるかと思いますが、ぜひ実施をしていただきたいと、こういう内容でありますので、賛成していきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」に対する趣旨

説明を行います。

意見書を読み上げて説明としますので、よろしく願いをいたします。

義務教育費国庫負担制度は、国が主要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかし、昭和60年度予算において旅費、教材費が国庫負担から除外されたため、保護者負担が増加した市町村が幾つも出てきました。さらに、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、各県の財政状況を圧迫しています。今までは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっております。

そこで、平成26年度編成予算においては、義務教育費水準の維持向上、機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を維持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。

以上が意見書であります。内容を深く理解した上で議員各位の賛同をお願いし、採択されますようお願いして、趣旨説明といたします。

議長（原 悟郎）これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝）ただいま、趣旨説明の中で、表題について国庫負担制度の維持、堅持と書いてありますが維持というふうに述べられ、また説明の中で記の1、国庫負担制度を維持というふうに述べられたのですが、文章どおり堅持でよろしいかどうか、ちょっと確認をいたします。

7番（山口 守夫）そのとおり、堅持で訂正をお願いします。

議長（原 悟郎）ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎）これで質疑を終わります。

発議第2号の討論を行います。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和）1番、百瀬輝和です。

先ほども申しているんですが、義務教育の国庫負担の減額分は税源移譲されたわけです。財源確保は確実にされていると見て間違いありません。ただ、地方交付税は地方自治体が自由に用途を決められる一般財源であり、地方交付税の総額抑制を求められている中、投資的経費などが削減されていた場合、教育費に影響を及ぼすことが全くないとは言えません。また、地方に合わせて使えるように総額裁量性を導入したわけです。しかし、地方と都道府県間で教育水準の著しい格差が生じないよう法令で明記する措置の検討も必要だと考えます。進めてきた改革をさらによりよい方向に進める必要があります。地域に根差した教育を追及するなら、都道府県から市町村へ分権を進めるという考え方ができると思います。

以上のように、私はこの意見書は逆行する内容だと考えますので、反対します。

議長（原 悟郎）ほかに討論がございませんか。

4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 賛成の立場で討論させていただきます。

これは、義務教育費国庫負担制度の話で、国が負担すべきということについての2分の1と3分の1の見解で、反対討論も先ほどなされたのだと思います。政治というのは、ある意味、わかりやすさが大事かなということで、現安倍政権も教育については力を入れていきたいというようなことをおっしゃっているわけです。平成18年度はちょうど第1期の安倍政権があったときのようなんですけれど、その当時も結局は義務教育費を、最初は存廃する、なくすという、国庫負担をなくすという、そういう検討までなされて、そこで2分の1が3分の1に下がるというところで落ちついたというようなんですけれど、安倍政権が現在推し進める教育を力強くということから考えましても、2分の1を3分の1に下げたままで国が教育に力を入れるようには、国民には伝わらないのではないかとということで、2分の1に戻すぐらいのことも安倍政権にやっていただきたいという意味も込めまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第3号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）断固反対に関する意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 発議第3号の趣旨説明を行います。

このTPP断固反対ということでは、以前から、農協を初め各団体から要請がありました。近年、世界的な原油、穀物価格の高騰により、肥料、飼料価格等が高どまりする一方で、景気悪化の影響から農産物の価格が低迷、こういう状況が続いているわけであります。こうした状況が続くことによって、多くの農家が経営を維持することができず、我が地域経済の中心である農業は存続の危機に陥る、そして食糧自給率の向上は不可能となり、安全安心な国産農産物の安定供給に重大な支障を来す、こういう心配があるわけであります。

さらに、農業のみならず、TPPの中にはISD条項、企業が国を訴える、このような条項もあるわけであります。

また、食の安全や安心が非常に危険にさらされている。既に、その前段として牛肉の輸入も、今まで日本で規制していたものを解除していく、こういうことが起こっているわけであ

ります。そして、一番基幹的な農産物である米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物、このようなものを本当に守っていく、そういう立場から考えると、政権について自民党、これが選挙公約をしたものをきちっと守りなさい。それから、自民党の中でいろいろと決議がされている、こういうことを守りなさいというのが農業団体からも言われているわけであります。

このようなことから、下へまいります、記として、国民との約束である政権公約6項目及び自民党が決議した2月27日のTPP交渉参加に関する決議及び3月13日のTPPに関する決議を遵守すること。2として、TPP交渉に関する十分な情報開示と国民的議論を行うこと。3として、今後の交渉において国益が守れないと判断した場合は、即刻交渉から脱退することを政府として明確に国民に確約すること。このようなことを求めるわけであります。

以上、意見書を提出するものであります。どうか皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） TPPの交渉には参加ということが表明されている中で、この反対に関する陳情書は農業関連を主とした陳情書であり、日本経済全体を考えた中で、いろいろとマイナス要因、プラス要因がある中でありますけれども、やはり今ここで参加しなければというようなことを考えた中で、これから交渉に参加することによって、それぞれの条件が出てくる。その条件を提示前に参加に反対するという事は、ちょっと早いのではないかと。参加した中で条件をそれぞれ精査しながら、情報を開示して、国民議論を行った中で、国益に添う形の参加がいいのではないかと、そんなふうに思うところであります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。したがって、発議第3号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）断固反対に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） それでは、「地方財政の充実・強化を求める意見書」について趣

旨説明を行います。

政府は地方公務員の臨時給与減額に係って地方交付税の減額というような形の中で、地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に支障を来すようなことが行われている中で、この意見書を読みまして説明をいたします。

1、地方行政、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき、一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

3、被災自治体の復興に要する地方分担分については、国の責任において、通常の予算と別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4、地方公務員給与の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財政について、完全に復元すること。また、地方公務員給与に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策の方針に基づき、一方的に算定する方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討する。

5、地域の防災、減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえを厳に慎むこと。

6、地方財政の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化。市町村合併特例の終了を踏まえた、新たな財政需要の把握について対策を講じること。

意見を提出するものであります。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから議案の上程を行います。

議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

南箕輪村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成25年3月30日に専決処分をさせていただき、第2回臨時会において承認をいただきましたが、その改正内容に誤りがありました。関係する法律等の解釈に誤りがあり、おわびを申し上げます。今回は訂正をさせていただき改正でございます。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、原案どおりの御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明をさせていただきます。

今、理事者の提案理由で申し上げましたとおり、今回の改正は先に専決処分をさせていただいたものについて、一部誤りがありましたので、その訂正をさせていただき改正であります。法令等の解釈に誤りがありましたことに、重ねておわびを申し上げます。

それでは、細部説明をさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、専決処分をさせていただいたときに説明を申し上げましたけれど、今回の改正については、国民健康保険の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、単身世帯、いわゆるこれを特定世帯と言いますが、いわゆる単身世帯となるものについて世帯別の平均割り額を、最初の5年間を2分の1に軽減するという現行措置があるわけですが、この措置に加えて、その後3年間は、一般世帯については4分の1の軽減をするという、そういう措置を講ずるという特定継続世帯というのが設けられたわけでありまして、ただし、所得階層に応じた7割、5割、2割の軽減世帯につきましては、4分の3の軽減額ということになるわけでありまして、ここを法の解釈を誤りまして、一般世帯と同様に4分の1の軽減額を記載してしまったというものであります。

それでは、1ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います、2枚目になりますか、アンダーラインの部分で改正点になります。以下、1ページ、2ページ、3ページまでに6カ所の改正があります。それぞれの所得額に応じた階層ごとに（ウ）の特定継続世帯の減額額、これを4分の1の額から4分の3の額に改正するものであります。

それから、改正分のほうにお戻りをいただきたいと思います、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例については平成25年4月1日から遡及適応をさせていただくというものであります。

以上が今回改正の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（原 悟郎） これから議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本議案は、田畑公民館建築工事の入札を去る6月7日に実施いたしました。工事請負契約予定価格は、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、議案第7号「工事請負契約の締結について」細部説明を申し上げます。

議案書の一番最後のページの説明資料をごらんいただきたいと思います。

建築工事の入札結果でございます。入札の時期は6月7日、午後2時でございます。

工事の内容につきましては、建築工事の集会所は構造が鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造です。平家建て、一部地階となります。規模は、建築面積が751.13平方メートル、延床面積が933.08平方メートルになります。ごみ置き場は構造が鉄骨造、規模は延床面積が6.84平方メートルになります。そのほか、造成工事、外構工事、既存建物の解体工事が含まれております。

3の入札結果でございますが、応札社数が5社、落札金額1億4,490万円、落札業者につきましては、原建設株式会社です。

4の工期でございますが、着手が南箕輪村議会議決の日から平成26年3月25日までが工期となります。

それでは、1枚戻っていただきまして、工事請負契約の締結について、契約の内容、1、契約の目的、平成25年度田畑公民館建築工事。2、契約の方法、一般競争入札、制限つきでございます。3、契約の金額、請負金額1億4,490万円。4、契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） これから議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、唐沢由江議員。

9番（唐沢 由江） ちょっとお聞きしたいと思いますが、ごみ置き場の6.8平米のものは、既存のものと合わせて、それ以外につくるといってことでしょうか。

議長（原 悟郎） 田中教育次長。

教育次長（田中 聡） 既存のほかに、新たに設けるものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 議案第1号の討論ということで、賛成討論をさせていただきます。

議長（原 悟郎） 反対の討論者はおりますか。

〔発言する者なし〕

議長（原 悟郎） では、どうぞ。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） この特別職の給与云々は、主に村長等の給与の削減ということで、3%ということで、これは例年、村長が特別職報酬審議会の諮問のお答えに対する、村長御自身も含めた姿勢を示しているものだと思いますし、例年、議会側もそれに賛成してきております。今回の賛成につきましては、例年の賛成とは現状がちょっと違うかなという中で、あえて賛成するんですがということで討論させていただきます。

先ほども発議第4号で、我々議会が「地方財政の充実・強化を求める意見書」を全員一致で可決いたしましたして、意見書を出しました。その内容に、記の4番、地方公務員給与費の削減の財源を完全に還元せよと、これは地方公務員の給与を下げるなという内容を議会側でも言っていることだと思います。今回、村長の給与を削減することが、今後もしかしたら出てくるかもしれない、村職員の給与の削減ということに直結して影響を与えるようではまずいと。その直結ではないよという理解のもと、村長が特別職報酬審議会に従って下げることについては賛成いたしますので、そういう意味での賛成でございます。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村新型インフルエンザ等対策本部条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村新型インフルエンザ等対策本部条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村の日を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村の日を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

それでは、これから議案の上程を行います。

議案第8号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

原茂樹産業課長の退席を求めます。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議 長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村副村長の選任について同意を求めることについて」の提案理由並びに説明を申し上げます。

議案書にもありますように、加藤久樹副村長が6月30日で任期満了となります。したがって、南箕輪村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、南箕輪村7732番地2、氏名、原茂樹、生年月日、昭和33年4月2日生まれであります。

よろしく御審議いただき、同意をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第8号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

原茂樹産業課長の着席を求めます。

ただいま、南箕輪村副村長の選任について、全員賛成で同意することに決定いたしましたので、ここで原茂樹産業課長の挨拶をお願いいたします。壇上にてお願いします。

産業課長（原 茂樹） ただいまは選任案に御同意を賜り、まことにありがとうございます。もとより、浅学菲才、行政経験も豊富とは申せませんが、常々、唐木村長が申されております住民の皆さんのための行政、これを第一に一生懸命努めてまいりますので、議員各位には一層の御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。〔一同拍手〕

議長（原 悟郎） ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、経済厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、6月末をもって副村長を退職されます加藤副村長から挨拶をお願いしたいと思いますが、加藤副村長は昭和42年4月より役場職員として勤務され、平成2年に議会事務局長を初め、水道課長、社協事務局長、企画財政及び総務課長を歴任され、平成17年7月に助役に就任し、地方自治法の改正によりまして、平成19年4月に副村長となり、現在まで2期8年努められ、職員時代も含め約46年間にわたり、手がたい行政手腕により村政の発展や村長の片腕として活躍されました。まだまだ惜しいところではありますが、本人の意志とのことで、6月末をもって退任となります。加藤副村長に感謝を申し上げ、ここで御挨拶をお願いしたいと思います。檀上にてお願いいたします。

副村長（加藤 久樹） 6月定例議会最終日にこうして退任の御挨拶をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。また、ただいま議長から過分なる御紹介を賜り、身に余る光栄であります。

私は、昭和42年に一般職として採用されましたけれども、現在の職には、先ほど御紹介いただきましたように、平成17年に当時の職名は助役でございますが、7月1日就任をさせていただきました。2年後の平成19年4月に自治法の改正がございまして、職名が副村長と変わったわけではありますが、通算をいたしまして2期8年間務めさせていただき、この6月末、任期満了により退任をさせていただくこととなりました。

私が就任をいたしました平成17年は、国が進めております平成の大合併、このさ中でした。南箕輪村もその前年の16年に合併の是非を問う住民投票が行われまして、自立の道を選択した直後でありましたので、住民の皆様方の村づくり、地域づくりに対する関心が非常に高まった時期であったと記憶しているところでもあります。また、その一方で、平成2年から3年にかけてバブルが崩壊いたしまして、それから十数年たっていたわけですが、当時、よく言われた「失われた10年」という言葉に象徴されますように、景気の低迷によりまして、国、地方ともに財政的に非常に厳しいときでありました。したがって、平成17年の年末から18年の正月にかけて、初めて予算編成を手がけさせていただいたわけではありますが、そのときの財源確保には苦労したということが思い出であります。

しかしながら、翌18年からは村税も20億円の太基に乗るようになりまして、あわせて財政通と言われます唐木村長の財政運営、そして手がたい行政運営によりまして、この財政を基盤として今日まで発展をしてきた南箕輪村であります。今や県下77市町村の中でも、南箕輪

村と言えば、ああ、あの南箕輪村かと言われるまでに知名度も上がり、村としての力もついてきたというふうに思っております。

その南箕輪村の中において、8年間、籍を汚しながらも、住民の皆様方の生活に直結する地方自治の仕事に携わらせていただいたということは、私の大きな財産であり、誇りであります。さらに、今後、この村が発展を続けることを祈念申し上げるところでございます。この8年間、御指導をいただきました議会の皆様方、そして唐木村長をトップと一緒に仕事をさせていただいた職員の皆さん、さらには1万4,000人余の住民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

ただいま、私の後任に選任同意していただきました原茂樹氏、有能な人材であり、年齢も私より10若いわけでございます。行動力もありますけれども、やはり行政と議会、車の両輪に例えられますように、議会の皆さんの協力なくしては行政の事務執行は一つとしてできないわけであります。どうか私にお寄せいただきました以上に、新しい副村長、そして唐木村政にお力添えを賜りますことを、私の対場から改めてお願いを申し上げます。

思うことはいろいろありますが、なかなか言葉になりません。ただ、一言で言えば、ただただ感謝ということであろうかと思えます。南箕輪村、そして南箕輪村議会の今後ますます、さらなる御発展、そして村民を初め関係各位の皆様方の御多幸を御祈念申し上げまして、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。〔一同拍手〕

議長（原 悟郎） 加藤副村長、ありがとうございました。

それでは、ここで村長の挨拶を求めます。唐木村長。

村長（唐木 一直） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、12日間の会期、大変お疲れさまでした。また、全議案、原案どおりお認めをいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見や御提言は、今後の村政に生かしてまいります。

ことは、過去3番目に早い5月中の梅雨入りとなりましたが、今は空梅雨傾向となっております。この地域でも、若干ではありますけれども、水不足というような、そんな心配も出てまいったところでもあります。しかし、梅雨はこれからであります。集中豪雨やゲリラ豪雨による災害のないことを願うとともに、災害対応には万全を期してまいります。

開会の御挨拶の中でも申し上げましたとおり、今、市町村を取り巻く環境は大変厳しくなっております。特に道州制の問題やTPPの問題は注視をしていく必要があります。国土の大半を有する地方は、食糧の供給や水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしております。日本の発展のためには欠かすことのできない国民の共通の財産でもあります。国土の均衡ある発展を望むものであります。

平成24年度の決算状況をまとめる時期となっております。厳しい中ではありましたが、健全財政を維持しながら、繰り越し財源をさらに確保しながら、良好な決算状況となる見通しであります。今議会でも田畑公民館の工事請負契約の締結をお認めいただきました。今年度は比較的大きな事業が多い年度となっておりますので、各事業の着実な推進に努めてまいります。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、県工科短期大学の上伊那地方への機能配置で、県は新設案は費用面などから困難と

し、県伊那技術専門校の活用案が有力との見方を示しました。これを受けまして、上伊那地域の中にも、それぞれの思いが報道をされておるところであります。思いは思いとして、この施設は県の施設であり、県が判断することです。現時点では、上伊那地域への設置を優先し、その推移を見守ってまいりたいと考えておるところであります。

さて、ただいま御挨拶いただきましたが、6月末をもって加藤副村長が退任をされます。2期8年間、私をしっかりと支えていただき、村政発展のために多大な御尽力をいただきました。また、常に周りに気配りをしながら、職員の先頭に立ち、職務の推進をなされてまいりました。その気配りは、本当に頭の下がる思いでありましたし、私もまねをしなければと思いましたが、なかなかその域に達することはありませんでした。さらには、村政へのいろんな批判や事務的な不祥事、こういうことも一心に受けとめ、私を支えていただいたところでもあります。もう1期、一緒に村政発展のために御努力をいただきたいと思っておりましたが、後進に道を譲りたいとの決意がかたく、私にとりましては本当に残念なことでありますが、退任をされることになりました。役場に就職したのも、ほぼ同時期であります。46年間、ともに一緒に仕事をしてきたところでもあります。本当に残念ではあります。意志がかたいということで、やむを得ないなと思ったところでもございます。長い間、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。退任後もさまざまなお立場で村政の発展のためにお力添えをお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。12日間、ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 梅雨期独特の蒸し暑い日が続いております。これから本格的な梅雨に入るかと思えます。豪雨等により災害のないことを祈るとともに、何かと御多用の中、各位御健勝で御活躍を御祈念申し上げ、これをもって平成25年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時28分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員